

第百六十九回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第二号

平成二十年三月二十六日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 東 順治君

理事 梶山 弘志君 理事 鈴木 俊一君

理事 谷本 龍哉君 理事 やまざわ 大志郎君

理事 吉川 貴盛君 理事 大島 敦君

理事 古川 元久君 理事 赤羽 一嘉君

理事 伊藤 忠彦君 理事 江崎洋一郎君

大村 秀章君 岡部 英明君

片山さつき君 川条 志嘉君

近藤三津枝君 佐藤ゆかり君

清水清一朗君 柴山 昌彦君

平 将明君 谷畑 孝君

土井 真樹君 丹羽 秀樹君

橋本 岳君 藤井 勇治君

牧原 秀樹君 武藤 容治君

安井潤一郎君 吉田六工門君

吉野 正芳君 小川 淳也君

太田 和美君 北神 主朗君

後藤 斎君 近藤 洋介君

下条 みつ君 田村 謙治君

牧 義夫君 三谷 光男君

高木美智代君 吉井 英勝君

經濟産業大臣 甘利 明君

内閣府副大臣 中川 義雄君

經濟産業副大臣 新藤 義孝君

經濟産業大臣政務官 中野 正志君

經濟産業大臣政務官 荻原 健司君

經濟産業大臣政務官 山本 香苗君

政府参考人 (内閣官房消費者行政一元化準備室長) 松山 健士君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 居戸 利明君

政府参考人 (金融庁総務企画局参事官) 三村 亨君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 門山 泰明君

政府参考人 (国税庁課税部長) 荒井 英夫君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 中尾 昭弘君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 黒川 達夫君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 松永 和夫君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房長) 塚本 修君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房技術総括審議官) 瀨戸比呂志君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中富 道隆君

政府参考人 (經濟産業省經濟産業政策局長) 鈴木 隆史君

政府参考人 (經濟産業省技術環境局長) 石田 徹君

政府参考人 (經濟産業省製造産業局長) 細野 哲弘君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局長) 岡田 秀一君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 望月 晴文君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 西山 英彦君

政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院長) 薦田 康久君

政府参考人 (中小企業庁長官) 福水 健文君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 内田 要君

經濟産業委員會專門員 大竹 顯一君

委員の異動 三月二十六日 補欠選任 小川 淳也君

同日 北神 圭朗君 補欠選任 小川 淳也君

同日 小川 淳也君 補欠選任 北神 圭朗君

三月二十五日 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

同日 同月七日 原油価格高騰対策に関する請願(吉井英勝君紹介(第四〇三号))

同日 同月十七日 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求めることに関する請願(石川知裕君紹介(第五七五号))

同日 同月十七日 同(枝野幸男君紹介(第五七六号))

同日 同月十七日 同(小川淳也君紹介(第五七七号))

同日 同月十七日 同(大串博志君紹介(第五七八号))

同日 同月十七日 同(太田和美君紹介(第五七九号))

同日 同月十七日 同(亀井静香君紹介(第五八〇号))

同日 同月十七日 同(川端達夫君紹介(第五八一号))

同日 同月十七日 同(北神圭朗君紹介(第五八二号))

同日 同月十七日 同(小宮山泰子君紹介(第五八三三三三))

同日 同月十七日 同(後藤斎君紹介(第五八四四四四))

同日 同月十七日 同(田村謙治君紹介(第五八五五五五))

同日 同月十七日 同(高井美穂君紹介(第五八六六六六))

同日 同月十七日 同(土肥隆一君紹介(第五八七七七))

同日 同月十七日 同(中井治君紹介(第五八八八八八))

同日 同月十七日 同(仲野博子君紹介(第五八九九九))

同日 同月十七日 同(西村智奈美君紹介(第五九〇〇〇))

同日 同月十七日 同(野田佳彦君紹介(第五九一一一))

同日 同月十七日 同(鉢呂吉雄君紹介(第五九二二二))

同日 同月十七日 同(原口一博君紹介(第五九三三三))

同日 同月十七日 同(藤村修君紹介(第五九四四四))

同日 同月十七日 同(細川律夫君紹介(第五九五五五))

同日 同月十七日 同(松本謙公君紹介(第五九六六六))

同日 同月十七日 同(松本剛明君紹介(第五九七七七))

同日 同月十七日 同(森本哲生君紹介(第五九八八八))

同日 同月十七日 同(クレジット被害をなくすための法改正を求めることに関する請願(今津寛君紹介(第五九九九九))

同日 同月十七日 同(岩國哲人君紹介(第六〇〇〇〇))

同日 同月十七日 同(木原稔君紹介(第六〇一一一))

同日 同月十七日 同(辻元清美君紹介(第六〇二二二))

同日 同月十七日 同(土井亨君紹介(第六〇三三三))

同日 同月十七日 同(藤村修君紹介(第六〇四四四))

同日 同月十七日 同(牧原秀樹君紹介(第六〇五五五))

同日 同月十七日 同(松本剛明君紹介(第六〇六六六))

同日 同月十七日 同(悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求めることに関する請願(安住淳君紹介(第六二〇〇号))

今後、甘利大臣のアジア経済・環境共同体の枠組みの下で、アジア、ロシア、このような成長地域との連携、枠組みを強化することが喫緊だと私は思います。

特に新潟、まあ新潟のことに触れてもいいんですけど、地域的にはアジア、ロシアのゲートウエーということで、今、新潟の東港では貨物船の沖待ちがあります。沖待ちなどというのは戦争直後のアジア、アフリカの西海岸などで行われたことでありますが、何を言わんとするかというと、インフラの整備や通関の効率化が急がれると思っています。

また、日本の中小企業には宝物のようなすぐれた技術がたくさんある。たくみのおやじさんは、それを使ってアジアやロシアと取引しようというようなところまで思いはめぐらない。インターネットオタクのせがれはパソコンをよく使いますから、ITを利用してアジアやロシアと商売をするということに対して少し支援してやれば、宝物のような技術やノウハウを生かすことができる。こんな思いの中で、まず大臣から、アジア経済・環境共同体構想について夢のある前向きな話を、ちょっと御意見をお聞かせいただきたいと思っています。

○甘利国務大臣 自民党の元氣のもと吉田先生から前向きな御質問をいただいてありがとうございます。

福田内閣における経済成長戦略というのはかなり大きな構想がありまして、一言で言いますと、アジアの成長に日本が貢献しつつ、アジアとともに成長していくことなんでしょうね。

アジアで期待をされるのは、これから中産階級が勃興していく、今は中産階級は三千ドル以上の所得ということで切るわけですが、平均年収三千ドル以上ということなんですが、今四億人くらいですけれども、二〇三〇年にはこれが二十三億人になる。

日本が年収三千ドル以上になったときに何が起きたかという、いわゆる三Cという、カー、ク

ラー、カラーテレビが爆発的に売れて、消費が拡大されて一気に日本経済が伸びていった、高度経済成長の真つただ中ということになるんですが、それがアジアで起きるわけなんです。それに日本が深く関与していくということが大事であります。

ただし、その際には課題がありまして、地球規模でもそうですけれども、アジアでも環境・エネルギー制約というのが当然あります。それから物流の効率化ということをはかるとかということがあります。あるいはサポーターディングインダストリーをどう育てていくか、あるいは人材の育成というのがあります。これらの課題を解決しなければ夢は実現しないわけがあります。

そこで、日本がスポンサーをして、東アジア、ASEANのシンクタンクをつくるということに歓迎されまして合意をされました。このシンクタンクで国ごとに問題の分析をしているんですね、格差の是正というものは大事ですから。国ごとに、こういう課題がある、あるいは制度設計等について、問題を分析して処方せんを提示する。それに日本がODAとあわせて具体的な実施をしていくということによって中産階級が一举に拡大していく。そうすると、経済連携とあわせて消費が爆発的に伸びていくという構図がで上がるわけでありまして、その構想を今立ち上げるところでございます。

日本は人口減少でありますから、日本の国内消費拡大というのも大事ですが、これには限界がありますから、日本と同じような状況で仕事ができる地域をふやして、その中産階級を一举に取り込むということを構想として掲げているところであります。

○吉田(六)委員 ありがとうございます。

全く我が意でありまして、ぜひひとつ、日本のノウハウ、これをシンクタンクスポンサー、私たちの、余り物のない国ですから、こうしたところで貢献できたらいいなという思いを大きくしました。

これからは、大臣、大変恐縮なんですが、光の当たらぬ方向の話を少しさせてもらいたいと思います。

六左エ門は、若い先生方をお願いして、中小零細企業再生協議会という議論をつくりまして、図つて会長をしております。その中でいろいろと勉強させていただいて、再生成った柴又の川千家、ウナギ屋まで皆さんで出かけていって、一晩ウナギを食いながら、このうちがどうよみがえられたのかと、美人のお母さんに酌してもらいながら議論をさせていただいたりしました。

私たちが考えたところでは、中小零細の再生は、RCC、企業再生機構、この再生とは全く趣を異にするんだ。長年おじいちゃん、お父さんから引き継いだ代紋と看板は大事にしたい。だけれども、余り知恵があったり頭がめぐり過ぎた投機好きのおやじがためにこういう目に遭った。では、お父さんの首を外しても、お母さんとせがれと長年汗かいてくれた従業員とでまたこの看板は守りたいという、RCCのばらばらに解剖しちゃつていいところだけくつつけて、そしてそれにエンジンつけて走り出すというのとは違うんだということを強く感じたところでもあります。こうしたことを含めて質問をさせていただきたいと思っています。

再生の現場の多くは、金融機関の債権回収とか、あるいは帳簿を格好よくきれいにしたいというふうなことで、経営改革が二の次になってしまふ。葬式屋はたくさんいるけれども、再生のために力をかしてくる、知恵を出してくれる、薬を処方してくれる医者がいないという声がたくさんあります。

どのような機能強化を行うのか。いわゆる再生支援協議会を強化するという点について、経営面の再生を応援できるようにするのか、このことについて伺いたいと思います。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、中小企業の再生は非常に重要な課題でございます。地域経済と地域の雇用を守っていくというふうな観点で、現在、私

もいたしましたは、全国四十七の県に再生支援協議会というのを設けまして、平成十五年から、地域の実情と企業の実態に即したきめ細かな対応というのを進めてきておるところでございます。

こういうふうな中で、地域によりましては、再生人材が不足して、専門家が少なくなかなか対応がしにくいとか、あるいは各県で少し差があるとか、あるいは小規模企業の抜本的再生への取り組みとか債務免除、あるいは企業再生を伴う高度な案件がふえてきている、こういう実態にございます。

そういうことを踏まえまして、来年度から、来週からになります。再生支援協議会の一層の支援機能の強化を行っていくというふうなことを考えてございます。

具体的には、全国本部を東京に設けまして、この東京に専門家をプールして、必要に応じて各県の支援協議会を支援、サポートしていくというふうな話、あるいは処理案件の手続とか基準の統一化を進めていく、あるいは各地域の常駐専門家、これを増員していく、こういうふうなことも考えてございます。さらには、再生ファンドの拡充、連携強化、法案を出してございますが、信用保証協会が債権の譲り受けあるいは再生ファンドへの出資業務を実施するというふうな機能強化を行いまして、地域の経済と地域の雇用、実情に合った形で小規模を含めた再生ということに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○吉田(六)委員 全くもって、プロも一人ではできない、チームを組んでオーケストラだという、それを中央に集約して、そしてどこへでも出前をしていく、ありがたい手配だと思えます。有効に機能するようにしていただきたいと同時に、コンサルタントフィー、いわゆるデューデリジェンス、直ろうというときに必要な経費、それさえない。弁護士にかかりたいけれども弁護士の銭がない、あれと同じようなことが中小企業の再生をしたいという人にあるんですね。こうした企業の再生を助ける施策も、大丈夫なように国が支援するとか、

あるいは相談窓口をつくる、今ちょっとお話をしましたけれども。

それで、ついでに聞いてしまいますけれども、今のお答えにもありました、再生の応援に当たる専門家の育成確保、このことも大事だと聞いていますが、これらについて何か手当てがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

まず、デューデリリの費用の件でございますが、これも機能強化策の一環として、各地域に常駐専門家というのをふやしていくというふうな予算措置も講じておりますし、デューデリリの費用につきましましては、現在、百万円を上限に助成するというようなことをやっているんですが、これもいろいろなところの状況を踏まえまして、三百万円に上限を引き上げていくというふうなことを考えてございます。

それから、地域の再生の人材不足という問題につきましましては、一つは、先ほど申し上げました全国本部に、そういう弁護士、公認会計士等の専門家を千人から二千人、データベースをつくって地域に御活用いただけるような仕組みをつくっていくというのが一点。

二点目は、各地域で再生支援セミナーをやっております、ここ半年の間でも各地域で千名ぐらゐの公認会計士、弁護士さん、いろいろな方を集めて、特に再生に絞ったセミナーで各地域の専門家にノウハウをつけていただく、そういう取り組みもいたしているところでございます、いずれにしても、人材の確保は非常に重要でございますので、力を入れてまいりたいというふうな考えてございます。

○吉田(六)委員 スピーディーな手当てというのが大事だと思いますので、よろしくお願ひをします。

かわいそうな、難儀な中にも、また談合なんかで手痛いとか、悪いことをしたのでしようが、ありませんけれども、そうしたいわゆる建設業界、これも、再生のために営業を譲渡したり、新しい

会社の設立あるいは会社分割などをすると、それから民事再生なんかをすると公共事業は一年間指名にならぬとか、やはり、直ろうと思つていい知恵を出さなければ、前の会社の指名権はバアになつちゃうとか、こういったことがあつて、こうしたら何とか生き延びられるのになつて、ところが泣く泣く破綻していくという例がありますけれども、これらについて何か手取り早い手当てができないものかというのを国交省に質問させていただきます。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの建設業の再生でございますけれども、事業の再編等が不利にならないよう、また的確に対応できるように、問題意識を持つて私どもも取り組んでいるところでございます。

そのうち、経営事項審査でございますけれども、これは通常は決算日ということでございますけれども、途中で合併等があつたときは随時受け付けるといふようなことと認めているということでございます。

また、競争参加資格でございますが、国土交通省の直轄工事におきましては、通常二年に一回でございまして、随時受け付けられるようにするとともに、営業譲渡等の前後で資格審査上不利な扱いとならないように、従前の工事実績でございましてか営業年数を認めるなどの措置を講じているところでございます。

地方公共団体につきましても、総務省と連携いたしまして、このような取り組みをしていただくよう指導してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○吉田(六)委員 末端にまできちつと、ここで答弁したことが行き届くようにお願ひをいたします。

の了解が得られないと保証協会の求償権、不良債権といふますか放棄、これが難しいということ、総務省に対してこのことについて大分強い物言ひをしてきたいきさつがあるわけでありまして。

これは中小零細が本当に助かるための特効薬だと考えておりますので、各県において早急に条例整備をするということと思つて、六月議会ですけれども、これらの実施に対して、六月議会ということも漏れ伺つていますが、これは決意のほどを聞いて終わりたいと思ひます。

○門山政府参考人 御指摘がありました信用保証協会の権利放棄の關係でございますが、総務省といたしましては、この問題は非常に機動的な対応を必要とする問題だといふ認識を持つておりまして、先般、一月でございますが、各地方公共団体におきまして機動的な対応を可能にするため有効な方法ということで、地方自治法の規定に基づきまして、条例で明確な特別の定めを置きますれば、長限りで、知事限りで求償権の放棄の承認、こういうことも行える、こういう手法につきまして、中小企業庁とよく御相談の上で、条例の具体例とともに各都道府県にお示しいたしまして、早急に検討を行つていただくようお願いしたところでございます。

現在、各都道府県において鋭意御検討いただいていると思つておりますが、引き続き、中小企業庁と密接に連携いたしまして、しっかり対応していききたいというふうに考えております。

○吉田(六)委員 二月議会で何とか条例を全国につくつてもらつて、そして年度末、新年度に向けてはこれらのことが動き出すのかと期待した一時期もあつたものですから、若十六月にずれ込んだことをざんきに思ひますけれども、徹底してこれはやつてもらいたいと思ひます。

時間が来ましたので、最後に用意したものが残念ながら質問ができません。中小企業向けの金融検査マニュアルの別冊の趣旨、これがなかなか十分に理解されていないのではないかと、このことについての質問でありましたが、周知徹底に向け

て万般の御努力をいただきたい、これは金融庁に希望申し上げて、六左エ門、ありがたい時間をいただいたことに感謝して、質問を終わらせていただきます。

大臣、ありがとうございます。

○東委員長 これにて吉田六左エ門君の質疑は終了いたしました。

次に、武藤容治君。

○武藤委員 おはようございます。

岐阜県第三選挙区支部、自由民主党の武藤容治でございます。

きょうは、本当にわずかな時間でございましてけれども、こういう形で甘利大臣の所信表明に対して御質問いただく機会をありがとうございます。

吉田先生には、大変、日ごろ私ども、先ほどの若い人の一人に入つていくかどうかわかりませんが、今の意味で、日の当たる社会を何とか日本に持つていつていただきたいということ、それから、日の当たらないところへぜひ力を与えてくださるという趣旨というものは私も全く大賛同でございます、ぜひ私からもよろしくお願ひ申し上げます。

きょうは所信表明ということでございまして、まず、昨今の様子を見ておりますと、近隣でいへば、韓国大統領がかわり、台湾の大統領がかわり、そして欧州ですとフランスのサルコジさんにかわつて、ロシアもかわりということ、いよいよことしは秋にアメリカ大統領選を控えているということで、目まぐるしく世界の政情の異動があるということでございまして、そして、とにか石油が上がり、サブプライムの問題で今大変ドル安で、円高に振れている状況、さまざまなことが日本を駆けめぐつてゐる。その中で、フロンティア精神を発揮されて、大臣が先頭を切つておられるわけでございます。

今回、所信表明にございました、いわゆるアジアを中心という形の中で、私も勉強不足でございますので、今までの背景というのは、多分一九

九七年のアジアの通貨危機から起こってきた話ではないかと思えますけれども、現在、ある意味で安定した経済成長を日本ができていくわけですので、そういう意味では、先人の皆さんの御苦労がここに結実してきたこの所信表明だというふうに思っております。

若干その辺のことについて、今までの背景も含めて、大臣にぜひその辺の御説明を御教示いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○甘利国務大臣 世界の経済の成長がどこを中心に行われるかというこの分析をしますと、アジア、なかんずく東アジア地域の成長、経済成長それから人口の急増とあわせて注目すべき箇所なんです。

アジアが世界の経済の成長センターと言われてるゆえんは、具体的な数字として、中国はこのところ平均一〇%ぐらいの経済成長をしている、インドは九%ぐらい、ASEANで見て五%程度の成長はある。それから、人口は中国、インドまで加えますと三十億というところでありますから、大変なマーケットになるわけがあります。

ただし、ほつておいてそのままだというとい、いろいろな制約は当然あるわけですね。エネルギー・環境制約。日本は世界最高の省エネ技術、公害防止技術というのを持っていますから、アジアの成長に物すごく大きな貢献ができるわけであります。それから、物流を初めとするインフラ整備とか、あるいは制度設計なんかも日本は先を行っているわけでありますから、そういう協力をしていくことによって、アジアもいろいろな制約を乗り越えて成長する。日本もその成長に因与しつつ、一緒に成長していくという構図が図れるんだというふうに思っております。

もちろん、その一方で、アメリカやヨーロッパも、我々は仲間外れかという思いを抱いてはいけませんから、日本はアジアの一員ですから、アジアとともにというのは、メンバー国でありますから胸を張って言えるわけでありますが、アメリカ

やEUの橋渡し役、アジアの成長に因与していく橋渡し役も日本がやっていけばいいというふうに思っております。そういう意味で、アジア経済・環境共同体構想というのを今打ち上げているところであります。

も。そういう形で、そういう安全保障という問題もとらえながら、東シナ海の問題、中国という問題もしっかりと、物事を進めていく上で一つ大事な穴があいちゃいけないということで、外堀を埋めるという形で大変重要なことだというふうに思います。

○武藤委員 ありがとうございます。最後に御話しされましたアジアの経済・環境共同体構想、大変御期待させていたくものだと思います。私どもも、そういう意味で経済産業省、大臣がお進めになることに對して、精いっぱいサポートといえますか御支援させていただきたいと思えますけれども、地元へ帰りますと、いろいろとやはり問題がありまして、例えば中国産でいうと、最近一番身近にあったのは例のギョーザでございます。それと、この前チベットのラサの暴動もあつたということで、オリンピックを控えながら、相変わらずそういういろいろ物騒な話が多いお隣でございます。

大臣のお立場では、なかなかその辺の安全保障についてはあれでございませうけれども、もう一度最後に確認させていただきたいんですけれども、アジアの経済・環境共同体というのは、あくまで、安全保障というのとは全くそういう意味で外してある意味で前向きな、先ほど、吉田先生が言われるような、日本としてのいわゆる技術なり人間の力というものをそういう形でつくっていく、そういうお考えでよろしいかどうかをちょっと確認させていただきます。

そういう意味で、今言った日本の技術、環境の問題あるいは物流のノウハウというものは、ASEANを中心に、今までの大変長い御見識の中で相当大きなパイプができていくのも事実ですけれども、ある意味で、東アジアというところで考えると、安全保障という観点、東シナ海のエネルギー問題もそうですけれども、やはり安全保障の問題というのが大きな、我々としては、やはりしっかりととした議論をしておかなきゃいけないんだらうと思っております。

○甘利国務大臣 直接安全保障が加わってくるわけではございません。間接的には運命共同体になつていくわけでありますから、そういう意味で間接的な安全保障の枠組みになるかもしれませんけれども、我が省の所管に言えは経済に関するものでありますから、経済発展をしていく際に障害となることを分析して、処方せんを描いて、それに対する実施スキームを組んであげるといふことであります。そのこと自身が日本の成長にも資するものになるというプランニングであります。

私も、そういう意味で安全保障というのは、基地、自衛隊が私どものところにもありますし、彼らといういろいろ話してしましても、やはり彼らの身分というのはいくらしてやらなきゃいけない。これは安全保障の問題で、今までの政府解釈というものの対して我々がしっかり責任を持って、国民に対して開かれた議論をしながら、彼らの身分というのをはつきりしたものにしておかなきゃいけない。これは大臣に御質問じゃなくて私の個人的意見ですので、ここだけにおきますけれども

○武藤委員 ありがとうございます。そういう意味で、平和的な地域連携、これが、アジアというものがこれから世界の中でも本場のリーダーになっていく大きな礎になると思っております。ぜひそういう形で、大臣はなお一層の御活躍をお願い申し上げます。

それでは、私もちよつと中小企業という側面のお話をさせていただきたいと思っております。この所信表明にも、つながり力という形で、大企業と中小企業、あるいは都会と地方と、いろいろ書いていただいております。つながり力という

のは、ちよつと私からするとまだびんとこないところもございませうので、その観点で、つながり力というのをもう少し深掘りして御説明いただければと思えますけれども。

○甘利国務大臣 総理がつながり力ということについて、従来の日本語でどういうのがあるのかよくわかりませんが、強調されていますが、要するに、コラボレーションとシナジー効果というのでありませうか。

中小企業に対して大企業が持っているノウハウを伝授する。これは、団塊の世代が大量退職いたしますから、この力があるいはノウハウを地域や中小企業に活用していく。そういう接点をつくっていく施策というのは、まさに大企業のノウハウと中小企業の意欲をつなげていくことになるわけであります。

あるいは、農商工連携というのを私は提案しておりますけれども、従来、農業は農業、商業は商業、工業は工業。しかし、これらをコラボレートさせることによって、従来なかったような市場が開ける、商品開発ができる。あるいはマーケティングや、あるいはブランドというような発想が一次産業に入ってくる。

これもいわゆるつながり力だというふうに思っております。それぞれが個別に存立しているものをコラボレートさせることによって、一足三が三とか五になるような、シナジー効果もあわせて生み出していくということであらうというふうに考えております。

を合わせて地域を盛り上げるというのは大変楽しいものだというふうに思います。

先ほど吉田先生もおっしゃられましたけれども、そういう形でどんどん引き上げて地方が元気になるっていただければいいと思いますけれども、なかなかそうもいかない。やはり、今の石油の問題ですとか、あるいは原材料が非常にばんとはね上がったしまつて、やりたいにも、やはり元気になるれない、そういうような企業あるいは業態というのでも大変まだ数多く存在しているのも事実でございます。

中小企業生産性向上プロジェクトというのが、そういう形で、今回の所信表明の中にもございます。いろいろと今まで救ってあげられないところまでさらに手を伸ばして、そういうプロジェクトの中で幾つか、例えばガイドラインをまた新しくつくるとか、下請法の適正化とか、いろいろな意味で支援の手を差し伸べていただいておりますけれども、この生産性向上プロジェクト、これは私としても大変そういう意味では期待をして、これではいよいよ日本の中小企業も幅広く元気になれる素地ができるんじゃないか、こんな思いでおります。

これについて、先ほど吉田先生もおっしゃられておりましたけれども、一つは、そういう国の政策、いろいろな意味で、中小企業庁も全国にそういう意味で専門員を置いてやられるという話の中で、これは本当に徹底できるかどうか。ここが一つ大きな、やはり景気というのに対して本当の影響が出てくるんじゃないかと思えます。

そういうものに対してのチェックというのが、それなかなか難しいかもしれませんけれども、そういう形でこれが実行できるものについて、これは事務方の方かな、もしあれでしたら、ちょっと答弁をいただければと思います。

○福水政府参考人 お答えいたします。

昨年来、私も、生産性向上プロジェクトでありますとか、年末の予算でありますとか、あるいはこの前策定いただきました年度末の中小企業対

策につきましても、いかにPRをしていくかというのが非常に重要だということを確認、痛感いたしております。

このためには、全国の商工会議所、商工会はもちろんです、局も総動員して、例えば原油対策につきましても、三十万部パンフレットをついたり、これを全国に配布したりしながら、あるいはホームページで広報する。そういうことをしながら、いかに私どもの政策が全国四百三十万の中小企業の方々に御理解あるいは御紹介できるかというのを常に念頭に置いて対応しているところでございます。

○武藤委員 ぜひ、御期待しておりますので、よろしく御願い申し上げます。

さらに、私の個人的意見ですが、こういう形の中で、それでもまだ残っているのは必ず出てくると思いますし、逆に言うと、そういうところが四百三十万社の中で大きなウェイトがまだあると思います。

よく、いろいろ地元へ戻って現場で話を伺って、やはり問題が多いというのは、一生懸命頑張っているけれども、どんどん売り上げが減るよね、減っちゃって、気がつく債務超過になっていきますよ、自分が、社長さんが個人保証の判を押して、私も実はそうなんですけれども、そういう形で、なかなか元気になりようが、制度的にやはり、金融も含めて、そういう形がなかなか難しい。MアンドAとかいろいろありますけれども、債務超過の中で個人保証の判を押しているところがあるがやはり制度的には今難しい、なかなか解決しようにも解決できない問題だということに思っています。

今度、事業承継の形の中で、民法にも法務省の御協力で大変前向きな立法ができるというふうに思いますが、民法もあわせて、この辺が日本本来の底力を出す最後のチャンスじゃないかな、MアンドAをいかに有効に進められるかというところが大きなみそではないかと思えます。

で、吉田先生、また御協力をいただきながら、我が党も一生懸命そういう形で御提案を申し上げます。

すので、政府の方もぜひ御検討のほどよろしく御願い申し上げます。

最後に、時間がないので、あと一つだけ、申しわけございません。(発言する者あり)いや、福水長官を私は信用しておりますので、ぜひよろしく御願います。

日本版SBIIR制度というのが経済成長戦略のフォロワーの中で出ております。そういう意味では、先ほど大臣がおっしゃられたような、環境に対しても、新技術ですとか人材とか、いろいろな意味でこれから新しい制度改革、また、今までSBIIRもありましたけれども、今回、新しくまた見直すということをお聞きしておりますので、ちょっと具体的にそのことを最後にお聞きしたいと思います。

○福水政府参考人 お答えいたします。

日本版SBIIR制度につきましては、平成十一年度から始めておりますが、この前策定いたしました経済成長戦略大綱において一層充実強化していくというふうなことを決めたわけで、その実現に向けて現在努力しているところでございます。

具体的に申し上げますと、現在、毎年各省のこういう中小企業向けの研究開発予算の支出目標額というのを決めてございます。今年度で申し上げますと三百九十億円ということで、制度が発足した平成十一年度が百十億円ございましたので、三倍強にまで増加いたしております。これを各省庁別に公表しまして、一層各省の御協力を得ながら増額に努めていきたいというふうに考えてございます。

また、特に来年度から予定しておりますが、国が調達をいろいろなところで行うわけでございまして、あらかじめどういう調達についてどういう技術開発が必要かということをおもがが中小企業に示しまして、それに基いて中小企業からの提案を受け、研究開発を進め、事業化、調達に結びつけていくという事業を来年度から進めていきたいというふうに思っております。今後とも、

この各省との連携あるいは協力を得ながら、日本版SBIIR制度の一層の充実に努めていきたいというふうに考えてございます。

○武藤委員 わかりました。予算的には随分膨れておられることで、いい意味で、内容的には、国民の目に開かれた形で、こういう使われ方をしていますというこの御案内をまたぜひ徹底していただくように、よろしく御願いたします。

きょうは、質問時間が大変短い中で、本当にありがとうございました。

大臣、今の日本は本当に大変な状況にあると思えます。幅広い中で、大臣が前向きな気持ちを入れていただきまして、日本が元気になる。ただ、今日本の、オール・ジャパンの力というものを結集するには、やはり各省の連携というのは欠かせないことだと思っております。衆参ねじれとかいろいろ今この中もありますけれども、この辺の日本の発展という意味については、与野党の議員問わず、だれしもがやはり国民の負託を受けてやっているわけですので、ぜひ前向きにひとつ元氣な力を日本に与えていただきたいと心から改めてお願いして、終わらせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○東委員長 これにて武藤容治君の質疑は終了いたしました。

次に、赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽でございます。

きょうは、大臣所信表明演説に対する質問でございますので、余り細かいことを問いたすつもりはございません。やはり今、日本経済を取り巻く環境というのは大変厳しい状況でございます。この閉塞感を突破するという意味では相当なリーダーシップが必要だ、そのリーダーシップをどこが発揮するかという、私は、その一番大事なこと、経済産業省にあるのではないかと、強く期待をしておるところでございます。そういった意味で、全般における大臣の御所見をきょうは賜ればというふうに思います。

済みません、通告をしていないんですけれども、ちよつと質問させていただきたいんですが、暫定税率の問題が、この三月三十一日に切れる可能性も相当出てきた。

実は、私、一昨日、慶応義塾大学の卒業二十五年の大同窓会に行つて、駆け寄つてきた友人がおりまして、彼はガソリンスタンドを何軒も経営しているオーナーでして、大変な騒ぎになると。仕入れは全部暫定税率がかかっていますので、しかし、これが万が一切れるということになると、四月一日からの価格を二十五円引かなければいけないというような状況になったとしたら、一年分の利益は全部吐き出してしまふだろうと。もう本当に大変なことになるんだけれども、どうなるんだ、こゝ言われて、私に聞かれてもしようがない、民主党に聞いてくれというようなことを言つたんですけれども。

私は、このことについて、しかし、余り何もしないというのは無責任であらうし、民間ベースというところで、ビジネスですけれども、このことについて、ほうり出して現場に任せる、結局その業界の人間が全部損をのみ込むというようなことというのは、やはり政治として責任がなさ過ぎるのではないかと、そう思われる方がたくさんふえると思うんです。

この点について、今、万が一を想定してどうするかということはいふ言えないと思いますけれども、何らかのことを考えられているかどうかということか、そうする必要があるのかどうかということについての大臣の御感想をお聞きしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 現在は、議長を中心に与野党でぎりぎりの努力をされている最中だと承知しておりますので、これを見守りたいと思ひます。

うまいかなかつたときにどうするんだ、このまま期限切れが来てしまつてと、仮定を置いてのお話は今の段階でするべきではないと思ひますが、とにかく一つだけ言えることは、社会的混乱がゼロではないと思ひます。もちろん、最小

限になるように最大の努力はするということだけはお話をしておきます。

○赤羽委員 本場に不幸な状況にならないことを私も切に願ひますし、もちろん大臣のお立場で仮定の話というのはお答えできないというのはよくわかりますが、本場に混乱を最小限に努める努力はしていただきたいということが第一点であります。

もう一点、済みません、私、これも通告していませんが、今やりとりがございました、アジアの成長力を取り込むということで、アジア経済・環境共同体ということ所信表明演説の中で御提案されて、私は大変いいことだと思ひますが、先日、実は韓国に太田代表と行つてまいりました、李明博大統領や向こうの経団連の会長ともお会いいたしました。

その中で、やはり向こうも経済を立て直したい、日本と似たような状況がございまして、本場に同じような状況の中で、日韓のEPAの交渉が二〇〇四年の十二月で中断されている。このことについて、いろいろな問題があるんですけれども、韓国側にもあるんですけれども、しかしこれは、日本と韓国ともにアジアの牽引力になつていくというふうな象徴的な案件として、ぜひまとめてもらいたいというのが経団連の会長のお話でございしました。

四月の二十日、二十一日と李明博大統領が来られて、首脳会談もあると思ひますけれども、何とか、本格的な話し合いというか期限を決めて決着をつけるという前向きなスタートを切るべきであるというのが私の主張でございします。

同時に、他のアジアとのEPAの状況、私も党のEPAのPTの事務局長をやつて、私自身もフィリピン、タイに足を運びましたが、やはり時間がかなり過ぎるという感じがします。総論は賛成なんですけれども、EPAの交渉というのは、各論で各省が窓口となつてやるわけですね。そうすると、変な状況が起きて、何というか、いかに日本側から出さなかつたのか、これだけ頑張つた

からこの役所はよく頑張つたみたいな評価があるというふうには、私なんかは率直に思ひます。でも、それはEPAの精神としては全く逆で、やはりお互いが出し合つて、それで相互のメリットを生ずるという話だと思ひますね。

日本の農業を守ることは大事なんですけれども、そういう精神だけであるならEPAなんて結ばない方がいい話であつて、韓国とのことだけじゃなくて、タイとかフィリピンなんか三年も四年もかかつてまだやつていような、たしかそういう状況だと思ひますので、ここは経済産業省が今まで以上に旗振り役となつて、具体的には日韓のEPAの本格交渉を再開するということと、あと、その他の東南アジア、ASEANとのEPAも、これは甘利大臣が大変な御尽力をいただいているというのを高く評価しながら、ぜひ一層のお取り組みを進めていただきたい、私はこう思つてお見もいただきますと思ひます。

○甘利国務大臣 日本は、ASEANプラス6、東アジア構想というのがアジアにおける目指すべき方向であります。

そのためには、ASEANを中心に周辺六カ国がEPAを結ぶこと、これはほぼ完成に近づいていいます。それと、質の高いものにするために、十六カ国の中のそれぞれのEPAを完成させていくというところは極めて大事でありますし、東アジアにおける先進国とも言える韓国と日本がEPAを結ぶというのは、どうしても実現をしなければならぬことだと思ひます。

過去中断したのは、双方に問題があると思ひます。韓国側は、日本の農業に対する野心が低過ぎると。交渉する前から結論を出してしまつたら困るので、交渉の過程で野心を上げていくべきだと思ひますが、最初からその野心では受け入れられない。その内情は、やはり日本の工業製品が韓国に押し寄せてくることを警戒したという観測もあります。

両方の国にとっていいことばかりじゃない、心

配事は当然あるわけですが、結ぶということと前提に課題を解決していくという姿勢がないと、とてもEPAというのは進んでいかないと思ひます。課題があるとしたらそれに対する処方せんはどう書くかという前提で、とにかく前へ進むことが大事だと思ひますし、これには御指摘のようにスピード感が必要だと思ひます。

○赤羽委員 EPAというのはよく言われるんですが、EPAのメリットというのはどんなものかということを実感している国民というのは極めて限られているというか少ないと思ひますね。ですから、まず、日韓の当面の目標としてぜひ進めていただきたい。

ちよつとこれは余談になりますけれども、例えばアメリカに行つて家電を買おうとすると、松下とか東芝みたいな世界じゃなくて、サムスンですとかLGがほとんど中心を占めているということを実は知らない日本人が大半だと。

日本のマーケットでLGとかサムスンの家電を使われている方というのは極めて少ないし、ヒュンダイの車、世界でも大変なシェアを持っているけれども、日本では千台ぐらいしか売れていないとか、やはりこれは日本という国の閉鎖性を示しているわけだと思ひますし、私は、いろいろな選択肢があるということは国民生活を豊かにすることにもつながると思ひますので、いろいろな双方のデメリットは承知の上で、ぜひEPAを推進していただきたい、こゝ強く期待するものでございします。

済みません、これで通告の方に戻ります。

今の経済状況、先日、民間のシンクタンク十四社によります日銀の三年度の短観がどうなるかという予測が発表されました。

これは、御承知だと思ひますが、一つは米国のサブプライムローン問題の影響による外需の先行き不透明感、二つ目は資源高による原料コストの高騰、三つ目が急激な円高による輸出採算の悪化、四つ目が株価下落による各企業財務への悪影

響。加えて、個人の現金給与総額というのはやはりマイナス一・八%、消費者物価は一方で当然上昇している。この結果、家計の実質購買力は低下して、個人消費は引き続き低迷を続けている。こういった状況の中で、大企業の製造業、また非製造業の業況判断指数、DIは、前回の昨年の十二月の調査に比べると軒並み約六ポイント低下している。これからの景況感は大幅に悪化をしているという報道がございました。

昨年、景況感がそんなに悪くない、大企業は、日本は景気回復をずっと続けている、こういった中ですら中小企業の実態というのは大変厳しいものがあつたわけです、地方と東京の差というのは、やはり相当地域格差というのがあるというのが指摘されているとおりでございます。

私は、この中で、今言ったようなさまざまな取り巻く環境の悪化によって、本当に日本は大変深刻な状況、何とかしなければダウントレンドにのみ込まれてしまう危険性があるのではないかということを、本当に深刻にとらえているわけでございます。

そもそも論で言いますと、大田経済担当大臣が、日本の経済はもはや一流と呼べる状況ではないと本会議で発言がありました。これは多分、GDPも十年間横ばいですし、一人当たりのGDPはOECD諸国の中で十八位ですか、こういった状況を指してだと思いますが、この点についてまず、余り難しい質問じゃなくて、甘利大臣の御感想というか御所見を賜りたいと思います。

○甘利国務大臣 大田大臣の発言がかなり話題になりました。おっしゃるとおり、世界に占めるGDP、日本のシェアが一〇パーを切ったとか、一人当たりが十八位になってしまったということでおっしゃったわけですけども、自信を失わせるという一方で、いや、もっと頑張れということと鼓舞したんだと、両方のお話があったわけであります。

私自身は、戦後の荒廃から日本が経済大国になっていった。それは、ほっておいたんじゃない

なくて、やはり我々の先人が菌を食いしばった死に物狂いの努力をしたから、あそこまでいったんですね。

さん育っていますけれども、自分の市場で勝負していたら商売にならないんですね。だから、外に打って出ざるを得ないという勇気を持つんです

それ以降、情性でずっと第二位にいると思つて
いると、これは間違ひだと思ふんです。私は、日
本は、戦後の荒廃から復興を遂げたような、齒を
食いしばった努力をもう一回やるぞと、あれを二
十世紀の奇跡と世界が呼ぶとしたら、もう一回、
今度は二十一世紀の奇跡を起こすというくらい
の覚悟がないと、自然体ではないかということだ
と思ふんです。

国内市場でのシェア合戦で、世界標準にどう合わせるかということを忘れてしまったわけですね。今、第三世代ですけれども、第二世代では、世界の潮流と別なところで勝負している、日本の

しかし、その覚悟をすれば、日本はもう一度、一人当たりGDPでも一けたの上位を占めるということとは可能だと思います。そういうった意味で、前向きにとらえて、もう一回頑張るぞという、鼓舞する檄を飛ばしたというふうに私はとらえておきたいと思っています。

国内市場でしか通用しない方式で携帯電話を売っているわけですね。世界は別なルールで動いている。第三世代では、ようやく世界標準で勝負しようということになったわけです。だから、周回おくれで世界戦に参画をしているわけがあります。それから、世界のニーズも、日本の、私も持つ

○赤羽委員 今月の文芸春秋の月刊号の方で、「日本の実力」という特集がありまして、私は興味深く読んでんですが、いろいろな角度で、角度というか論点でいろいろな議論がされているんです。日本の経済力、実力の中のものづくりという点で、例えとして、日本の携帯電話主要八社の合計

ていますけれども、全部の機能のうちの恐らく私も一割か二割ぐらいしか使っていないと思うんですね、要らない機能がいっぱいある。しかし、そこまで日本の携帯はハード、ソフトとも先を行っているんですね。そこを、先取りしているということになるように仕掛けをしていくということも

の売上高は、フィンランドのノキア一社に及ばない、韓国のサムスン電子と八社の合計がほぼ同じである、こういった事実が指摘されているということであります。

この点について、この現象からどのような分析をし、ものづくりの現状というものを考えられて

重要だと思っています。相当のアドバンテージを持っているわけでありますから、それが生きるとような戦略展開をしていくということが大事だと思っております。その辺が足りなかったんじゃないかというふうに思います。

○赤羽委員　また、株価の問題についても、米国

いるのか。御見解をいただければと思います。

○甘利国務大臣　日本の市場というのは、そこそこあるんですね。一億二千万の人口がいて、日本国内市場で、あるシェアをとれば、そこそこ企業としては成り立ってしまう。このそこそこうまくいっちゃうところが、踏み出す勇氣になら

のサブプライムローン問題というのは、ある意味では世界的な広がりの中で、株価の下落率というのは日本株が圧倒的に悪いんですね。

その理由というか、もちろん、日本の株式市場は外資が六割ぐらい占めているということだというふうに思いますが、外から見て、日本のマーケット

ないところがあると思うんです。
ノキア、フィンランドの会社は、フィンランド
の中で商売していたらとても商売にならぬと思い
ます。あるいは、韓国の企業も、世界企業がたく

トに対する魅力とか、投資先としての魅力が
減じているという側面だというふうに思います
が、この株価問題について経産省としてのよう
に御認識をされているのか、御所見をいただけ

ばと思います。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、昨年のピークからすると、日本の株価の下落率が一番多いです。

ね。その後がドイツということになっております。外国投資家の比率が高い。外国投資家は、日本企業が、あるいは日本経済が、外需依存型であるので外の影響を受けやすい、あるいは円高、為替の影響をもろに受けやすいというふうに使われているんだと思うんですね。大分体質改善はしてきてたわけでありますけれども、まだそういうイメージがあるということが一つ。

それから、日本市場が大きいものでありますから、とりあえず手銭を得るために株を売却する際に、新興市場だと株価の変動が大きいですけれども、日本市場はそこそこ大きいですから、そういう当面の手銭を得るために処分する市場としては日本の方がいいということで、割と安心して売ら

れるという側面もあるかと思いますが。

ただ、私自身が、為替のレートが幾らが適切だと株価がこれくらいというのは、何か言っているわけではないのだそうではありますが、少なくとも、今の利回りからすれば日本の株は、現在の株価とお買い得であることは間違いないわけでありまし

て、それを認識している投資家は、ちゃんと日本買いをするはずだと思っております。

○赤羽委員　あと、これから少子高齢化というか、人口減少化がもう始まっているわけですし、この中で今、私は、外国人労働者の問題というものをどう考えていくかということが大変重要なもの

ではないかと思います。

今、やはり日本政府の基本的な考え方は、知的労働者というカスキルを持った労働者について、制限を加えて門戸をあけているわけでございますけれども、私は、韓国の経団連の会長と話して驚いたのは、韓国は相当外国人労働者を入れている

んです。チーバー労働者というか安価な労働者として、単純作業の労働者ですね。地方の方に行きますと、三割ぐらい、お嫁さんが外国人だというんです。もちろん、中国の朝鮮族の方とか、あ

とはベトナムとかインドネシアとかというふうに言われていまして、私も驚いたんですが、その経団連の会長は、日本と韓国とよく似ていまして、個人の給与所得が上がない、ですから、安い労働については外国人労働者を充てて、日本人の職種を上げることによって個人所得を上げることにつながるんじゃないか、だから外国人労働者というのを前向きに考えるべきじゃないか、こう言われました。

私自身は、前からそのようなことは、無制限にあげるというわけじゃありませんけれども、経済界のニーズというのはやはり単純労働者、日本人の若者ではもうしないような、真夜中の労働もできるとか、ちよつと誤解が生じないように言わなきゃいけないんですが、そういうところを補てんするというのは、私はもう今の経済構造的には必要なのではないかと。これは、もちろん法務省的にはハードルが高い話なんです、私は、大臣がどう思われているかということをお聞きしたいんです。

このことについて、どこかの役所というか、だけれが政府部内で検討するきっかけをつくらなければいけないのではないかと。それはやはり、外国人労働者を一番必要としている経済産業省を所管している経済産業大臣にその音頭をとっていただきたい、そう私は考えるんですが、この点について、さまざまな問題があることは承知の上で、甘利大臣の御見解、御所見をいただければと思います。

○甘利国務大臣 まず一つ、日本経済の中で、いわゆる単純労働部分がゼロにはできない、そこをどうするかという問題が一つあります。それから、産業政策上、どういう方向に向かうべきかという議論が別々一つあります。

前者の話は後でお答えをすることで、後者の産業政策論としては、東アジア経済・環境共同体構想の中で、国際分業論というのが必ず前面に出てきます。そのときに日本はどを担当するかというと、やはり高付加価値政策でないと生き残って

いけないと思うんです。よく、経済連携移行型、カリが飛ぶように先頭集団が一つあって、その後ろにつながる集団があって、後ろにまたあつてという、日本は先頭で一番最先端の技術を常に開発していかないと生き残っていけないんだと思うんです。ですから、外国人労働者も高知識型というのを活用するという基本路線は、私は失つてはいけないと思うんです。

前段の話ですが、どうしても残る部分についてどうするかという議論があります。ここは慎重にやっていくべきだと思います。ずっと日本に家族ごと、そういう低賃金労働に携わる人たちがいるとしたら、その格差の問題が必ず社会問題になってきますし、いろいろな国の先進事例を見ていみると、後々悩ましい問題になって余計コストがかかるということもあります。

でありますから、基本は前段の話であります、後段については、研修制度をどう柔軟に活用していくか、そして、その受け入れと出をどうしつかり管理していくか、その辺の議論が必要かなというふうに思っております。

○赤羽委員 経済産業省が所管しています、例えば繊維産業なんかは、私の地元でもありますが、もう中国人の労働力なしには成り立たない業界も少なくないと思います。私はやはり、本当にもう生きていけるか、死活問題である業界もあつて、法務省みたいな感覚のテンポでいくと生き残っていけない業界が出てくるんじゃないか、そういう深刻さを感じていますので、ぜひ前に進めていただきたい。EPAの中でやはり労働力の問題というのがあります、あれは弁護士とかそういう話なんだけれども、そこですら全く前に進んでいない話がありますので、ぜひこの点についても総合的に進めていただきたいことを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、今現場を歩いていますと、中小企業の皆さん、やはり大企業の景況感がこれだけ悪くなっているというところは、中小企業というのは何かいわんやであります。どうも、金融機関から

の資金調達が難しくなっている。利率を上げなければいけないと言われたりとか、貸し渋りみたいな話。第二地銀とか信金、信組、これは多分、相当金融庁からも言われていて、不良債権の処理を始めている。

また、私はやはり、サブプライムローン問題で相当日本の金融機関は傷ついているんじゃないかと思うんですね。(発言する者あり) ちよつと静かにしてください。

○東委員長 御静粛にお願いします。

○赤羽委員 サブプライムローン問題で焦げついた銀行が、それを理由に中小企業への貸し付けから何か手を引くというのは、私はやはり筋違いだと思ふんですね。金融機関というのは、パブルのときも、自分たちで焦げつかせておいて公的資金を入れたということ、私、個人的には非常によくはないというふうには思っておりますが、いつもいつも泣かされるのが債務者である中小企業者というのは、私は、これは金融庁の問題だけではなく、中小企業を所管している経済産業省としてしつかりやっていただきたいというふうには思います。

加えて、昨年の十月に責任共有制度を始めて、最近の資金調達の難しさにつながっているのかどうか、その点についても、中小企業庁としても精査する必要があるのではないかと私は考えております。ですから、ちよつとこの点、現状の資金調達がどうなっているのかということの分析はどうかということと、年度末でございますので、年度末に対する取り組み方。

また、この通常国会でも用意されていると思いますが、予約保証制度の創設等々が準備されていると思いますので、この点について、経済産業省としての今の方針をお聞かせいただいて、私の質問を終了したいと思います。

○新藤副大臣 赤羽先生が御心配のように、私どもも大変心配をしております。原油価格の高騰、それから建築着工件数の激減、着工件数の方は大分戻ってきておりますが、しかし、影響が出てく

るのは、これからまだもう少し先にいろいろな影響が出てくるだろうと。ですから、さらに厳しく我々は心配をして、またいろいろな対処をしていかなきゃいけない、このように思っているわけでございます。

そして、その中で、私どもといたしましては、まず中小企業の資金繰りを支えるためのセーフティネットの融資・保証、それからリスケ、企業債務の返済条件緩和、こういったものもやってまいりましたし、また下請取引の適正化の促進、こういったことでしつかりとやっていこう、先生御承知のとおりでございます。

これまでに、セーフティネット保証につきましては何度も追加業種指定をいたしました、また期限の延長を図っております。それで、一番新しいのは、きのう、また十五業種、不況対象業種を追加いたしました、そしてさらに、期限を六月末まで延長しておりますので、実際には百五十九業種、いろいろな支援が手厚くできるようになっているということなんです。

それから、下請取引の適正化ガイドラインは、これは現在九業種になります。そして、直近にもう一つ追加されて十業種ということで、しつかりとやっていかなきゃならぬ。

またそれから、先生が今おっしゃいました最終的な中小企業の資金調達、ここについてはしつかりとウォッチングしながら影響等々も調べてまいりたい、このように思っております。

○赤羽委員 セーフティネットの対象を広げていくというのは、大変重要なことだと思います。その制度が実質的に運用されているかどうかという現場での精査もぜひしていただきたいし、現場から、実際借りられないというような声についても、中小企業庁を挙げてぜひお取り組みをいただきたいと強く申しまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。
○東委員長 これにて赤羽一嘉君の質疑は終了いたしました。

次に、太田和美君。

○太田和委員 民主党の太田和美です。まずもって、本日質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、本日は、大臣所信に対する質疑というところで、私は、その中でも内需拡大という観点を中心に質問させていただきたいと思ひます。

大臣は、昨年十二月十八日の記者会見において、小泉内閣、安倍内閣、福田内閣と、それぞれの内閣の経済成長戦略の違いについて言及されております。なるほどと思つたのですが、小泉内閣は、伸びるところは伸ばしますという成長戦略。安倍内閣は、置いていかれる中小企業や地域を引き上げていきたいと思いますという取り組み。そして福田内閣は、伸びるところは伸ばす、引き上げるものは引き上げるというのを別個にやるのではなく、相互に関連をしながらスパイラル的に全体を引き上げようという。例えば、大企業のOB人材をいたずらに海外に引き抜かれて技術移転がなされてしまうというよりも、中小企業の人材として活躍させるようなつながり、仕組みをつくり出すというようなお話をされております。

昨年の安倍内閣当時の大臣の所信演説を今改めて読み返しますと、経済成長戦略大綱の施策を充実強化していくこと、そして、イノベーションによる生産性の向上、イノベーションを通じた成長などの課題に一番力点を置いておられたような感じがいたします。

私は、昨年の委員会で、イノベーションの成長も大切ですが、肝心なのは、格差を是正して消費をふやすことが経済政策の課題ではないかという趣旨の質問をさせていただきました。

ところが、このたびの所信演説では、イノベーションは第一ではなく第二の課題になり、経済成長戦略大綱に至っては、大綱のタの字もありませんでした。明らかにイノベーションや成長に関して迫力がなくなってきたような感じがいたします。そこで、大臣にまずお尋ねしたいのは、三つございしますが、一つ目は、経済産業行政として、安

倍内閣から福田内閣にかけて経済政策にどのような変更点があったのか。また、どこを踏襲し、どこを変えるのか。つながり力と云って大企業OB人材の一例が挙げられておりましたが、それは福田内閣の政策全体の本質をあらわしているのか。単なる美辞麗句ではないでしょうか。二つ目に、もし政策の変更があるなら、それはどのような理由によるものか。そして三つ目に、経済成長戦略大綱、これはどのような位置づけになっているのでしょうか。まとめてお答えください。

を国内外で発揮していく。つまり、アジアの成長とつながっていくということ。それから、国内においては、それぞれが経済要素になるものをつなげていって、シナジー効果を発揮していくというつながり力。

の寄与度ということでは、今回の景気回復局面の特徴は、消費の寄与が著しく少ない。これは賃金の伸びが抑えられているからです。さらに、中国への輸出の伸びなどがあって、外需の貢献度が大きい。過去よりも、むしろ輸出頼みの成長構造になっているわけですね。

小泉政権のときには、どこもかしこもみんなだめという状況だったわけですから、その中で伸びるところはほとんど先に行つてくれということとで、牽引役をつくったんだと思ひます。伸びるところは伸ばしていった。安倍内閣になりました。気がついたら、取り残されてしまつてるところが結構ありますね、これがかなり深刻になつてくる。中小企業とか地方というのが取り残されてくる。ここを底上げしていくというのが安倍政権のときの課題であつたと思ひます。

福田内閣では、平成版前川レポートをつくるのだということ、昨今専門調査会がスタートいたしました。

現在と八六年の当時を比較してみました。一言で言うと、全くよくなつていないということあります。内需主導の成長ができていないということとがその核心だと思ひますが、では、なぜ一体これまで内需主導の成長構造に転換できなかったのか。内需主導への転換は延々と言われ続けてきた課題だと思ひますが、バブルの発生と崩壊、そして米ソ冷戦構造の終結と途上国の台頭による経済のグローバル化といった、前川レポートが想定していなかった事態が起こつたことは事実ですが、なぜ転換できなかったのか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

福田政権になって、次は、伸びていくところ、それから後を追つていくところ、あるいは、大企業、中小企業、都市、地方、いろいろな経済要素がありますけれども、これをコラボレートさせていく。それぞれが別個に進んでいくというのから、コラボレートして、相乗効果からシナジー効果を生んでいくという形に、ステージスリーに入ってきたんだというふうに思ひます。

言うまでもなく、前川レポートは、二十二年前、輸出主導の成長により巨額の貿易黒字をため込んだ日本経済の構造を内需中心の成長に変えていくという意図のもとに作成されました。しかし、市街地の再開発で住宅を整備し、地方債の発行で地方公共事業をふやすといった内需拡大策は、土地や住宅の高騰を招いたものの、福祉やサービスを中心に国内でお金が循環する仕組み、つまり国民の生活の質を向上させる経済成長にはつながりませんでした。バブルにより内需は一時的に拡大しましたが、その負の遺産の処理に大きな労力を払いました。

というの、八〇年代の半ばというのは人口がまだまだどんどんふえていて、国境線の日本の中の消費対象人口がどんどんふえていくときです。今を比べると、今は人口減少に向かつていて、国境線という日本ということでは、消費対象人口がどんどん減つていく中なんですね。減つていく中だけをとらえて内需というのか、それともっと幅広く、例えばEPAを結んだとこ

福田内閣における目指すべき日本の国の姿というのは、世界の成長センターであるアジアに日本が位置しているというこの利点をフルに活用して、アジアの成長に日本が貢献しつつ、アジアとともに成長していくという姿であります。

前川レポート当時と現在で何がどう変わったのかということについて、資料をお配りしておりますのでごらんいただきたいのですが、まず、成長

第二番目になつてしまつたではないかというお話がありました。一つ目として、つながり力

を国内外で発揮していく。つまり、アジアの成長とつながっていくということ。それから、国内においては、それぞれが経済要素になるものをつなげていって、シナジー効果を発揮していくというつながり力。

の寄与度ということでは、今回の景気回復局面の特徴は、消費の寄与が著しく少ない。これは賃金の伸びが抑えられているからです。さらに、中国への輸出の伸びなどがあって、外需の貢献度が大きい。過去よりも、むしろ輸出頼みの成長構造になっているわけですね。

小泉政権のときには、どこもかしこもみんなだめという状況だったわけですから、その中で伸びるところはほとんど先に行つてくれということとで、牽引役をつくったんだと思ひます。伸びるところは伸ばしていった。安倍内閣になりました。気がついたら、取り残されてしまつてるところが結構ありますね、これがかなり深刻になつてくる。中小企業とか地方というのが取り残されてくる。ここを底上げしていくというのが安倍政権のときの課題であつたと思ひます。

福田内閣では、平成版前川レポートをつくるのだということ、昨今専門調査会がスタートいたしました。

現在と八六年の当時を比較してみました。一言で言うと、全くよくなつていないということあります。内需主導の成長ができていないということとがその核心だと思ひますが、では、なぜ一体これまで内需主導の成長構造に転換できなかったのか。内需主導への転換は延々と言われ続けてきた課題だと思ひますが、バブルの発生と崩壊、そして米ソ冷戦構造の終結と途上国の台頭による経済のグローバル化といった、前川レポートが想定していなかった事態が起こつたことは事実ですが、なぜ転換できなかったのか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

るを巻き込んで準内需というのか、その辺の発想の転換というのは必要だと思ふんです。人口がどんどんふえていった時代の前川レポート、それから人口減少下にある中での新前川レポート、バックボーンが違っていると思ふんです。

もちろん、深掘りをするというのは大事なんです。同じ一億二千万の人口でも、技術革新をしていくと新しい需要が出てくる。例えば、携帯電話がなかったときには携帯電話の需要はもちろんありませんから、携帯電話が発明されて新しい需要が追加されるわけですね。もちろん、それによってほかの買うものが減っちゃったというのがありますけれども、相殺してみても全体はふえていくという深掘り効果があると思ふんです。

ただ、経済対象面積を広げていくという発想をこれから持たないといけないと思ふんです。そういう中で、東アジア全体をE.U.的な経済共同体にしていくという発想は絶対持っていないと、日本はいじり貧になっちゃうと思ふんです。

昔は、外需依存といっても輸出ばかりなんです。ね、輸出ばかり。今は輸入もあつて、純輸出という割合はうんと減っているんです。つまり、輸出もすれば輸入もする。日本から部材とか機能部品を輸出して、外国で製品を組み立ててよそに輸出していく、そういう相互依存関係ができてきていますから、昔の単なる輸出するだけで輸入がないというときと、輸出もあるけれども輸入もあるという時代の外需依存というのは少し意味合いが違ってくるなというふうには思っています。

でありますから、結論からいいますと、国内経済だけにどまっていけないで、国内と同じような条件で仕事ができるエリアをふやしていく、その中で分業体制をしつかり構築していくということを目指すべきだと私は思っています。

○太田(和)委員 ありがとうございます。

準内需の発想の転換というお話がございましたが、内需を活性化するかは、私は個人消費の伸びだということに思っています。個人消費が伸びるか否は、社会保障制度の改革を中心とする将

来不安の解消という大きな課題もありますが、それと同時に家計収入が伸びなければならぬ。大臣、これはこの考えでよろしいでしょうか。

○甘利国務大臣 好循環が生まれるということが大事だと思います。つまり、企業の利益が家計に移転をしていく、それによって消費が伸びて企業の商品が売れる、売れてまた企業収益が拡大する、拡大した企業収益が家計に移転するという、循環を通じて全体が拡大していくことが大事でありますから、御指摘のとおり、企業収益が家計に移転していくということは極めて大事なことで私は思います。

○太田(和)委員 家計収入の伸びといった場合に、これまで好調な企業収益が家計に今リンクしていません。企業収益の好調さを家計に反映するべきだと言っている方がなされてきたと思ひますが、福田内閣もそういう考えに立っているのだと思ひます。

これは異例のことだとされておりますが、福田総理が経団連に賃上げをお願いしました。甘利大臣もお願いされたと思ひます。私は、お願いしないよりはかはした方がいいに決まっていると思ひますけれども、しかし、お願いをしたんだから福田内閣は国民の暮らしを考えていますとか個人消費を活性化するために一生懸命取り組んでいますとか、そういう言いわけにされてはかたないと思ひます。

私が申し上げたいのは、大部分の中小企業は成長の恩恵を受けていない。労働分配率も高まりで、ぎりぎりのところでやりくりをしております。お願いをされてもこれ以上出せつけないというのが中小企業の本音だと思います。そんな中で、一部大企業の労働者だけ家計収入が伸びても、経済全体への波及効果は極めて少ないわけです。もとからお願いの効果というのは限定されております。だとしたら、お願い以外の手段を考えるべきではないかと。

企業収益の家計へのつながりは、直接的には労働

使が決めることです。一律にリンクさせることはできません。だとしたら、その間に政治が入って、政策や制度の改正で対応するべきではないかというふうには私は考えておりますけれども、一例として申し上げます。

平成十四年から五年間、小泉内閣の間に八兆三千億円の個人負担増がありました。およそ個人消費を活性化させるのと正反對の政策がとられてきたわけですが、このうち所得税の定率減税を廃止した増税額が約二兆六千億です。一方、これはあるエコノミストの試算によれば、二〇〇二年初めの景気回復時から二〇〇七年までに労働分配率の低下を通じて個人から企業に移転した所得は、年率二兆八千億円になるそうです。私は、せめてこの個人から企業に移転した定率減税の二・六兆円、そして個人から企業に移転した二・八兆円にちょうど見合う数字だと思ふんですが、揮発油税の暫定税率の廃止をすれば二兆七千億円の減税効果があります。大臣はこの問題の御担当ではないのでちよつと質問しにくいのですが、個人消費活性化のための緊急対策としても一定の効果があるのではないかと思っています。

また、海外投資家からは、福田内閣は改革後退内閣と見られているようです。道路特定財源の維持といった政策も改革後退と見られているようでして、そうであるならば、思い切つて民主党が提案している一般財源化へ今すぐかじを切ることが投資家にも好感を持って迎えられるのではないかと思っています。

企業収益と家計のつながりの回復策はあるのか、そして、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の廃止について、これは大臣の個人の感想で構いませんので、思うところをお答えください。

○甘利国務大臣 余りこういう席で個人の感想をこの大事なときに言うのはどうかと思ひますが、それも含めて、暫定税率が廃止されるとその分歳入欠陥が生ずるわけでありまして。それをどうするかという問題がもう一つ出てきてしまうのでありまして、二兆六千億、七千億がなくなつてしま

うと、ほぼ新設の道路はできない、維持管理でいっぱいになってしまうことになってしまふ、その経済マイナス効果ということもあります。もちろん、消費者、需要家にとって、二兆六千億その分安くなるということは消費効果はあるかもしれませんが、一方で、その分の事業が行われないうまいナス相殺効果もあるわけでありまして。それから、いろいろな混乱が予想されますので、一概に暫定税率をなくした分だけ経済効果があるかということについては疑問があるかと思ひます。

一般財源化につきましては、これは特定財源を設計するときに、こういうふうに使いますからという納税者との約束がありますから、納税者の理解ということがとにかく大事なことで思ひます。納める方はこうしてもらいたいと思ひてこの税金を納めているんだからなという話がつきまとうわけでありまして、その辺の議論が必要かというふうには思っています。

それから、家計と企業の所得移転の好循環に関連してありますが、おっしゃる通りに、雇用者数の八割は中小企業でありますから、中小企業の従業員所得が上がらないと消費効果というのは本格的には出てこない、御指摘のとおりだと思います。大企業はいけれども、中小企業は収益が伸びていない、むしろ減ってきているわけでありまして、ここをどうするか。これは、下請取引の適正化についていろいろガイドラインをつくり、今、ベストプラクティスを横展開している最中でありまして。

大企業に関しては、総理も私もお願いをしましたが、しないよりはいいというお褒めをいただきまして、収益の上がついているところは家計への転化を図って、好循環をつくり出してほしいと。経団連会長も、それにこたえるように、給与を上げられるところは上げてほしいという話をされたわけでありまして。

ただ、一方で、同業の企業の日米あるいは日欧の比較をしますと、外国同業企業は二けた以上の

利益であります。日本ははば一けた利益であります。ここにも問題がある。これは、別に賃金を減らして利益を上げようというのじゃなくて、構造改革の余地があるのではない。ITの導入をさらにしていくとか、生産性向上に向けての一段の努力が必要だというふうに考えておりますし、日本の企業の大衆を占めるサービス産業は特に生産性が悪いということで、この生産性を上げるための協議会を発足いたしまして、具体的な処方せんを今書いているところであります。

○太田(和)委員 ありがとうございます。

道路の話でいい答えが返ってくるのは期待しております。ただ、現在は、ガソリン代の高騰を価格に転嫁できずに、中小企業の利幅が極めて少なくなっております。あるいは、車に頼っている地方では、外出を手控えさせ、小売や飲食の需要を減らすような効果が出ております。内需の刺激、景気対策の観点からも、暫定税率の廃止、一般財源化は有効であり、ぜひ再考していただきたい、これは指摘だけさせていただきます。

先ほどの企業収益の家計へのつながりの話に戻りますが、揮発油税の話だけではなく、例えば、企業の支払い余力を拡大するため、中小企業の法人税をさらに減税するとか、優越的地位の濫用にさらに厳しい監視体制をとるとか、本来やるべきところはいろいろあると思うのですが、大臣の所信表明を伺っても、個人消費を伸ばし、内需主導の成長に転換するという決意みたいなものが私は感じられなかったというふうに思っております。

唯一、「需要の創出に向けた戦略的対応」というくだりがありましたから、おっと思つたんですが、要は、アジアで興りつつある中間層、先ほど大臣から冒頭でもお話がありました。アジアで興りつつある中間層の新しい消費需要に期待すること、環境や安全、安心意識にこたえる新しい消費需要に対応しようということしかないんですね。それはそれで結構なことだと思うんですが、

もっと個人の消費に向けた、新しい需要の創出に向けた戦略的対応という考え方が必要なのではないかと私は思っているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 大臣所信の中で、確かに御指摘のとおり、需要の創出に向けた戦略的対応ということで、特にアジアで勃興する新しい中産階級、これが需要を大きく喚起するというお話には触れさせていただきました。

もちろん、国内でも、従来からありますけれども、さらに昨今高まっている意識は、安全、安心意識の高まりであります。製品の信頼性に対するさらに厳しい要求が出てきている。しかし、それは、逆にとらえれば、そういう商品に対するニーズが上がっているということでもあります。家電でもトップランナー方式というのを強力に推進しております。今、消費者が家電の店に行きますと、省エネ基準のマークを注視して、これが一番省エネですか。価格もさることながら、省エネ製品に買いかえようという意識が高くなっております。これは新たな需要の喚起だと思えます。

今後、住宅メーカーにもこのトップランナー基準的なものを導入して、新しく建てかえるなら省エネ基準を満たしている、省エネ性能のいい住宅というような、新しい消費行動が起きて、それが消費以外にも貢献する、これは具体的には地球環境に貢献するわけですが、そういう意味で新たな需要を掘り起こしていく。これは、国内においてもという取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○太田(和)委員 御提案をさせていただきたいと思うんですが、私は、サービスの生産性を上げるといふことも必要だと思いますが、新たな需要を喚起し、拡大していくことが大切だと考えています。例えば、少子高齢化や女性の社会進出は新しい需要を生み、これが経済成長につながります。これから伸びる可能性が高いのは、特にシニア向けと女性向けのサービス業だと私は思っております。

きょうは、このうち女性向けサービス業を最後に取り上げさせていただきたいと思いますが、女性の社会進出に伴って、家事の負担軽減、時間の節約が必要になってきました。家事は、長い間、性別役割分業の中で無償労働とされてきました。が、貨幣的価値のあるものとして見直されていきます。すなわち、ホームヘルパー、ベビーシッターなどの子育て支援サービス、介護サービス、清掃サービス、買い物代行サービス、宅配サービス、昼食などの家事関連サービスがビジネスとして考えられます。一方、女性が自分に投資する余裕も生まれ、エステやマツサージなどの美容サービス、外食、イベント、カルチャースクール、ファッションなどの女性関連サービスも当然拡大するでしょう。

私は、この可能性のある女性向け市場を掘り起こし、活性化させるかぎの一つは、やはり、同性としてニーズを熟知している女性がこれらの分野でどれだけ会社を起こすか、どれだけ起業していくかにあるのではないかと考えています。

アメリカは、今、九百万人以上の女性ビジネスオーナーがいると言われております。これは、アメリカの中小企業庁が頑張つて女性起業家に関するデータを整備して、その上で、政府調達の5%は女性がオーナーを務める会社と契約するという連邦取得合理化法や融資機会均等法、女性起業家法などを次々に整備していったから実現したのだと言われている。アメリカの女性起業家のほとんどがサービス業です。アメリカは、女性の起業がふえてサービス業が伸びたと言っても言い過ぎではないんだと思えます。

日本でも、厚労省の子育て女性起業支援助成金があったのですが、ことしで打ち切りだそうなんです。経産省も女性の創業に限定した創業塾にお金を出したり、国民生活金融公庫が低利融資を行ったりしていますが、アメリカと比べると、支援のあり方も規模も全く貧弱と言わざるを得ません。大臣、そこで、産活法でちよつと税金をまけるだとか指針をつくるとか、既存の取り組みも悪く

ないんですが、内需を分厚くするサービス業を活性化するという観点から、女性の起業家への思い切った直接支援、政府調達を割り当てるとか、融資ではなくて助成金を出す、そういう支援に切りかえるべきだと思います。中小企業庁に女性起業家を支援するセクションをつくる、女性起業家の現状やニーズに関する調査を行うということが必要だと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 人口減少下で経済規模を拡大していくということは決して不可能ではない。それはどうするかというと、御指摘のとおり、女性、高齢者、それから若者でまだ経済活動に参加していない人たちを積極的に参加させていくということでもあります。その際には、雇用者としてということもありますけれども、起業家として経済活動に参加していただくということも極めて大事であります。

御指摘のとおり、女性ならではの分野はあると思えます。男性よりも有利に働く、男性が経営するよりも女性が経営した方が細部にわたって女性の思いが一番わかるからという分野は当然あるかと思えます。それがサービス産業に多いということはそのとおりだと思っております。

そこで、もうお話がありましたけれども、女性に限定をした創業塾というのをたびたび開催しておりますし、これからの頻繁にやっていきたいと思っております。

意欲を持っていても、具体的にどうしていいかわからないという人はたくさんあるであります。それと、業を起すわけですから、これは、もう既に御指摘のとおり、低利融資制度というのがあります。

女性、若者、シニア起業家支援資金ということで、かなり低利で行っているわけでありまして、国金で五百十九億、このうち女性向けは二百六十億でありますけれども、この施策につきまして、引き続きしっかりとニーズを踏まえて取り組んでいき

るとか等々のことは起きないわけでありませう。そ

ういった意味でのアナウンス効果というのもあるわけですし、あと残すところわずかもう二週間余りでありますから、そういうことも含めて、きちんとした対応をするのは行政の長として当然の態度だろうと思いますし、これは何も事件、事故ではなくて、そもそも暫定期限が切れる法律だ、こういうことでありますから、当然、その対応を想定しておくということは行政として当たり前で、混乱をするとなれば、それは行政の怠慢のせしりを免れないものでもあるということもあえて指摘させていただきたい、こう思うわけでありま

本題に移ります。

大臣きょうは一般質疑ですので、冒頭、マクロ経済の話を伺いたいのですが、年初以来、残念ながら株価が低迷をしております。一月以来ずっと、日本の株式市場は低迷をしておるわけでありますが、この株式市場の低迷傾向の最大の要因はどこにあるとお考えか、あわせて、現在進んでいる円高について、日本の経済に与える影響についてどのように認識しておられるのか、お答えいただけますか。

○甘利国務大臣　日本は、外国からの投資が少なく、いよく指摘されますけれども、実は、株主割合で見ますと、外国株主割合がかなりよそよりも高いのであります。その外国株主は、日本経済もあるいは日本企業も替変動に弱いという認識を持っていますですね。これは随分改善されてきてはいますけれども、いまだにそういうイメージを持っているわけであります。

そうした素地がある中で、ことしに入って、米国のサブプライム問題、そして米国経済の減速懸念があるわけであります。世界的な株安が進行している。中でも日本は、急激に進んだ円高によってさらに影響を受けるのではないかと懸念する向きが外国株主にあるんだと思います。

日本の製造業は外国での生産比率がかなり上がってきておりますから、グローバル生産体制の構築ができておりますし、あるいは為替予約に取

り組んでいますから、為替の変動の影響は昔から比べるとずっと小さい、受けづらい構造になっているんですが、その辺の認識が外国株主にまだなくて、昔の印象を持ったまま日本株を売るといいう行動に出ているという点があるのではないかと思います。

その一方で、専門家に言わせると、新興市場で手銭を稼ぐために、当面の資金が必要のために株を手放す際には、日本市場の方が規模が大きく安定しているから、だから日本でより多く売れるんだということを指摘する方もあります。

それらの事情で、株価の下落率は他国よりも結果として大きくなっているのではないかとというふうに思っております。

○近藤洋委員 大臣、まさに今の日本の一月からの株式市場の低迷は、基本的には外国人投資家の売り越しが続いている、こういうことなんだろうと思うわけですね。

ただ大臣もおっしゃったように、私は、円高というのは基本的には歓迎すべきことなんだろう、こう思うんですね。まず、そもそも自国の通貨が強いということはよいことであります。先ほど大臣が、一部外国人投資家等々から日本が為替変動に弱いという認識を持たれているのもあるのではないかという御答弁でしたけれども、実際にはもうそうではないわけであります。

資料の一枚目をごらんいただければと思うんですが、上の表でありますけれども、これは野村証券金融経済研究所が、各アナリストの方々がそれぞれの企業にヒアリングをした結果の表でありますけれども、すなわち、今もう日本の大企業は為替変動に対する体制を整えているというこの表であります。

いうことです。から、半分以上に為替の変動リスクを抑えている、こういうことでありますね。精密機械に至っては、一・八八が〇・五九、三分の一以下、こういうことであります。

隣に対ユーロを書いています。これも、円がユーロに対して高くなるとマイナスになるわけですが、下の表でごらんいただくと、これは要するに、円高・ドル安でありますけれども、世界ドル安ということで、対ユーロについては円は弱くなっておりますので、ユーロ高・円安でありますので、逆に、対ユーロについてはプラスに寄与しているわけです。

サブプライムでめたためたなニューヨーク証券取引所よりも日本の東京証券市場の方が下落率が高いなどというのは、よっぽど日本の株式マーケットないしは投資環境が不透明だと思われているんじゃないか、ここに問題があるんじゃないか、こう思うわけであります。このことは、やはり大臣、経済閣僚としても強く認識をされて改革を進められたらいいと思うんです。

そこでお伺いしたいんですけれども、私は、きょうこの点だけ伺いたいんですが、例えば、親会社が子会社を上場させるいわゆる親子上場の問題。これは大企業が子会社を事業分割という形で

そうすると、今、日本企業の置かれた足元の現
状は、私も実際、精密機械メーカーの方々を何社
か訪ねてみると、ヨーロッパ圏に輸出していると

ころは逆にプラスになっておって、はつきり言つて、円高、円高と言うけれども大して差はないですよというのが本音のところは多いんですね。ですから、国際分業も進んで、まさに円高恐怖症というのからもう全体が目覚める時期であらう。

うし、もつと言うのと、円高を機に本当に日本の経済を活性化化するこれは大チャンスだということで世界に発信をし、言っていくことが大事なんだろう、こう思うんです。

その上で、株式市場のことについてお伺いしたいんですが、マーケット、株式市場なんですが、強い円は、どういうふうな印象を、強い通貨は海外から投資を呼び込むはずなんですよね。通貨が強くなっているんだから、海外から投資が

来るはずなんです、必ず来るはずなんです。ところが、株式市場が低迷している、外国人が売って買わないというのは、やはりどこか日本の投資環境というか市場というものが問題なんだ、こう思われているんだと思うんです。

個別の企業がよいというのは外国人投資家もわかつてはいるはずだ。それぞれの企業がよい、かつ通貨も強い、ドルが弱い、だから米国投資よりも日本の方がよいというのはわかっているけれども、日本市場に行かない。もっとシヨックなのは、

れて報道されました。講演録をよくよく読むと、そのようなことはないわけでありすけれども、一部、株主はいかがなものかというところだけが相当デフォルメされて伝えられた。

ただ、そういう印象を持たれているものですが、会社はステークホルダーのものであるというのは前提としながらも、親子上場等のこういった問題についてもやはり経済産業省としてしっかりと対処すべきだと思うので、ぜひ明確なお答えをいただきたいと思っています。

○甘利国務大臣 北畑次官の発言は、御理解をいただいているとおり、全体の議事録を読んでいたければ極めて妥当な発言であります。一部が取り上げられて、一部、話をおもしろくするという意味もあったのかもしれませんが、変な強調になってしまつて、そこだけが取り上げられて誤解を生んでいるという点は、御理解いただいているとおりであります。

この株主利益の保護の視点というのは、御指摘のとおり極めて重要であります。

お話し親子上場の場合、いわゆる少数株主、つまり親会社以外の子会社の株主であります。この保護の観点から、親会社が支配権を背景にして子会社に対して不利な取引を強要したり、子会社の利益が犠牲になるというようなことは、これは絶対回避をしなければならないわけでありす。

こういう視点、こういう観点も踏まえて、証券取引所においては、上場しようとする子会社について、親会社に対する一定の独立性を有しているかということを上場審査の際の審査要件とするということ等、対応が図られているというふうには認識はいたしております。これをちゃんとやつてもらうということが大事なことであります。

株主利益の保護の観点から、今の現行の対応に加えてさらにどういう措置が必要か、あるいは必要でないかということについては、これはいろいろな意味から慎重に検討することが必要だというふうには思っております。既存の枠組みの中で

ちゃんと措置がとられているかということをしつかりまず検証することが大事だと思っております。

○近藤(洋)委員 時間の関係上この点はこれだけで終わりにしますが、問題は、今は、社外重役とか監査役といったも、親子上場の子会社の場合、ほとんど親会社からの出向で占められているというデータもあつて、取締役の独立もなかなか担保されていないという実態があるということ。

新たに法制度が必要かどうかということは、これはもう大臣も大変この問題はお詳しい、さまざまな御経験をお持ちでいらっしゃるから、御認識は共有されていると思うんですけれども、法制度が、法律が必要かどうかという議論は、私どもも検討したいと思うんですけれども、ただ、今の現状が必ずしもきちんとした独立がなかなか担保されていないんじゃないかという問題意識だけはこの場で共有をさせていただきたい、こう思います。

次に、エネルギー政策を伺いたのですが、このたび、総合エネルギー調査会で長期エネルギー需給見通しを発表、まとめられました。この中で、いわゆるCO₂、地球温暖化対策の対応の試算をされておるわけですが、エネルギー技術の進展がもたらす二〇二〇年の姿というシミュレーションを出されております。これによりますと、二〇二〇年度には、二〇〇五年度比で、あらゆる現在の技術開発等々を駆使すれば一三%最大で減らすことができるといふシミュレーションも出されております。

報告書によると、資料の四枚目でありすけれども、「企業の姿」、「家庭の姿」それぞれ合計でこれを実現するためにはおよそ五十二兆円の出費が必要になる、お金が必要になる、こういうことでありますけれども、この報告書について、大臣、どのように受けとめられているのか。

一部では、この五十二兆円のお金だけをとりえて、いや、これだけコストがかかるから対策が難しいんだと解釈する人もいれば、いやいや、そうではないという人もいます。

私はむしろ、要するに、今ある技術力というのか、これからの技術開発も含めて徹底的に頑張れば、最大限努力すればここまで可能なんだ、したがって、この目標値に向けて努力するんだ、可能性を探るんだ、そういう大きな政策目標という位置づけなのかと見ておりますけれども、大臣、この報告書、数値についてどのように受けとめられているのか、お答えいただきたいと思っています。

○甘利国務大臣 長期エネルギー需給見通しというのは、一定の前提条件に基づいて我が国のエネルギー需給のいわば将来像を示すとともに、今後のエネルギー関連施策の検討と評価の基礎とすることを目的に策定するものであります。この二〇〇五年比マイナス一三パーというの、御指摘のとおり、最先端の技術を最大限に導入した場合にどこまで削減ができるかということでありまして、いわば、我が国のエネルギー技術に基づく削減ポテンシャルを示したものであります。

これは、五十二兆円、官民合わせてこれだけのコストが必要。しかし、それを投じる経済効果というのも当然考えられるというふうには思っております。すし、これをやってみればこういう数値になります。その際には、どれくらいのことまで産業界あるいは国民の努力を要請することになりますという具体的な絵図をかけることになろうかと思ひます。

もちろん、これで足りないということであるならば、国民に対してもう相当強制的な措置まで講じないといけないという事態になるわけでありまして、産業界もあるいは国民もぎりぎりの努力をしてこういう姿になるということを描いた図だというふうには思っております。

○近藤(洋)委員 おっしゃる通りだと思ひます。すね。ぎりぎりの努力でこの姿になるんだ、こういうことだとお話しでございました。

私はこの五十二兆円、考え方によつては、先ほども大臣少し触れていただきましたが、これは、コストの部分は五十二兆円、家計当たりでいうと一年間八万円とかということでありすが、ただ、

まさに技術も蓄積されるわけで、そして新たに雇用も生まれるわけで、そして温暖化に資するわけでも、もつとと言うと、省エネが進めばエネルギー効率が上がり、例えばその分だけ原油を使わなくても済む、こういうメリットもあるわけで、大きな裏の波及効果、経済波及効果もあるかと思ひます。その方向からも非常に大きいんだらうと。今回のこの需給見通しでは、まずこの段階なんでしょうけれども、その裏の波及効果の部分も含めてお示しをいただければ、なるほど、五十二兆円、安いものじゃないか。もつとと言うと、それだけマーケット、産業ができるんだらう、こういうことなんだらうと思ひます。

今、例えば地球温暖化対策で、排出権にキャップをかけて排出権をつくつて、国際間で取引をして、金融商品にして、いわば架空の、架空と言うとちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、やや、そういった市場をつくつて排出権を押さえようとする、マネーゲーム的に押さえようすることに熱心な方々もいらつしやいますけれども、私はむしろ、この技術開発によつてCO₂削減をする、これが本筋であつて、これが本来の姿なんだらう、こう思ひます。

このことが、先ほど来お話し出ていますが、本当の内需を拡大し、産業も強めるといふ産業政策上もいいわけで、ぜひ大臣、これを一つの産業政策として、もうこれを目指すんだということ、政策総動員でこの構想を実現する、シナリオではなくて実現するんだということで、省を挙げてこの構想を構築して肉づけすべきだと思ひますが、大臣、いかがでしようか。

○甘利国務大臣 極めて考え方を共有するものでございす。

事実としてCO₂を減らしていくということが必要であります。そのために技術開発というのが大きく貢献をしていくわけでありす。そして、それに投じた費用、コストというのは、技術革新の成果として競争力の強化にもつながっていくすし、あるいは消費の拡大にもつながっていくわ

けでありますし、もちろん設備投資の拡大につながるわけであります。ですから、投資しつ放しでなくて、それが経済効果として返ってくるということもしつかり見積もることができるといふふうに思っております。

排出権を取引する、それも手法の一つかもしれませんが。全面否定はいたしません、ホットエアの取引みたいな形になってしまつてはほとんど意味がないわけでありまして、技術投入してCO₂を減らしていくという具体的な事実と結びついていかなければ余り意味がないと思ひますから、この需給見通しは、単なる見通し、それから見込みではなくて、これを實現していくための施策にしつかりつなげていく必要がありますし、そうしていききたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 その意識を共有した上でさらに伺いたいんですが、資料の五をごらんいただければと思うんですが、これは大変意欲的な計画なんですね、そうは言うても。

というのは、「家庭の姿」で「自動車」ところ、「次世代自動車の加速的普及」と書いているんですが、これは次世代自動車、ハイブリッドカー等々なんでしょうけれども、現在、新車販売で二%のものを二〇二〇年には五〇%にする、二台に一台は次世代自動車にする、こう言っているんですね。現在ストックベースではゼロ%ですけども、五台に一台は新型、電気自動車も含めてかもしれないが、プラグインハイブリッド等もあるんじゃないけれども、これにする、こう言っている。

一方で、太陽光パネルの普及、これもすごいんですね。現在戸建て三十二万戸をわずかに十二年後には三百二十万戸にする、これまた新築の七割に導入する、こう書いてあるんです。

これは大変なことでありまして、足元の政策を見ますと、大臣、ここであつたと思うんですが、私はこの委員会でも、この自動車の助成措置、もつと持続すべきだ、広げるべきだ、太陽光パネルの助成措置も何でやめるんだということを過去において指摘しましたが、残念ながら経済産業省はそ

の意見を受け入れてくれずに、助成措置を廃止しているんですね。廃止したままでこんなになんてやって広げるんだ、こう思うわけです。

こは、廃止したのは過ちとして、これは直すのは早ければ構いませんから、ぜひそういったことも含めて、この絵姿を實現するならば、やはり政府のある程度の呼び水というのはどうしても必要なんじゃないかと思ひますが、そういった措置の検討も含めて、ぜひ大臣、前向きに御検討されたらと思うんですが、いかがですか。

○甘利国務大臣 お金があれば何でもやりたいと思ひているんですが、制約された予算の中でどう効率を上げていくかということだと思ひますが、(発言する者あり)例えば太陽光発電については、技術開発であるとか、あるいは実証事業、導入支援に加えて、RPS法の着実な執行等を前提として見込んであるわけでありまして、

次世代自動車に関しましては、この燃費改善、技術開発のコストダウンに加えて、集中的な導入補助、エネルギー供給インフラの整備等を前提として見込んであります。

いずれにいたしましても、先月から、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー部会で新エネルギー対策の抜本的強化についての議論を開始したところでありまして、その中でさらなる施策の具体化を進めてまいりたいと思ひております。

太陽光発電について言いますと、世界最大級のものをつくるという宣言をしているわけでありまして、この太陽光発電社会とでもいいますか、その構築に向けてのロードマップの作成を通じて、最大限の拡充を図っていききたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ、確かにそれは制約された予算だというのは十分承知の上で伺っているんですが、これは相当の意欲を示されているわけですが、絵にかいたもちにしないために、必要な措置は必要だろう、こう思っていますし、先ほど同僚議員からも場外から御発言がありましたように、まさに、そういう意味もあるから、我々は、

党としては道路特定財源の見直し、一般財源化というの主張してあるわけでございます。

地球温暖化対策という意味においては、この長期見通しでも原子力の重要性が書かれております。国内のCO₂削減にせよ地球規模にしろ、やはりこれから原子力発電の活用をするという時代が来ておるわけでありまして、同時に、きちんとした原子力発電をオペレートするということは、世界的に、世界各国がそういった体制を整えるということ、我が国にとつても非常に大事なことでありうと思ひております。

そこで伺ひたいのですが、資料の六に「世界の原子力発電マップ」というのが、これは内閣府の資料であります、添付させていただいております。世界じゅうで次から次と、現在、原子力発電の構想が出ている。その中で、伺ひたいのですが、対外的な、日本の技術力を生かすという意味では、政府間の原子力協定をやはり結んでいかなければいけない。

具体的には、この場合で伺ひたいのは、まずロシアであります。温暖化対策、ポスト京都の議論にもかかわるわけですが、ロシア、また次の質問で伺ひますがインドも含めて、こういった国々をポスト京都の枠組みに入れることは重要である。そういう大きな文脈の中で原子力の活用というのを位置づける。そうした中でやはり日

口原子力協定等が結ばれれば、同じ認識で同じフィールドに立てる、こういうことだろうと思ひますし、そういう観点からも、ロシアとの政府間の原子力協定というのは意味があるんだろうと思ひております。

大臣、このロシアとの原子力協定、急ぐべきかと思ひますが、大臣のお考えをお伺ひしたいと思います。

○甘利国務大臣 ロシアのキリエンコ原子力長官が日本に来るたびに私のところにやってきました。ぜひ日本と原子力協力をしたいということを当初から申されておりました。その際に、私は、そうはいっても、IAEAの保障措置を前提とする原子

力協力協定というのが必要ですよと言いました。そうしましたら、そんなことはもちろんわかつて、何の問題もないという反応が返ってきました。ちよつと私は、もつとかなり抵抗するかと思ひたんですが、何の問題もないという答えが返ってきたので、いい意味で驚いたのであります。

今回、望月資源エネルギー庁長官をモスクワに派遣したけれども、これはロスアトム、今度ロシアは原子力庁というのがなくなつて、ロスアトムという独法みたいなものですかね、そのもとに軍事と民事を全部所管してまとめちゃつた、より強力なリーダーシップが発揮できる組織にしたのであります。そのいわば社長にキリエンコ長官が今度なつたわけでありまして。

そのキリエンコ社長との政策対話を行うと同時に、民間レベルで、このロスアトム傘下にアトムエネルギーグループという民生をやる会社があるんですが、ここと東芝との間で協力検討に向けた基本合意というのが締結されました。協力を結ぶと、向こうがバージンウランを処理してくれるのは現状でもできますが、日本のものを持ち込む際には当然協力協定が必要になるわけでありまして、まだその前段なわけでありまして、この基本合意にキリエンコ社長と望月長官が立ち会つたわけでありまして。

そういうふうに、日ロ関係というのは、原子力の平和利用の分野でかなりのスピードで進んでいくんだというふうに思っております。

今後、日ロ両国が、核不拡散、原子力安全、それから核セキュリティが確保された形で世界の原子力平和利用拡大に貢献していけるように、日ロ原子力協力協定の早期締結を目指すとともに、両国間政府での継続的な対話を行つていくことが重要であるというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 ロシアはやはり、濃縮のお話がございますけれども、濃縮の余力も大変持っているということもございますし、日本としても、やはりこれはウイン・ウインの関係になるんだらう、こう思っておりますし、まさに平和利用とい

う前提のもとで、そういう査察等の体制が整った国とはきちんと協定を進めていくべきだろう、こう思うわけであります。

続いて伺います。

インドでございます。こちらの方はなかなか、NPT脱退、こういうことでもありませんし、その事情は私も重々知っておるわけですが、一方で、アメリカがインドとの話し合いを始めている。また、大国でもありますし、日本はまさに非核保有国として原子力発電を許されてきたというその日本独特の立場から、インドとの関係も対話もできるのではないかと。

もちろん、それがゆえの難しさも十分知っておるわけでありますが、このインドとの原子力協力について、現在はまだに、原子力供給グループのNSGですか、この中で議論をされてから、こういうことであろうかと思いますが、この供給グループの中で日本は、インドが各国とまさにそういう協定が結ぶような環境づくりに日本として前向きに取り組むお考えがあるのかどうか。その点についてお答えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 インンドは、御案内のような状況下において、極めてセンシティブな対象国であります。これからインドが人口爆発していく中で、原子力の平和利用というのは地球環境保全の点からも極めて大事だと思います。

ただ、御案内のとおり、NPTの非加盟国であるわけでありまして。核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保というのが大前提でありますから、これをどう折り合わせていくかということが極めて頭の痛いところであります。

インドとIAEAの保障措置協定に関する議論の進展というのを注視していかんやならないというふうに思っておりますし、原子力供給国グループがあります、NSG、ここでもいろいろコンセンサスが得られるかということが、事態がどう展開するかにかかわってくるんだと思います。

インドの原子力平和利用が進むということはいふことはありますけれども、一方で、こういう

のどに刺さったとげをどう処理していくかという問題がありますから、これがうまく処理できる道が開けることを願っております。

○近藤(洋)委員 インンドにしろロシアにしろ、今伺ったのは、いわゆるフロント、原子力用語で、ちよつと私も素人ですから、いわゆるフロントの話といいますが、燃料の調達から原子力発電の建設、運営までがいわゆるフロントの話なんだろうと思うけれども、この協力の世界が中心なんだろうと思うんですね。

私は、むしろこれからの世界的な原子力のことを考えると、フロントよりもバックエンドの議論をどうするか。フロントの議論ももちろん大事です。だけれども、こちらの方はある程度、民間の事業、ビジネスなんという議論が中心になってくる部分であつて、平和利用という中で政府が前面に出なきゃいけない部分も当然ですけども、民の世界もある。ただ、バックエンドについては、これは民間事業というわけにはなかなかいかないわけで、より政府でどう考え、対処するか、こういうことだろうと思うわけですが。

そこでお伺いしたいんですが、いわゆるバックエンド、使用済み燃料の処理、保管、再利用等のバックエンドの分野の、とりわけお伺いしたいのは、アジア各国で原子力発電所がどんどんできてくる。いづれ各国、この使用済み燃料の問題に直面をしてくる。この分野について、日本の知見といひますか、そういったものもどんどん生かせるのではないかと。もちろん、これまたさまざまな我が国としての制約があるのは十分承知しておりますが、そういう制約の中でも知見を生かす貢献があるのではないかとと思いますが、大臣、御所見はいかがでしょう。

○甘利国務大臣 原子力の平和利用を進めていく中で、どうしてもバックエンドの問題というのは避けて通れない課題であります。

それはおっしゃるとおりでありまして、これから、各国、各地域で、核不拡散、原子力安全、そして核セキュリティが確保された形で原子力の

平和利用が進んでいく。その際、バックエンドの問題をどうするか。

日本は、御案内のとおり、IAEAの厳格な保障措置を受け入れておりますから、非核保有国として唯一、使用済み燃料の再処理の実施が公に認められている国であります。認められていない国の再処理問題をどう取り扱うかということがこれから課題になってくるわけでありまして。

ただ、国内事情がありますから、簡単に日本がやりましようというわけにはなかなかいかないところは御理解をいただけるかというふうに思っております。再処理支援に言えは、日本は、慎重な取り扱いが必要である、ただ、アドバイスは積極的にしていきたいというふうに思っております。

今後、いろいろ国際的な枠組みができる中で、日本の貴重な経験を生かしてもらいたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ、この問題も逃げずに、なかなか難しい問題であるのは十分承知しておりますが、やはり日本の知見というのを生かしていただきたいと思います。

同僚議員のお許しをいただいて、せっかくなので一問だけ、時間が来ましたが、質問させていただきます。ただ、台湾は新しい総統が誕生いたしました。

先日、台湾は新しい総統が誕生いたしました。馬英九氏が総統になられました。中国との経済交流を前面に打ち立てて、圧勝されたわけでありまして。

日台関係、資料の最後の七でございますけれども、日本にとって台湾というのは大変大きな貿易相手であります。輸出においても四番目、輸入においても八番目という大変大きなシェアを占めるわけですし、何より実態的に、もはや、先ほど大臣が同じ、内需というのをもうちょっと枠を広くとらえてみようという御答弁をされましたけれども、まさに台湾というのは、ある意味で、日本経済圏という言葉がどうかは別ですが、一体化をしているわけですね。

実は、私の地元のある大手電機メーカーの半導体後処理工場は台湾企業に買われまして、今立派に操業をしております。そういう意味では、まさに日本の産業と一体化しているわけですが、残念ながら、FTA、EPA交渉、これは台湾と交渉できないわけでありまして。また台湾も、残念ながら、EPA、FTA交渉ができない。

中国と何とかしたい、こういうことで今台湾政府は考えていくんですが、そうすると、EPA交渉が交差する中で台湾だけが取り残されてしまつて非常にまずいと思ひますし、日本にとつてもマイナスだらけと思うんですが、EPA、FTAが交渉できなくとも、それを実質的に補完するような、そういった手だてで、工夫を政府としてすべきだろうと思ひますが、その点だけを最後伺つて、終わりたいと思ひます。

○甘利国務大臣 御案内のとおり事情でありますから、台湾とは政府ベースでなかなかいろいろな交渉ができないという事情は御案内のとおりであります。

そこで、民間ベースの枠組みをさらに強化、拡大していくことが大事だというふうに思っております。日台の財界人のフォーラムであります東亜経済人会議、このもとで具体的な協力方策について、日台経済交流拡大、深化のための方策について検討が進められてきたところであります。こうした民間ベースのいろいろな議論を踏まえて、関係の拡大を図ってきたし、これからいかにできることを期待しているわけでありまして。

APECの中では、台湾も国プラス地域ということで参画をされているわけでありまして。そういった会議の場ではお互い関係同士の意見交換もできるわけでありまして、実体経済として、民間の協議機関をベースにして、それを踏まえて経済関係の強化に取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 終わります。
○東委員長 以上で近藤洋介君の質疑は終了しました。

次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島です。

きょうは経済産業委員会でも質問させていただくことになっておりまして、若干経済産業委員会とはそぐわないかもしれないんですけども、新型コロナウイルスの経済産業的側面から質問させていただきたいと思っております。

二年前に一度、ほかの委員会で質問をさせていただいたことがありまして、その当時は、我が国の中で、あるいは国会議員の中でも、新型コロナウイルス、鳥インフルエンザについての知見あるいは情報というのがそんなに多く広がっていただけではございません。今は、この経済産業委員会に属していらっしゃる方、そして政府関係者、大臣も含めまして、新型コロナウイルスについては危機感を持たれているかなと思っております。その点につきまして、厚生労働省の方にも確認をさせていただきながら、経済産業省としてどういう政策をとっていくのかについて、何点か質問をさせていただきたいと考えております。

まず、新型コロナウイルス、これは鳥インフルエンザから、鳥から人へ感染して、人から人へ感染すると非常に重大な事態になってしまうということが言われております。その点につきまして、まず厚生労働省の方に、新型コロナウイルスのリスクについて、今、国としては六十四万人の方が一回大流行するとお亡くなりになるということが想定をされておりまして、ほかの数字ですと二百十万人という数字もあるものですから、まずその点についてお伺いをさせていただければ幸いです。

〔委員長退席、梶山委員長代理着席〕

○中尾政府参考人 新型コロナウイルスについての御質問にお答えをいたします。

政府におきましては、新型コロナウイルスにつきまして行動計画を策定しております。御指摘のとおり、鳥インフルエンザがウイルスの変異により人から人へ変異する、そのような新型コロナウイルスエンザになった場合の私どもの被害の想定でござ

いますけれども、受診者数で最大二千五百万人、また死亡者数の想定をいたしまして、十七万から六十四万人という想定をしております。

しかしながら、現時点において新型コロナウイルスというものが発生しているわけではございませんので、実際に発生をして、どのようなウイルスであるかということによって、また実際の対応は変わってくるものと考えております。

○大島(敦)委員 今、厚生労働省さんから答弁いただきました。いつ起こるかわからないのがこの新型コロナウイルスでして、ひょっとするとあしたかもしれないし、あるいは十年後かもしれないし、いつ起こるかわからないというのが、対策について、どの程度までの予算をとってどれだけ一生懸命やったらいいかというところの、なかなかアクセルの踏みぐあい難しいのかなというのが新型コロナウイルスだと考えております。

ただ、リスクというのは大分高まってきているかと思っております。世界で、鳥から人へ感染されている方、あるいは鳥から人へ感染してお亡くなりになった方、人から人へ感染されている方も中にはいらっしゃるという話も聞いているんですけども、その点につきまして、傾向的に、ここ数年大体同じくらいで推移をしているのか、あるいは地域的な拡大、あるいは、患者の数そして死亡者の数がふえているのか、教えていただければ幸いです。

○中尾政府参考人 WHOのデータで申し上げますと、平成十五年十一月以降の発生状況でございますけれども、発生国は十四カ国、患者数が三百七十三人、また死亡者が二百三十六人ということになってございます。

国別に見ますと、インドネシア、ベトナム、中国、エジプトといったような国が多くございまして、毎年コンスタントにございますが、毎年症例はずつと継続して発生をしております。本年におきまして、既に二十四の症例が発生し、十九名の死亡があるということでございます。

○大島(敦)委員 この数年は、患者数なり死亡者

数が大体百人未満であるんですけども、多いか少ないかの数字はともかくとして、前に比べれば大分目立って、地域的な広がりを持って、かつ患者数もふえてきているのかなというおそれがあると考えております。

その中で、今インドネシアあるいは中国が非常に多いということ。私もある人から聞きましたら、インドネシアの工場なんかですと、鶏というのが財産ですから、鶏を抱えて通勤をされて、鶏を預けて仕事をされる方もいらっしゃるし、鶏を預けて、インドネシアですと鶏が非常に高価なものですから、鶏をすべて始末することがなかなか難しかったりもして、蔓延しているという情報も伺っております。

その中で、日本の対策なんですけれども、日本の対策ですとまず、なかなか専門用語で難しいんですけども、パンデミックワクチンとプレバンデミックワクチン、二つワクチンがありまして、今、通常私たちが香港風邪とかで注射をしているワクチンというのは、これはパンデミックワクチンと言っているのかな、大流行を経験したワクチンなわけですよ。大流行を経験して、今はやっているウイルスに基づいてつくったワクチンがパンデミックワクチンで、プレバンデミックワクチンというのは、鳥から人へうつって、まだヒト・ヒト感染になっていない、変異をする前のワクチンだと承知をしております。

そのプレバンデミックワクチンを我が国の中で備蓄する量と、どうしてその備蓄量なのかという点についてお話を伺わせてください。

○中尾政府参考人 プレバンデミックワクチンの備蓄の量でございますけれども、現在のところ、医療従事者それから社会機能維持者分をいたしまして、一千万人分のプレバンデミックワクチンの備蓄を行っております。また、先般成立をいたしました平成十九年度の補正予算におきまして、また別に一千万人分のプレバンデミックワクチンを購入するというところでございます。

これらはいずれも、医療従事者それから社会機能

能維持者が打つものという意味で計算をしております。

○大島(敦)委員 今の医療従事者及び社会的機能維持者というのが結構ポイントだと思っております。国の計画ですと、まず医療従事者あるいは社会的機能維持者の方に一千万人あるいは二千万人分のワクチンを打って、一応国の機能としては維持しよう、維持している間に、六カ月間から一年間かけてちゃんとしたワクチンをつくって、国民に接種していこうというのが今の計画だと思っております。これは、国によって考え方が違いますね。

国によって、例えばスイスですと、国民全体にプレバンデミックワクチンという、今、鳥から人へうつったウイルスをもとにしたワクチンを国民全体分もう用意してあって、ことしの春からはそろそろ国民全体に打ち始めるわけですよ。

旅行者にも打とうなんということも彼らは考えていて、考えてみれば、世界じゅうからの富裕層がスイスの旅行も兼ねてプレバンデミックワクチンを、これは二回打たなくちゃいけませんから、一回打ってから三カ月後に打つとすれば、そういうことを国全体として、世界じゅうからそれなりの方に来ていただいて、スイスに対して好意的な感情を持ってもらう、あるいは、その銀行にお金を預けてもらうということも考えているのかもしれない。

カナダですと、プレバンデミックワクチンを用意してなくて、タミフルで一応抑えて、パンデミック、ちゃんとした正のワクチンができたときに国民に打つという考え方だと思っております。

日本の場合なんですけれども、この一千万人と二千万人で本当に足りるかどうかが問題があると思うんです。この中に、対策をおくらせている原因が僕は一つあると考えておりまして、二年前に皆さんからお話を伺ったときには、社会的機能維持者の中に議員が入っていませんでした。僕は、今回見ると、議員が入っているわけですよ。僕は、ある一面安心したとともに、こんなことでもいいの

かなと。皆さん、もしも新型コロナウイルスが流行して議員が打ったときに、命は助かるかもしれないけれども、次の選挙は危ないと思うんですよ。これは、アメリカでは議員の優先順位は低いと聞いている。

この点が新型コロナウイルスの対策を、意外と議員が安心してしまっているところがあるのかもしれない。そうして、その点についてぜひ、まず一億二千万人分しっかりと用意をするというのが、これは、審議官が決めるのではなくて内閣官房が決める、これはリスクマネジメントの話なんですけれども、まずは用意することが大切なこと自分では考えています。

もしも世界的流行になった場合には、我先にと皆さん打ちたがるわけですよ。そのときに、優先順位づけはできないはずですよ。社会的機能維持者として、例えば電力関係の会社、原子炉の周りの人はワクチンを打てるんだけれどもほかの方たちは打てなかったり、会社の中でも、だれに打ってだれに打たないというのはなかなか難しいと思います。

その点について、どの程度の準備が、あるいは、大島さん、そうじゃないよ、そういう優先順位をつければ大丈夫なんだよと思っていられちゃうのか、審議官、もしも答えられたら教えてくださいとありがたいんですけども。

○中尾政府参考人 国が備蓄しておりますプレバデミックワクチンといいますが、現時点で、鳥から人に感染するインフルエンザウイルスをもとに製造しておりますので、その有効性につきましては、実際に新型コロナウイルスが発生してみなければ有効であるかどうかということとはわかりません。

また、ワクチンの生産能力にも一定の限度があるということ、現在の我々の考え方としては、患者を直接診療する、したがって感染のリスクの高い医療従事者でありますとか、それから、社会機能を維持するための治安関係でありますとかライフラインでありますとか、そういった

方々を対象にプレバデミックワクチンを接種するという考え方で来ております。

この対象者の範囲につきましては、御指摘のように、海外の事例でありますとか、あるいはワクチン等についての科学的な知見の収集、こういったことを今後また進めながら、引き続き検討していく必要があると考えております。

○大島(敦)委員 恐らく、この点につきましては、与野党ともに新型コロナウイルスの対策のプロジェクトチームが立ち上がっていますので、多分、役所の動きよりも早いタイミングで、国民全員分のプレバデミックワクチンを用意してくれとか、さまざまな要請が出てくることで対策が進むと思うんです。

そのときに、今、経済産業省の新型コロナウイルス対策に関する行動計画をいただいで読ませていただきます。『基本方針』というところがあります。通常は、経済産業省の方は非常にやる気のある方が多いものですから、他省庁の仕事というのをできるだけ奪おうという感じがするんですよ。私も厚生労働委員会に属しておりますので、なかなか、かいま見ていました。でも、今回のこの基本方針は、仕事を奪おうというよりも、厚生労働省とか外務省とか内閣官房からおりてきた仕事を、やっているその範疇の中で準備しているかなという感じがまだするんですよ。それを乗り越えて、やはり私は一つの思想が必要だと思っております。

今恐らく、厚生労働省の論点は、与野党ともにプロジェクトチームができたことによつて、ほぼ埋まりつつあるんですよ。これからは、要は経済産業的な観点で、いかにやって我が国の産業競争力を、いつはやるかわからないんですけども、もしも流行して、流行が終わったときに、それを奇貨として、我が国の機能も維持し、早急に復興をして、周りの国々に対して貢献するという大目標がなければいけないと考えているんですよ。

自分がいづれ我が党内で、大島、経済産業部門として対策を考えろと言われてるものですか、そうすると、一つの思想として、新型コロナウイルス

ルエンザがパンデミック、大流行した後に、その鎮静化後直ちに、パンデミック以前と変わらぬ企業活動が円滑に行えるような対策を講じるという考え方に変わったときに、対策が全部変わってくるわけですよ。

二年前に私が専門家の話を聞いたときに、ある流通企業の対策の中だと、一番最初に書いてあるのが、我が社は、パンデミック時や大流行のとき、そして大流行が終わったとしても、自分の会社は維持するという明確な思想を持って対策を打ち出しているわけですよ。経済産業省あるいは政府として、我が産業をどうやって生き残らせるかという思想が必要かと思うんですけども、その点について、大臣、あるいは審議官の方に伺えれば幸いです。

〔堀山委員長代理退席、委員長着席〕

○塚本政府参考人 先生の御指摘、もつともな点もあろうかと思っております。的確な対策をとっていく、それで我が国の産業の、例えば供給の途絶の回避等、適切な対応をとらぬといかぬと思っております。

それで、経済産業省、政府全体の対策会議とか訓練とか、積極的に参加しておりますけれども、企業の場合には特に、やはり行動計画をみずからつくって、パンデミックにどうするかというふうなところをきちんとやるのが非常に大切と思つて、我々、昨年三月に、大臣の本部長のもと対策会議を開きまして、既に九百六十五の事業団体、企業に呼びかけをしております。

いろいろなエネルギー関係等のライフライン関係、これは既に行動計画をつくっておりますし、それから一般の製造業についても、積極的な取り組みが今始まっているというふうなことです。で、さらにそういうことにつきまして、経済産業省としても一生懸命プッシュをしまいたいというふうな考えております。

○大島(敦)委員 企業のリスクとして、先日も、この新型コロナウイルスについていろいろと研究されている損保会社の方ともお話をさせ

ていただいたりすると、今の日本の企業、さっきインドの話が出ていました、いろいろな企業のファンクション、機能を海外に移しているじゃないですか。システム開発はインドとか、あるいは経理関係もインドに持っていくつちゃうとか、日本だけではおさまらないわけですよ。あるいは、先ほどの海外邦人、要は企業の駐在員の方も、中国とかインドネシアには非常に多いと思つているわけですよ。そうすると、まず一番リスクにさらされているのが海外邦人だ。特に、企業で派遣されて働いていらっしゃる方だ。

それは外務省の仕事だから私たちは関係ないんだということも可能かもしれないんですけども、それよりも、やはり邦人保護、あるいは私たちの企業を維持するためには、例えば先ほどプレバデミックワクチンの話が出まして、一千万人の備蓄があります。これは賞味期限がありますから、多分、来年の十月で賞味期限が切れて、一千万人分全部捨てなくちゃいけないという話を聞いております。スイスでは、国民全体にそろそろ、ことしの春口から接種し始めるわけですから。強制じゃなくて、ちゃんとしたインフォームド・コンセントを行った上で、リスクをしつかりとわかつていただいた上で接種をし始めるわけです。

この一千万人分について、やはり経済産業省さんの方からも内閣官房、内閣の方に、もうそろそろ製品化して、捨ててしまふんだったら、特にリスクをわかる方、これだけリスクがありますよ、打つたらひよつとした副作用が出るかもしれないよ、効かないかもしれないよとやうことをわかつた上で、そろそろ打ち始めてもいいのかなと私は思っています。そのとき、例えば企業の方、政治家の方も、国民全体に知らせるわけですから、打つても大丈夫なわけですよ。こういうことというのが結構僕は大切だと思う。

その点について、ぜひ経済産業省から、内閣及び外務省、あるいは厚労省もあるかと思うんですけども、その点にもう一歩進んだ対策が必要かということをお大臣の方からでもアピールしたい

だと、対策がさらに進んでいくかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 プレバンデミックワクチンの事前接種については、厚労省が検討を行っていることと承知しておりますが、仮に事前接種が可能なら事態に至った場合は、御指摘のように、本人へのインフォームド・コンセントを確保する、その上で、順番からいうとやはり医療従事者、それから社会機能維持者の順になると思います。

それから、それ以外の者について、我々政治家はどうするかも含めて、どういう順序で打っていくのか。このブライオリティーのあり方、これは厚労省や内閣官房とも積極的に議論していかなくやならぬというふうに思っております。

○大島(敦)委員 あともう一つ大臣に伺いたいんですけれども、この経済産業省の指針には非常にいい一節がございます。第一章の第四節の「行動計画の見直し」というのがありまして、「この計画を随時見直し、必要に応じて、修正を加えることとする。」という一文が入っております。

したがって、今の基本方針についても、厚労省と外務省からの下請的な業務ではなくて、積極的に我が国の産業の競争力を、新型インフルエンザが大流行したとしても、産業全体として維持するという思想が必要だと思ふ。

この思想というのはやはり、企業は、ビジョンなければ人材なしと僕は思うんですよ。社長、経営者のビジョンがなければ人材は育たない。ですから、我が国の産業の生き残りを明確に提示するということが、そこから導き出される政策が大きいく転換していくと思うんです。その点について、大臣の考えを伺わせていただければ幸いです。

○甘利国務大臣 新型インフルエンザ対策というのは、一つには、命を救う、健康被害を最小限にとどめるという意味合いがまずあります。それと、御指摘のとおり、社会的、経済的な影響を最小限にする、いかなる事態にあつても経済活動が壊滅的な打撃を受けないという、この二つの意味で大事なことであります。

経済産業省も、我が国の企業、事業者に対して、こうあるべしといういわば指針というのは示しているわけですが、比較論で言いますと、アメリカと比較してまだ足りないんではないかという御指摘もいただいているところであります。

アメリカとの比較をしますと、必要な項目は網羅されているけれども、実は具体的対策に関して細部にわたつての配慮が足りないんではないか、事業者用のチェックリストがアメリカでは提供されている等、きめ細かな対策が講じられているが、日本はどうなんだという御指摘をいただいているところであります。

これらも参考にしながら、経済活動が壊滅的な打撃を受けないためにどういう対応をとるかということ、アメリカの例も参考にしながら、関係府省ともしっかり協力して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。やはりこれからは、厚生労働省の観点が一通りには終わろうとしているものですから、経済産業省の我が国の競争戦略の一環として、これを生き残ることによって、中国とかあるいは朝鮮半島の方、東南アジアの方に十分貢献ができると思うんです。

そして例えば、プレバンデミックワクチンをつくれるところは、アジアでは日本だけなんです。ワクチンは中国でもつくれます。アメリカで今三億人分、一応用意がしてある。三億人分、今打てるだけのワクチンの原液は持っているんですよ。我が国でも、一億二千七百万、これはつくったとしても一千億円ぐらいのお金なんです。これをさらにふやすことによつて、アジアの人からの相当の安心感というのか、我が国の信頼につながってくると思うので、ぜひその点からも、政府の皆さんには御検討をいただければ幸いです。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○東委員長 午後一時から委員会を再開すること

とし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時四分開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。後藤斎君。

○後藤(斎)委員 どうもお疲れさまでございます。大臣、昨年、新潟県中越沖地震から八カ月少しが経過をいたしました。その後、ホームページで拝見をさせていただいていると、いろいろな点検作業が進んでいるというお話を聞いております。昨年の八月の十七日に、このベースとなる地質調査についてというプレスリリースが公表されております。それによると、周辺海域、周辺陸域、敷地内ということと、本年三月末、ですからあと一週間余りですべての地質調査が終了予定だということをお話を聞いています。これは、これから本格的な点検、運転再開に向けてベースになるものと承知しております。

一方で、後ほど触れさせていただきますが、地球温暖化ということでCO₂の削減ということで、原子力発電が非常にクリーンなエネルギーということとは言うまでもないわけですが、この間の、やはり八カ月間、代替エネルギーとして石炭や石油をもう一度稼働させてエネルギーの安定供給をしているという部分で、CO₂もその間で、原子力発電所が柏崎刈羽でスタートしている、二%から四%CO₂が逆にふえているというふうなこともあります。

大臣、どのような条件が整えば、この再開というのめどがつくんでしょうか。そして、その場合、七基全部一緒に八百万キロワット強を運転再開ということじゃなくて、当然、点検が済み安全性が確認された発電機から運転再開をするというふうに想定をしますが、その点についての現状と再開の条件も含めて、地球温暖化対策とあわせて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○東委員長 午後一時から委員会を再開すること

○藤田政府参考人 お答えいたします。柏崎刈羽原子力発電所の運転再開に当たりましては、まずは安全の確認が大前提ということでございます。安全確認ができて初めて運転再開に向けた議論が可能となるものと考えておるところでございます。

現在どういことが行われているかということでございますけれども、まず一つは、今回の地震におきましては、事業者によります消火活動や地元等に対する情報提供に問題があったということでございます。こういう自衛消防、そして情報連絡、提供のあり方につきましては、既に委員会が設けられておりまして、その中で結果が出ております。ことしの二月に報告書が取りまとめられております。

事業者におきましては、この報告書に基づきまして現在改善工事を進めているところでございまして、保安院といたしまして、この事業者を適切に指導しつつ、地元消防との連携、そして消防設備の整備、オフサイトセンターの活用、そして現地への応援体制の整備などの対策を着実に実施していくというのが一つでございます。

また、今先生からお話ございましたように、この発電所の安全の確認のためには、地震の影響を受けました設備、これが健全性を保っているのかどうかということの確認と評価が必要であるわけでありまして。

原子力安全・保安院といたしましては、現在、東京電力から七号機と一七号機、この七台のうち二台につきまして報告を受け、我々もいたしまして、この点検状況につきまして立入検査等によつて直接確認を行っているというところでございます。今後、調査・対策委員会の下に設けられましたワーキンググループ等の審議を踏まえつつ、この健全性について確認をしていくというところでございます。

それからもう一つは、この発電所が今後耐震安全性をちゃんと持っているのかということで、こ

の確認をしていくことも重要でございます。先ほどございましたように、東京電力が地質調査等を実施しているところがございますけれども、さらに厳格に確認を行うために、原子力安全・保安院といたしまして、中越沖地震の震源周辺海域におきまして海上音波探査を実施したということでございます。

これらの調査結果と、それに基づいて策定されます基準地震動、さらに、当該基準地震動に基づきます施設の耐震安全性の評価結果につきまして、今後事業者からこれが提出されるというふうにも思っておりますけれども、私どももいたしましても、専門家から成る委員会等に諮りながら厳格に確認をしていきたいと考えております。

保安院といたしましては、現在こういう状況につきまして、一月十二日には柏崎市、三月一日には刈羽村におきまして、地元の皆様に向けた説明会を開催しているところでございます。今後とも、一カ月に一回のペースで地元定期的に説明をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○後藤(意)委員 今、院長がお話しした部分は、もちろん安全性の確認というのが大前提であることはわかってはいるつもりですが、午前中も近藤委員からも、長期エネルギーの需給見通しというこの需給部会の資料によっても、二〇一〇年度の現行対策並びに追加対策の部分でも、原子力発電というのは、発電量レベルでも二〇一〇年には三五％というふうな形になっていきます。

多分、今の時点で推計をすると、八百万キロワットが全部とまっているわけですから、発電ベースで二〇一〇年度に五千四百キロワットということですから一四、五％が、二〇一〇年までに全部が再開できないとこの数量には基本的には達しないというふうな形に思っています。

ですから、環境という問題、地球温暖化イコールの部分もございますが、それとエネルギーの安定供給、それが、安全性の確保ということが大前提の中で、大臣、やはりできるだけ再開の条件と

いうものを明確に条件設定をしながら、東京電力が事業者としてやるのは当然かもしれませんが、やはり経済産業省全体、大臣がリーダーシップをとって、運転再開に向けて最大限努力をしていただくことが必要だと思いますが、大臣、その点についてはいかがでしょうか。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、柏崎刈羽の原発は、日本の電力の安定供給並びに地球温暖化防止にとつて極めて大きな役割を果たしているわけでありまして。しかしながら、原子力発電所の再開というのは安全の確認が大前提でありますし、それを地元の関係の皆さんに確認をしていただくということが前提であります。毎月一回ほどの定期的な説明会を開催しているところでありますし、しっかりと安全確認の手順を追って地元の皆さんの御理解をいただいて、できるだけ早く再開をしたいというふうに思っております。

○後藤(意)委員 ぜひ、そのできるだけ早いという部分を住民の皆さんの合意形成の中で達成ができるようにお願いをしておきたいと思っております。

大臣、昨日の新聞でかなり、全国紙、地方紙を含めて、公示地価の記事が載っております。これについてはいろいろな見方がありますが、私が住んでおります山梨では、バブルが崩壊して十六年連続で地価が、商業地、住宅地、一部〇％というところで前年並みのところもありましたが、ほぼ基本的には一気通貫で下落をしているというふうな報道されております。一般的に言えば、都市部を中心に商業地、住宅地に上昇している部分もありますが、やはりこれは、昨年のちょうど今ごろにも御質問をしておりますが、都市と地方の格差という、この格差の問題、それと魅力ある商業地域、住宅地域が形成できているかどうかという地域資源の固有の問題、いろいろ分析の仕方はあると思うんです。

大臣、こは、後で金融の部分でも触れさせていただきますが、やはり土地担保というものが、売り掛け担保や在庫担保というものに担保の部分が一部移っているものの、運転資金や設備資金を

金融機関から借りるときには土地担保というものが大きなウエイトを占めているというのは事実であります。

その部分で、大臣、この公示地価、地域格差が拡大をしているし、さらには大都市でも減速の予兆というところかなり報道されておりますが、その点も含めて、この公示地価の部分をどのように御評価なさいますでしょうか。

○甘利国務大臣 三月の二十四日に公表された公示地価では、全国平均で、住宅地、商業地とも二年連続上昇をしました。地域別では、三大都市圏の地価が二年連続で上昇した、しかし、昨年後半、上昇基調は鈍化したわけでありまして。一方で、地方圏の地価は御指摘のとおり十六年連続で下落をしています。ただ、下落の幅は縮小しているということでもあります。

しかし、我が国経済がこのところ回復が足踏み状態にありますから、これがさらにこの地価の動向にどういう影響を与えるか、注視をしていかなければならないというふうに思っております。

まだまだ土地担保の融資が大宗を占めるというお話であります。そうではあります。土地担保あるいは第三者保証に過度に依存しない金融をしっかりと構築していく。民間金融も含めてその目きき能力が問われているわけでありまして、担保依存型ではなくて、その企業の将来性、経営者の意欲等々、金融機関、貸す側が目きき能力を発揮して、一緒に企業を育てていくという部分を強化していかなければならないと思っております。

○後藤(意)委員 やはり地方の部分の活性化、これは地方経済だけではなくて、中小企業等、表裏一体である部分もありますけれども、大臣の所信にもございますように、ことしもいろいろな法的な改正、制度的な変化も含めていろいろな御努力をされているのは評価をいたします。

大臣、これはこの次にも御質問をさせてもらいたいんですが、資材価格、原油も含めてどんどん材料が上がってしまっている。では銀行はトータルで実際、大臣がおっしゃったように目ききをき

かせて融資をしているかというところ、そうではないという部分がある。ですから、地価がやはり、以前のように一〇〇％近い形で土地に依存をした融資が行われているというふうにも私も思っておりますが、やはり地価の下落に歯どめがかかる施策というものはまさに経済対策、景気対策、景気が回復する、個人も企業も、というところに尽きるんじゃないかなと思うんです。

ですから、国土交通省が公示地価というのは当然所管をしているわけですが、やはりこの部分、要するにストックの部分はどうベースにしてこれから変化をしていくのか。これは不動産証券化という問題も含めて、いろいろな意味でお金とその不動産証券の部分に集まって、東京のこの永田町、震が関の周りには高くて立派なビルがたくさんで、地元でも、私の山梨でも県外の資本がマンションを中心に住宅をつくっています。これもこの半年間くらいでかなり減速をしてきたような感じがするんです。

それはやはり、ベースに、これも午前中からの議論にもございますが、大臣の所信でも触れられているように、やはりこれから人口が減少するということに、大臣がおっしゃっているように、内需、要するに外需も含めた連動した内需というものが両面でやっていかなきゃいけないというふうなことをやはり地価という部分でも、例えば経済産業省も、例えば一ツだけの家を持つのではなくて、セカンドハウスの、サードハウスの、いろいろ持てる、それには個人消費、給与所得が改善をしなければいけない、すべてが連動しているというふうには私は思いますので、ぜひそういう意味での、公示地価とか、土地の価格変動というものの経済産業省としてきちっと見るように督促をしていただければというふうに思っています。

大臣、直接の部分にちよつと入らせていただきますが、原油の問題であります。

これは後でいろいろなお話をお聞かせいただきますが、昨年の十二月二十五日ですか、ちょうどクリスマス前に、原油高騰・下請中小企業に関

する緊急対策関係閣僚会議で、大きく六項目に柱を立てて、緊急対策の具体化ということでお取りまとめになられております。

その十二月のちようど末よりも今の原油価格の方がやはり高どまりをした。当時も御質問させていただきましたが、国際相場ですら変動もするだろうということで、確かに一時期、バレル九十ドルくらいまで落ち込んだ時期もありましたが、きょうも百ドルを超えている。瞬間的には、三月半ばにバレル百十ドルを超えたということ、やはり供給構造、需要構造がこの数年間で大きく変化をしたということを考えれば、これも長期見通しの需給部会の中にも、長期的に見ても、現行水準よりもエネルギー価格は上昇していくだろうというふうなことも記されておりますが、やはり大臣、この六項目、確かに網羅的で、それぞれの部分に配慮をした対策かもしれませんが、やはりこれがさらに進んだ原油高という中で、追加的に対策を講じて、今の中小企業、家計、消費に大きく影響を与えている原油高という問題を、政府として、何らかの施策を講ずるおつもりはございませんでしょうか。

○甘利国務大臣 原油高及び資材価格の高騰あるいは建築基準法による着工のおくれによる影響等々、中小企業がかぶっている影響はかなり大きなものがあります。原油を含めて、中小企業がこうむっている影響の緩和のために、業種を指定しまして、これをセーフティーネット保証・貸し付けの対象としてきたわけでありまして、今般もこの対象業種を拡大しまして、およそ関係してくるであろうところの資金的な支援策を組んでいるところでもあります。

あわせて、下請取引の適正化ということで、業種ごとにガイドラインをつくりまして、ベストプラクティスを共有できるようにパンフレット等もつくったわけでございます。このパンフレット、三十万部ほど作成をしまして、中小企業関係団体を中心に、今その徹底に努めているところでもあります。

今後とも、対象業種の見直しについては柔軟にやっていきたいというふうに思っておりますし、あるいは下請取引の適正化についても、原油や資材価格の高騰がきちんと価格に反映できるように、元請とのスムーズな協力関係の構築について取り組んでいきたいというふうに思っております。

○後藤(斎)委員 企業の倒産ということにちよつと関連させて、中小企業の問題を質問させていただきたいんです。

大臣、二〇〇七年、これは年度でもどちらでもあれなんです、倒産件数が一万件も超した。前年比一七％、二〇〇七年の倒産件数だというふうな報告をされております。この突破というのは、業種別に見ると、これも以前に触れさせていただきましたが、特に建設、小売、サービスという企業の倒産が多く、なおかつ、不況型倒産ということ、八千四百四十四件、前年比二二・二％ということでもあります。これは、不況型倒産というのは、販売不振ということが不況型倒産の大宗を占めているという分析がございます。

あわせて、大臣、これも今原油の話と地価の話もさせてもらいましたが、やはりそれに加えて、先ほど大臣も御指摘をされたように、建築基準法の改正で審査が厳しくなったということに加えて、本場に普通の市中金融、金融機関で借りられなかったような、貸金業の改正みたいなものもプラスになって、こういうことになったというふうな、倒産件数がふえたというふうにも指摘をされております。

やはり消費が国内で低迷している。確かに製造業のように海外に市場を求められる部分は、まだ頑張ればできる部分があるかもしれませんが、やはり建設業にしても、例えばサービス業にしても、供給主体、供給事業者が多くなっているという部分も大変あるんじゃないか。ですから、販売価格に、例えば仕入れ価格、原材料が上がっても価格転嫁できないというふうな、特に中小零細では、七八％くらいの方がほと

んど価格転嫁ができないというふうな統計もあるようであります。やはりそういう意味では、この倒産というものが、これは昨年御指摘をさせていただいたように、逆に、倒産する会社があつても、では新しく創業する会社がたくさん出てくれば、これは企業としたら、地域も国全体も活力がある経済状況というふうな当然言えると思ひますが、実際そうなのではない。昨年もいろいろな法改正や新規予算をつけながらやったものの、では、廃業よりも倒産よりも新規に創業なさる方の企業数の方が多いかといえば、なかなかそうならないという、これは現状だと思います。

ですから、やはり倒産が目立ってきた、それも、なおかつ、その倒産というものが不況型倒産であるということ、いかにイザナギ景気をまだ続けて超えているといつても、実際の現場というかそれぞれの企業の現場ではそうならないという部分を、もっとやはりシビアに見ながら、先ほどの原油価格高騰に伴う中小企業緊急対策というものをさらに充実した部分にしていくなければならないと思うんですが、大臣、その点についてはいかがでしょう。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、このところ、倒産件数は増加している。一方で、新規開業の拡大が顕著な数字で上がってきていない。でありますから、日本全体として、企業数が減りつつあるということになるわけでありまして、十八年の倒産件数は、前年比で一〇・二％、二％ふえているわけでありまして、十九年度は、その前年と比べても、一〇・六・二パーですから、六・二％増加をしているわけでありまして、このところ、倒産件数が増加基調で推移をしているわけでありまして、この原因は、もうお話がありましたように、原油、原材料の高騰であるとか、建築着工件数の減少が主要因の一つというふうに言われているわけでありまして、

こうした中小企業の倒産に対する対策、取引企業が倒産することによって巻き添えを食うという

ことになりがちであります、これを極力防いでいくために、取引企業倒産対応資金の融資やセーフティーネット保証、それから中小企業倒産防止共済制度を実施しているわけでありまして。

一方で、新規開業が拡大をしていない。この拡大を図ることが重要なことは言うまでもありません。そこで、創業に関する知識、ノウハウの習得を目的とする創業塾であるとか、無担保、無保証人で融資を得られる新創業融資制度であるとか、あるいは再チャレンジをする起業家の資金調達を支援する再チャレンジ支援融資制度等による創業、再起業の支援に取り組んでいるところであります。

原油、原材料高の影響がなかなか深刻であつて、これを完全に払拭し切れないでいることは事実であります、できるだけ業種認定についても柔軟な姿勢で取り組んでいきたいと思ひますし、期限が来たものについて、その延長についても、従来もそうありますが、これからは景気動向をしつかりと見ながら、フレキシブルな対応をしていきたいというふうに思っております。

○後藤(斎)委員 では、話をちよつと一番初めの部分に戻させていただきますが、地球温暖化というのが待ったなしだということは言うまでもございません。

きょうの読売新聞をたまたま朝読んでみたら、十面に、次世代型電気自動車、来年にも販売というところで、一キロメートル走るのに電気代が二円、CO₂わずか。ゼロではないようですが、わずか、ほぼゼロらしいんですが、これが来年には二つの会社から、価格帯で大体二百から三百万円、一充電で八十キロから百六十キロ走れる。これは日本が一番得意なリチウムイオン電池を使っているという記事を拝見させていただきました。すごいなということで、私も、価格がこのくらいだったら、もしかしたら貯金をすれば買えるかなというふうな思ったぐらいなんです。その次に、二〇一〇年代には、高性能ということ、一回の充電で二百キロ、価格ももう少しお

安く二百万円以下、二〇二〇年代には、本格的な乗用車タイプということで、価格はガソリン車並み、一回の充電で五百キロというふうなことで、技術革新、ぜひこんな形でできていったらなど。それがもう来年ということですから、本当にもう目の前かなというふうに思っています。

これは、先ほどもちょっとお話しした長期エネルギー需給見通しのこの部分では、特に運輸部門、これは貨物と旅客、普通の私たちが乗る自家用車の二つを合わせたものであります。この部分はやはり、ガソリン車、軽油も含めて、石油依存度は一〇〇％ということで、よく言われているように来週の四月一日になると京都議定書の第一約束期間がスタートするというところで、現行では、この運輸、民生部門は一番CO₂を基準年よりもむしろ出してしまっているところであります。

ですから、この次世代型電気自動車のような、無公害、CO₂をできるだけ出さないような部分に早急に切りかえることが必要だと思います。これは、大臣もお乗りになっているハイブリッド車も含めて次世代型自動車という定義になっているようでありますが、継続的に次世代型自動車の導入をしていくと、二〇二〇年、十二年後には、最大導入ケースで保有台数の二〇％、販売では約半分がその部分になるということ、二〇三〇年には保有台数の四割、販売台数の七割ということになります。

今、保有台数というのはそろそろ打ち止めかなというふうにも言われていますが、自家用車、トラックを含めて、二輪車も含め、大体八千万台、保有台数というのはございます。一年間に販売をされているものは、前々回もちょっと委員会でお話をさせてもらいましたが、最近、新車の販売台数は減っておりますが、それでも大体六百万台くらいが自家用車、軽も含めて販売がされております。これがいずれピークを当然迎えていくわけですが、やはり燃費の向上というものがこの電気自動車も含めたハイブリッドカーで行われていく。

さらには、いわゆる公共交通機関の利用促進ということでも、八百万キロリットルの省エネの想定を二〇三〇年ベースでされておる。あわせて、これはいずれかの時点で閣法でも議論をされるバイオ燃料の積極的な利用ということで、非石油系燃料が七百万キロリットル導入されるという、そんな想定で、二〇三〇年に運輸部門の石油依存度を八〇％程度にすることを目指すということになっていきます。

大臣、これはやはりどうしてもやり切らなければいけない課題だと思いますが、この辺の普及を、本当にこういう新聞報道や総合部に記されているような形で進めていく強い意思があるかどうかということでは決まってくると思いますし、あわせて、その際には、普及ができる、要するに私たちが買える値段であるかどうかということが非常に大きな要素だと思いますが、その点について、あわせて大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 今般、長期エネルギー需給見通しを発表いたしました。二〇三〇年までというのが普通の発表の仕方なんです、二〇二〇年に前倒して他部門についても見通しを図ったわけであります。

この中で、自動車で見ますと、二〇二〇年には新規に購入する自動車のうちの半分が次世代型になっている必要があるということをお願いしているわけであります。これは、正直言って、ユーザー、消費者にとつて結構頑張ってもらわなきゃならないと思います。新しく発売する、つまり、新車を購入するときは二台に一台は次世代型にしてくださいということをお願いして、強制はできないんでしょけれども、それに取り組んでいただかなきゃならないことでもありますから、結構大変なことであります。その十年後には、それを七割、新規に売られる車の十台に七台は次世代型にしていかなきゃいけないということであります。

このためには、そういう車が走る環境も整備し

ていかなきゃならない。電気自動車が走るんであるならば電気スタンドがなきゃいけないです。水素の自動車が走るんであるならば水素のスタンドがなきゃいけない、そういうインフラとあわせて整備をしていって、利用者の不便がないようにしていくということが大事であります。

先般、次世代自動車・燃料イニシアティブというものを、燃料それから自動車それから我々と関係者が集まりまして、この次世代自動車の開発普及に向けたロードマップというのを描きました。その中で、次世代燃料の開発、供給体制の整備というの、あわせてロードマップとさせていたただいたところであります。

そうしたロードマップに基づいて、トップランナー基準であるとか、あるいは技術開発であるとかいうことと、あるいはその環境整備、インフラ整備も含めて、この試算結果が順調に実施結果になっていくように省を挙げて取り組んでいきたいというふうな思っておりますし、政府を挙げて協力していくことになろうかと思っております。

○後藤(高)委員 大臣、ちょっと質問通告をしていなくて大変恐縮ですが、今の部分に関連をして、先ほど、今非常に、議長あつせんの部分も含めてというお話なんです、特にガソリンは揮発油税ということ、本則、暫定税率部分を含めて四十八・六円かかっています。

例えば、大臣、私も国交委員会もちょっとやっておるんですが、今事業量を中期計画ということ確定して、ガソリン税を特定財源へ投入して、収入と支出との差額が出れば一般財源化をするというの、衆議院を通じて今参議院で議論している法案の骨子ですが、その中に、足りなければ一般財源から投入をするというのが実はござい

ます。例えば、二〇二〇年を想定すると、これは二〇三〇年の数字なんです、二割ガソリンの消費も軽油の消費も、前倒しができるかどうかは別として、例えば軽油では今大体三千万キロワット、ガソリンが大体平均で六千万キロワットです

から、単純に掛け算をすると、大体ガソリンで五千億円、軽油で一千億円減ることになります、例えば二〇％ガソリンや軽油の消費が減ると。

ですから、先ほど大臣が二・六兆円の財源不足になるよというのは、仮に、この省エネというのや地球温暖化ということで対応していけばいくほど、石油依存度を減らすというのが一方で政府の大きな柱であつて、それを進めることは、揮発油税や軽油引取税のように量に課税をしているものは、その量が減つていけば税収は減るんですよ。

ですから、それは内閣全体でそういう議論の中で考えていただく必要があると思うので、多分コメントは難しいというかなれなんです、ぜひそういうふうな二通りがあるということを考えて、私は、四月一日から不測の事態がないように政府としてはきちっと考えていただきたいし、その際には、地球温暖化という大きな世界的な、地球的な規模で省エネや脱石油というものを考えるときには、税収は減るんだということがベースにあるということ、ぜひ大臣、内閣の中でも発言をきちっとしていただきたいというふうに思います。

時間がないので、最後に、先ほど来いろいろな地価の問題、原油高騰の問題も含めてお話をさせてもらいました。そうは言っても、金融機関にも、きちんとセーフティーネット、業種指定の拡大をして、不測の事態がないようにするし、開業もしやすく融資の形もつくつたとおっしゃつても、例えばセーフティーネットを、この十二月二十五日にお金を借りやすくなったといつても、実際、では現場で建設業の皆さんやガソリンスタンドの皆さんや小売業の小さな商店の皆さんがお金を借りられるかという、違うんです。それは、その企業全体を見ながらやはりお金を貸しますから、建設業に本当に未来の大きなものがあればまた別でしょうし、大手スーパーと激しい競争をやっている地域のスーパーや小売店の方に、では金融機関がお金を貸すかという、貸していないのが現状なんです。

ですから、貸しはがしということは確かに少な

くなつたかもしれませんが、貸さないという融資態度が、きのうも、中小企業庁の方とお話をさせてもらつても、いや、やっていますよと言って、現場はそうならないと思うんです。

それで、私は、少なくともこの二〇三〇年までやはりこういう形でやられていくのであれば、そういう本当に成長していくであろう分野に、これが大きな自動車メーカーだけではなくて、そのそ野の部分に、やはりこういう部分ではきちっとした明い部分があるよというふうな提示もしながら、やはり緊急対策ということじゃなくて、昔の通産省であれば、少なくとも総合的な、前もお話したかもしれない、パッケージをつくって、きちっとこうすれば、みんな、中小企業も地域も元気になっていくよと、やったじゃないですか。でも、経済財政諮問会議で、今、新前川レポートと称して植田先生を中心にやられているようでありますけれども、でも、まだまだよく見えないんです。

ですから、現場の悲鳴と、金融機関はやっているよと中小企業庁の皆さんや金融庁の皆さんが言う言つても、金融庁の、先ほどもお話があったように、中小企業マニュアルがあつてもそのとおりによつていないし、もうこの企業にはこまでしか貸すなというのを、実際、金融庁からのいろいろな思いを受けて金融機関はそういうふうな制度づくりをしちやうたわけですよ。

ですから、それを、真つ当な、大臣がおっしゃっているような、ちゃんとした努力をしている、在庫担保も売り掛け担保もあるようなところには貸すよというふうな仕組みを金融庁にも厳しく言つていただいて、融資が、お金が借りやすいような形に少なくともしていただく。それがまずあつて、長期的、五年後、十年後にこのような地域が、産業が伸びていくんだということで、画面でやはりやらないといけないと思いますが、最後に、大臣、ぜひその部分について、金融庁への強い要請も含めてお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 我が省は、中小企業を含めた経済対策の将来展望をしつかり示す必要があります。

その上で、金融機関が貸し出し姿勢をきちんと我々の期待するような方向にとつてもらえるように要請は、先般もさせていただきましたし、これから、金融庁も含めて、前向きな貸し出し姿勢をとつてもらえるよう要請をしていきたいと思つております。

いずれにいたしましても、仕事がないところにお金を貸すというのは、確かに金融機関にとつて勇気が要することでありましようし、ただセーフティーネット保証、セーフティーネット金融をつくつたとしても、借りに来る企業が将来の仕事の受注の見通しがないということであれば、それはもう貸す側にとつても前向きな姿勢はとれないと思ひます。ですから、建築着工件数のおくれも一例でありますけれども、一刻も早く原状復帰をしていくような環境整備は引き続きとつていきたいと思ひふに思つております。

○後藤(斎)委員 終わります。ありがとうございます。

○東委員長 次に、三谷光男君。

○三谷委員 民主党の三谷光男です。久方ぶりに経産委員会一般質疑の質問の機会をいただきました。きょうは、地球温暖化防止対策のことについて主にお尋ねをさせていただきます。肝いりで進められております消費者庁設置のことについて質問をさせていただきます。

福田総理が施政方針演説の中でも強調されました、一元的に推進するため、強い権限を持つ組織として消費者庁を設置する構想が進められています。そのあり方を検討するために消費者行政推進会議が設置をされ、既に検討、議論が始まっています。消費者行政推進会議のこまでの検討、議論の状況について、きょうは中川担当副大臣に内閣府からお越しいただいております。

中川担当副大臣にお聞きいたします。

こまでのこの消費者行政推進会議の検討、議論の状況について、特に、中でも新組織の形態でありますとか法律、権限の移管の問題、こうしたことも既にこの会議の議論の組上に上がっているのかどうかということも含めまして、また、今後の進め方、そして、いつごろを目途としてこの答えを出す考えということになっているのか、御説明をいただけますでしょうか。お願いします。

○中川副大臣 ただいま三谷委員から、総理が大変意欲を示しております消費者行政の一元化についての質問がありました。ただ、その前段で、消費者庁というふうな話が出ていました。そういうことは聞きますが、まだ正式にそういった話はないということだけは御理解いただきたいと思ひております。

消費者行政の一元化を推進するために、二月八日、閣議において消費者行政推進会議が設置されました。二月十二日以来、これまで三回にわたるその会議が開催されております。消費者問題の実態、消費者窓口に関する課題、国と地方の役割等の論点について活発な議論がこれまで行われております。今回の会議では、これまでの議論を踏まえ、座長から論点整理が示される予定になっております。次回以降の会議では、組織形態のあり方等、残された課題について議論いただく予定になっております。

総理からは、四月ないし五月を目途に一応の結論を出してほしいと言われており、この検討スケジュールに沿つて、消費者を主役とする政府の働き取り役としての新組織の具体的な姿を固めていきたい、こう考えている、今はそれだけであります。

○三谷委員 今のお話からすると、ほとんど中身の問題は議論の組上に上がっていないということでしょうか。

私の聞いておりますのは、新組織の形態、法律、権限の移管の問題が会議の議論の組上に上がっていないかということをお聞きしております。例

えば、委員の一人であります新宿区長の中山弘子さんからは、かなり明快な、権限移管も含めた内容のものがこの会議にも出されていますよね。そうしたことがどれぐらい議論の組上に上つているのかということも含めて、そこにちよつと力点を置いてもう一度、事務方からでも結構でございます、説明をいただきたいと思ひます。

○中川副大臣 これまで三回の会議におきましては、主に、消費生活の安全、消費者取引、そして表示をどうやって管轄するか、その範囲。それから、こういった問題に対する企画、立案、執行の権限をどのように持つていくか。そして、各省庁に対して総合調整機能や勧告権等の強い権限を持たせる必要があるのかないのか。そして、所管する法律としましては、安全、取引、表示に関する基幹的な法律を所管する、そういったものも重要ではないか、そして、先ほどの委員からは地方との関係、私も出ていましたが、これまでの消費者行政における地方の役割等について非常にいい意見が出されたことは事実であります。そういったことが話題になっております。

○三谷委員 中川担当副大臣には、実は当委員会でこの後、特商法並びに割販法の非常に大事な改正の審議が控えているものから、大変そのことにもかかわりの深い、関連の深い今の議論をされている内容でありますので、お話しづらいくところも今の段階ではあつたかもしれませんが、わざわざこうして来てお話をいただきました。そして今度は、自民党の政務調査会消費者問題調査会の、これは三月十九日に消費者行政のあり方に関する最終取りまとめ案が出されました。この取りまとめ案では、消費者庁が所管すべき具体的な法律、権限として、特定商取引法や特定商品預託法、これは経済産業省の所管であります。景品表示法、公正取引委員会、消費生活用製品安全法、経済産業省、食品安全基本法、食品安全委員会、内閣府などが挙げられ、これら法律と権限を新組織に移管する提言内容になっています。自民党同調査会のこの提言内容につきまして、

特に、経済産業省が所管する特定商取引法や消費生活用製品安全法など消費者行政に係る法律、権限を新組織にこうして移管をする、そういう提言内容になっておりますけれども、そのことについて、経済産業大臣、どのようなお考えをお持ちでしょうか、あるいはどのように対応されるお考えでありますでしょうか、聞かせてください。

○甘利国務大臣 消費者の安全を図る、この議論が活発になってきたのは、ギョーザの事件等があつて、それをどこへどう連絡をしたらいいのかわからないとかあるいはスピードが遅いということ等が発端だと思ふんです。要するに所管するところがわからない。いわゆるぼてんヒットというのですか、お見合いしてだれもとらなかつた、そしてヒットになつたやつたという、それを防がなきゃいけない。それから、迅速な対応をするというのが事の発端だと思ふに思ふのであります。

消費者の安全ということになりますと、かなり広範になりますね。製品安全から始まつて、さつきのギョーザとか偽装とかいう問題で食の安全、それから取引の安全というのがありますね、金融取引、不動産取引、それから薬の安全、薬害の問題もあります。およそ消費者の安全ということになると、ありとあらゆることを網羅しなければならぬわけでありまして、それをどう効果的に、コストパフォーマンスよくやっていくかということが大事な点だと思います。

いずれにしても、税金でやることでありますから、投入税金額のコストパフォーマンスをうんと上げていくことであります。そういう視点から私は議論をしていくべきだと思います。

それから、指導官庁というか振興官庁は消費者の安全を守れないかというところはそうじゃなくて、生産事業者というのは消費者にそつぽを向かれちゃつたらもうつづれちゃうわけでありまして、何よりも消費者が信頼をしてくれる製品をつくるということが企業の存続にかかわることです。それから、そこに一番注意しないと生き残れません。

い。いつときだけでもうけて後は会社つぶしちゃつていいというところがあるがふらちな行為をするわけでありまして。ですから、指導官庁はまさに安全を見て官庁だと思ふんですね。少なくともその企業が存続を前提にして考えていくのであれば、短期間の間だけ設立して後は抹消して、ふらちな行為をして利益を上げて逃げちゃえばいいというのと違いますからね。

だから、そのところは、生産をする側と消費者というのとは対立構図ではないのであつて、生産をする側は消費者の信頼を得なければつづれちゃうというところを感じながらやっているとあります。それから、指導官庁が安全政策を見るところは極めて効率は高いんだと私は思つております。

そういう視点もそろそろ検討した中で、一番効果的なやり方で消費者の安全を図るということがいいんだらうと思つております。

○三谷委員 大臣、全く認識は私もそのとおりであります。

福田総理がこうやつて施政方針演説の中でも力点を置かれて、消費者、生活者重視の強い姿勢を打ち出されたことは大変結構なことだと思ひます。あるいは、各省庁縦割りになつていて消費者行政を一元的に推進する新たな組織をつくること自体も、それもまた結構なことだと思ひます。

今のお話の中にもありましたけれども、例えば連携の強化というのは大事なこともかもしれない、あるいは迅速にどうやつてやるか。そのために新組織が、いいものをつくられば、それはいいことだと思ひます。

だけれども、要は、先ほど大臣もおっしゃられたように、消費者の利益を守るために所管しているところがきちんと対処していく、これが本当は一番大事なことであつて、どちらかというと、この自民党調査会の最終取りまとめ案、提言内容でありますけれども、そのことをよく考えておつくりになられたものとは言い方がたいものがございまして、ちよつと辛い言い方をいたしますけれども、むしろ、例えば悪質商法に係る部分であると

か、ギョーザのお話をされました。食品安全とか、向こう受けしそうなものを切り取つて新組織に権限を与えよう、見たらそういう内容になってます。

こういう案が新組織のあり方に、これは与党自民党の政務調査会のいわば最終取りまとめ案でありますので影響を与えるかもしれないということに大変……（発言する者あり）オーソライズをされてない、大変強いお言葉をいただきました。ありがとうございます、危惧をします。

そして、まさに先ほど中川副大臣にもお話を申し上げましたように、この国会で、この後、この経済産業委員会におきまして、特商法並びに割取法の大変大事な改正だと思ふに思つています。また、我々も随分長い時間をかけてこの議論をしてまいりました。

そこで、言つてみれば、法執行とかの話も審議の中では出てくるわけです。近い将来、所管が変わるかもしれない、そういう法律の改正案を審議することになるといふような何か妙な話になりますので、ここは大臣、大変言いづらいお話を願ひすることになりますけれども、この提言、今、オーソライズされてないんだというお話がございましたけれども、これから行われる特商法並びに割取法の改正案審議に關しては、これは関係ないんだ、関係ないと、移管の話はないものとして、この審議はしつかりと、経済産業大臣並びに経済産業省がつくつたところでありまして、責任を持つて受けるんだということを明言していただかせんでしうか。お考えをお願いいたします。

○甘利国務大臣 そのとおりでございます。それで気持ち晴れました。

続いて、きょうの本題であります地球温暖化防止対策のことについてお尋ねをいたします。

まず、G20、京都議定書に続く二〇一三年以降の国際的な枠組みについて議論をする環境G20が主要二十一国・地域の関係閣僚を集めまして、今月、千葉市の幕張メッセで開催をされました。

甘利大臣と鴨下環境大臣が共同議長を務められた。これは、先進国のほかに、温暖化ガスの大排出国でもあります中国、インドあるいはブラジルも参加をされた。そして、ことし七月には洞爺湖サミットが我が国で行われます。二〇〇九年末に予定をされております、京都議定書以降の枠組みを決めるまさに終着点と目されますCOP15に向けて、このG20というのは、対話を通じて今後の合意点を探っていく重要な会議と位置づけられております。

これは、経産省から、どのような内容、結果に終わったのか、あるいは成果を含めて御説明、御報告をお願いいたします。

○石田政府参考人 ただいまお尋ねのG20の対話でございますが、これは、先生も御案内のように、二〇〇五年のグレンイーグルズ・サミットのときに、気候変動問題とエネルギー問題を一体的に議論する必要があるということで立ち上げられた場でございます。今回が四回目ということで、甘利大臣、鴨下大臣が共同議長を務めたものでございます。

今回の対話におきましては、洞爺湖サミットに至る一連のG8プロセスの中で、主に気候変動問題を扱う最初の閣僚会合であつたということで、極めて活発、率直な意見交換が行われたというふうなことであります。途上国と先進国の間の協力の強化に貢献し得るバランスのよい議論であつたと考えております。

具体的には、セクター別アプローチの有効性でありますとか、あるいは省エネ、革新的技術開発の重要性などにつきまして議論を深めることができました。

この会議の結果につきましては、議長としてサマリーを取りまとめまして、参加各国に発出するとともに、洞爺湖G8サミットにも報告をする予定となっております。

それからまた、この機会に甘利大臣が、中国あるいは南アフリカ、オーストラリアの閣僚とそれぞれ二国間会談を行ったところでございます。も

ちろん、立場の違いはそれぞれあるわけですが、
ども、実効ある将来枠組みの構築に向けまして、
我が国の立場について建設的な意見交換ができた
というふうに考えております。このことも今回の
会議の一つの成果であったと考えております。

○三谷委員 これは局長、報道では、まさに今お
話をされました、ダボスで福田総理が発表しまし
たセクター別アプローチ、これに日本は理解を求
めたけれども、中国、インドを初め参加途上国か
ら日本の対応について反発があった、こういう報
道がなされています。事実、そのとおりなのだろ
うと思います。

途上国の反発、懸念はどのようなところにあつ
たのでしょうか。そして、今言われたような本当
に実効が、次に続く実効というのがあったん
でしょうか。お願いします。

○石田政府参考人 先生ただいまお尋ねのセク
ター別アプローチでございますけれども、このG
20の会合におきまして、日本からはセクター別ア
プローチについて、セクターごとに効率目標や技
術の導入率をもとに削減可能量を積み上げること
によって公平な削減目標の設定に資する方策であ
るということ、同時に、途上国にとっても、これ
は効果的な技術移転を進めることができる非常に
メリットの大きな手法であるということを御説明
したわけでございます。

一部の途上国から、先進国と途上国との間の共
通だが差異ある責任、こういった考え方について、
このアプローチのもとでどのようにそれが体现さ
れていくのかといったことなどにつきまして懸念
の表明があったことは事実でございます。

ただ一方で、このセクター別アプローチの有効
性につきましては、各国から高い関心が示され、
今後とも議論を深めていく必要があるとの認識が
おおむね共有されたということにつきまして、
大きな前進であったというふうに考えておりま
す。

今後は、途上国の懸念にも留意しながら、対象
セクターの特定の方法でありますとか、あるいは

技術移転、資金面の課題等について議論を深めて
いく必要があるかと考えております。

○三谷委員 言い切りのようなお話で成果が強調
されておりますけれども、果たしてこのセクター
別アプローチ、本来こちらに取り込まなければい
けない、理解を示してもらわなければいけない各
国の理解が本当に得られたのだろうか、あるいは、
大きな前進とおっしゃられたけれども、大きな前
進をG20でされたのだろうか、大変疑問に思いま
す。

そして、このセクター別アプローチですが、こ
れは既に政府の方針になっていきますね。この方式
でまさに日本はポスト京都の枠組みをまとめなけ
ればならない。まとめようとしています。そして、
EUはこのセクター別アプローチ、多分、これは
否定的でありますね。既に、二〇二〇年に九〇年
比二〇％削減を決定して各国に削減量を割り当
てています。

この方式でまとめていくためには、申し上げた
とおり、アメリカも含めて、インド、中国、ブラ
ジル、各国の理解と同意が必要なんですけれども、
経済産業大臣、COP15までの道筋、ことし七月
には洞爺湖サミットがあります。どういう道筋で、
あるいは戦略と申しましょうか、我が国が考える
ような中期枠組み、COP15でつくり上げていく
んだ、まとめていくんだ、こういうふうにして
らうんだということが当然目標としてあるわけ
ですけれども、その道筋がなかなか見えてこない。

例えば、七月の洞爺湖サミットでどこまでその
成果を、これぐらいまとめて、本当はこのG20で
もここまで理解を求めて、理解をしてもらって、
だけれども、前進だというおっしゃり方なんです
けれども、前進のようにはたには見えない。

どのようにしてこの洞爺湖サミットでの成果を
得て、どのようにしてまたCOP15で、この次期
枠組みについて、日本が思っているような枠組み
をつくっていくかとされているのか、それを、経
済産業大臣の考えを聞かせてください。

○甘利国務大臣 G20を経験しまして、つくづ

く、日本が新しい提案をひつ提げて、それを国際
ルールにするということが大変な努力が必要だと
いうことは実感しました。

もともとCOPの会議というのはEU主導で進
んでいきますから、その中に新しい枠組みを打ち出
すということは、それぞれ旧来の枠組みに従って
動いている経済主体もあるわけでありまして、
それが自分の思惑が外れちゃうということとは経済
的損失になるということもあるでしょう。です
から、新しい枠組みを持ち込むというのは正直な
かなか大変な経過でありました。

過去、かつては、まさにそのセクトラルアプロ
ーチを新しい枠組みとして持ち込むということ
は、それこそローマ教会の前でも地球は
回っているとか叫んでいるガリレオの思いだなんて
いう話がありましたけれども、しかし、それは徒
労ではなかったんですね。私もいろいろな経済大
臣の会議でこの提案をしてきました。そこではか
なりの支持を得てきました。

つまり、何で支持を得たかということ、考えてみ
れば損なことないねということですよ。技術の
移転がされる、石油もそれだけ使わなくて済む、
設備が更新されるから競争力もつく。考えてみた
ら損なことないじゃん。しかも、資金スキームま
でできればウエルカムに決まっているということ
で、支持を少しずつ得てきたんです。

今回は初めて環境大臣の入っている会議で提案
をしたわけですが、こんな話は初めて聞くよとい
う人たちのところで。そこでは何が拒絶反応であ
るかということ、もしかしておれたちも義務を負うの
いいことは受け取るけれども、義務を受け取るこ
とは冗談じゃないよという思いが一つある。それ
から、従来の枠組みがなくなっちゃうのと。例え
ばCDMなんというのはお金がついてきてこっ
ちへやってくる、ハッピー、これがチャラになっ
ちゃうの、つまり、従来の途上国にとって歓迎す
べき枠組みがなくなっちゃうんじゃないだろうね
という警戒感なんですね。

だから、我々は全部チャラにしてしまつて、何

もかもこの方式で、そして途上国も相当義務を負
うぞと言っているわけじゃなくて、このアプロ
ーチでいけば自然とみんなが達成できるでしょう
ということを理解してもらおうということが大事だ
と思うんですね。それが、今までやってきたのが少
しずつ浸透してきているなという感じはしまし
た、初めて環境大臣には説明したわけですから。

そこで、セクトラルアプローチ一色。というこ
とは、日本提案を国際会議で二日間にわたつて議
論しようなんということになったのは、これは前
進だと思いませんか、もう即刻否決されちゃつて
話題にもならないんじゃないかと、それ一色にな
つたわけですから。

その中で、先進国からは、総量目標を達成する
ための必要条件であるという某EUの一国からの
発言もありました。途上国も、有用性は認める、
だけれども、我々に即義務を課すというのであれ
ば警戒をせざるを得ないという感じなんです
全面否定じゃないところがあるかと思うん
です。

長くなつて済みません。それから、会議が終つた
後の日本とEUの高級事務レベル会議というの
をやつたんです。その中で、議事録がありますけ
れども、EUからは、私が前進があつたと思う二
つのことがありました。

一つは、セクトラルアプローチは有効な手段で
あるということは認めますという明確なEU側か
らの事務レベルの発言。それからもう一点、我々
が主張しています公平な基準年、一九九〇年とい
うのは特定なところに有利に働くじゃないかとい
うことで、公平な基準年をずっと主張してきたん
ですが、それに関してもEU側からは、一九九〇
年を聖域だと思つているつもりはない、新しくE
UでEU指令を出しているのは、基準年は二〇〇
五年だという発言があつたんです。これは物すご
い前進だと思いませんか。

ですから、まさにむなしい思いで叫び続けてき
たけれども、ボディーブローでかなりきいてきて、
実は彼らもいい点は認めざるを得ないというふう

になったのは確かなんだと思います。これを二〇〇九年末のCOP15までどうつなげていくかということですね。ここで新しい枠組みが決まるわけであります。

途上国に私はバイ会談でも強く言ったのは、あなた方は自分たちにも成長する権利があると云っているでしょう、成長する権利がある、成長もしているんです。なおかつ地球環境に貢献できたら、こんないいことはないでしょう。セクトラルアプローチというのは、まさに経済成長と環境貢献を両立させる手段なんですよということをずっと言ってきたわけであります。

そこで、彼らは、今度は、共通だが差異ある取り組みというのをどう具現化してくれるんですかということですね。だから、土俵は同じ土俵だけれども、達成年度を延ばすとか、達成割合をもっと余裕を持つてあげるとか、そこで差はつけられるじゃないか。共通で差をつけるということが大事でありますから、これをこれからしっかり説明して、警戒感を解いていく必要があるんだと思います。

洞爺湖サミットまでにG8エネルギー大臣会合であるとか、G8環境大臣会合であるとか、あるいはアメリカが主導する主要経済国会合等があるわけでありまして、これらの場を通じて少しずつ共通理解を積み上げていくという努力をして、G8サミットで一遍に決めようといったって、これはもう無理です、そんな強引に余り押しにくいこうすると警戒感が高まりますから、COP15までの道筋としてちゃんと積み上げていくようにしていきたいというふうに思っております。

○三谷委員 今の大臣のお話は大変よくわかりました。G20、それなりの理解も進んだあるいは前進もしたということは、よくわかりました。だけれども、今も大臣、言及をされました。いざ途上国を、取り込むというのは語弊があるかもしれないけれども、こちらに理解をしてもらうて、この方式で同意をしてもらう、味方になってもらうに当たって、自国に義務が課せられる話に

なると、やはりどうしてもそっぽを向いてしまう。そして、片方で差異ある責任ということとは、このG20の中でも強調されたように、つまり、つらい話だけれども、日本がやはり温室効果ガス排出削減の目標設定を持たなければいけない、あるいはしなければいけないのだ、あるいはそろそろその時期にきているのだというふうに思います。

ダボスで福田総理が、安倍総理に引き続いて、二〇五〇年ですか、世界の排出量半分削減を言われ、そして国別総量規制をかけるんだと言及をされていますけれども、我が国は国別総量規制を持っていますけれども、やはり、説得力を持つために、我が国として、これはつらい話だけれども持たなければいけないんじゃないでしょうか。

あるいは、基準年の話も今出ましたけれども、これも、こちらは簡単だと思います。我が国としてはこの基準年がいいんだ、二〇〇五年がいいんだということを明示して、排出削減の目標設定をそろそろ決めるべき、あるいは打ち出すべきときに来ているんじゃないでしょうか。

このことについて、経済産業大臣、どのようにお考えか。

○甘利国務大臣 福田総理は、ダボスの会議で、主要排出国とともに今後の温室効果ガスの排出削減について国別総量目標を掲げて取り組むというふうにおっしゃっているわけでありまして、

では、それは具体的にどうしていくかということ、科学的かつ透明性の高い尺度として、エネルギー効率等をセクター別に割り出して今後活用される技術を基礎として削減可能量を積み上げていく、いわゆる基準年についても見直すことによつて、合理的、客観的であるとともに各国の削減負担の公平さを確保することができるということを総理みずから述べておられるわけでありまして、

ベンチマークを導入するセクトラルアプローチというのは、ここまでこういう技術を投入してこういう努力をしていくとこのぐらいまで下がりますと。先般のエネルギー需給見通しに関しても、二〇〇五年比マイナス一三パー、これにはほかに

森林とかなんとかまで入れると一四%以上、二〇〇五年基準でEUの考えている以上に削減できるという試算はできています。

ただ、これをやるためには相当国民にも理解をしてもらわなければならないということは、先ほどの答弁の中で答えたところでありましてけれども、この国別総量目標に関する作業はこれから政府として加速をしていくわけでありまして、その数値というのはいつ提示するか、それから、基準年は、国として、今二〇〇五年という話が出ました、これはEUも二〇〇五年ということに事務的には一部言及をされましたけれども、これがいいのかわるいは別の年なのか、それらをいつ提示するかについては、これから交渉を踏まえつつタイミングをはかっていくべきだと思います。

主要排出国を巻き込むということが大事で、余りかちんと決めちゃうと彼らは物すごく嫌がるんです。それと巻き込みながら、大丈夫ですよという安心を構築しながらやっていかないと、途中で逃げられ、逃げられちゃうと言ったとよくない、途中でやめたということになっちゃうと元も子もないので、その辺はうまく理解を醸成しながらずつとこの枠に入ってもらおう。このタイミングを見計らうのはこれから慎重に見きわめるべきだと思います。

○三谷委員 今の甘利大臣のおっしゃることは、あるいは外交上の駆け引きもあるんだというところもこれまで説明の中では何度も実は聞いてまいりました。

だけれども、先ほども道筋と申し上げました。二年後のまさにCOP15に何とか持つていくために、では、いつまでも時間をかけておっしゃるく腹の探り合いをやり続けるわけにもいかないのだと思うんです。そういう意味では、やはりどこかで、そしてそろそろ、これはつらい話ではあるかもしれないけれども、目標設定をしなければいけないんじゃないかと思えます。

終了させていただきます。

○東委員長 これにて三谷光男君の質疑は終了いたしました。

次に、田村謙治君。

○田村(謙)委員 民主党の田村謙治でございます。

本日は、大臣の所信に関する質問をさせていただきます。まず、私は、平成三年、九一年に大蔵省に入省したわけでございますけれども、当時、八〇年代後半から九〇年代にかけて、例えば日米構造協議ですとかあるいは日米貿易紛争など、一線で経産省の官僚の方々が活躍をいらつしやうて、私から見ても、大変輝かしい、まぶしい活躍をいらつしやうと大変尊敬を申し上げておりました。

ですので、私も、入省をする際、大蔵省と通産省、かなり迷ったわけでございます。結局、大蔵省に入ったわけでございますが、当時から今に至るまで、多くの先輩、あるいは私と同世代の方々、あるいは後輩に至るまで、経産省で大変魅力的な、そしてすばらしい方がたくさんいらつしやうということとは私も十分に認識をしているわけでございまして、当時から今に至るまで、数少ない経産省の応援団だというふうに自任をしております。

なぜ、数少ないと申し上げるか。ちよつと話が余談になりますが、特にここ五年、十年ぐらひは、経産省がほかの省庁の政策に領空侵犯を多々なさつて、私は、大変それはいいことだというふうにも思っている数少ない人間でございます。多くの他省庁の人間は、結局、経産省自体の仕事がどんどん減つてきたという中で、他省庁のことがばかり口を出してけしからぬ、もう経産省は要らないんじゃないかというのを言う霞が関の他省庁の官僚というのがはるかに多くて、私のようにそれを支持する人間というのは極めて少ない。ただ、領空侵犯をするのはいいというの、結局それは、今までの自民党政権の中でいわゆる障

壁、各省庁の障壁というものを破ることができない。要は、トータルな政策プランを各省庁それぞれ総合調整をする、それは本来政権の役割なわけでありませうけれども、その政権の役割というものがほとんど機能していない。そういう中で、ですから、現在の自民党政権においても、経産省が数々の領空侵犯を繰り返しながら、ある意味で総合調整というか、さまざまな先進的な政策提言をしているということとは、私は、現時点においても大変いいことだというふうに思っているという意味で、数少ない応援団なわけでございます。

前置きが長くなりましたけれども、そういった私から見ても、最近の経産省ではやはり首をかしげるところが多々あるわけございまして、かねて輸入促進、あるいは対内直接投資の促進を声高に叫んでいらつしやる。とにかく、日本が外に向かつて開かれた国になるように経産省が音頭をとっていたはずであつたわけだけれども、どうもその経産省さんが内向きになつてしまつてゐるのではないかという懸念を持つてゐるわけでございます。

例えば、大企業の保身的な経営陣に迎合するような、自由な株式市場による経済の活性化というよりも、株式の持ち合いの復活とか、あるいは外資に対して障壁をつくるとか、そういったことに躍起になつてゐるような姿勢がうかがえる。その一端であります、あるいは大変象徴的な例というのが、一月の北畑次官の、メディアでも話題になりました発言であるのではないかなというふうに思つております。

一月の二十五日に、経済産業調査会が主催なさつた北畑事務次官の講演会におきまして、以下のような発言をなさつた。正確ではありませうけれども、大方のところではあります、株主というものは経営能力がないという意味ではばかだ、そして、株をすぐに売れるという意味で浮気者である、無責任で、有限責任であるから、配当の増額を要求する強欲な人々だ。さらに、中でも、例えばデイトレーダーについては、経営には全く

関心がなくて、本当は競輪場や競馬場に行つていた人が、手数料が下がつたということで、パソコンを使って証券市場に來た、最も墮落した株主の典型である、ばかだ浮気で無責任というやつですから、会社の重要な議決権を与える必要はない、買収防衛策の一助にもなる、配当で少し優遇すればいいというふうな、読み上げるだけでもちよつと恥ずかしいような発言をおつしやつておられて、一言で申し上げると、ある意味で資本主義というものを否定するような発言に思われるわけでございます。

私は、やはり発言なさつた当事者である事務次官に直接お伺いをしたかつたわけでありませうけれども、それはかなわなかつたということのようでございます。

私も詳しくはありませうけれども、事務次官は今までこういう場には呼ばないということが慣例になつてゐるということは聞いておりますが、今回、これは事務次官御本人の発言でありますので、当然御本人にお伺いをする。別に、証人喚問をするというわけではありませうので、そこはぜひひらつしやつていただきたかつたと思うんですけれども、まずその点について、ある意味、大臣あるいは副大臣、皆様が事務次官にかつて弁明をしなればいけない。なぜ、事務次官はこちらにいらつしやつていただけないのか、そのことについて大臣のお考えをお聞かせください。

○甘利国務大臣 議会のそういう慣例になつておるところでありますので、上司である私がかつて答弁をさせていただきます。

私も講演の全文を読みました。強調してゐるところとか修飾語とか不適切な例え話というのを外しまして全部読むと、なかなかいいことを言つてゐるのであります。

ただ、不適切な例え話とか表現があつたのは事実であります、この点については、次官自身が記者会見の場で謝罪をしてゐるわけでありませう。御指摘の、デイトレーダーについての次官の発言というのは、あそここの場がクローズな場であつ

て関係者しかいない、寝てゐる人がいると困るから、相当刺激的な表現で、おもしろおかしくという思いもあつたのかも知れませんが、このデイトレーダーについての発言は、所有と経営が分離されてゐることから、必ずしも経営能力を有しない場合が多いという趣旨でなされたんだというふう

に思ひます。ただ、いづれにしても、資産運用として一定の株式を購入して、売買で収益を得る、あるいは配当を得るといふ行為は、株主に本来的に認められてゐる権利なのであります。企業が遊休資産を保有してゐる場合に、配当増等の提案をすることも当然の株主の権利であつて、その株主がたとえデイトレーダーであろうとも、その権利はあるわけでありませう。

多様な人間が株式市場に参加することによつて、企業に対する資金の供給が潤沢になる、これは事実でありますから、デイトレーダーだからこういうことはけしからぬとかけしかるとかいうことはございませう。他の株主と同等でございます。

○田村謙委員 私の次の質問までまとめてお答えをいただいでしまつたんですけれども、繰り返しになりますが、上司としてかわつてゐるのは、もちろん上司である大臣にお伺いしたいのと、もとと思つてゐるわけでありませうけれども、まさに当事者、発言した張本人であります事務次官に直接真意をお伺いしたいというふうに私は思つたわけですね。

それはなぜか。例えば局長であれば、きょうも来ていただいでいますけれども、局長であれば、いろいろな委員会、この委員会に限らず出ていらつしやる。なぜ、事務次官というのをお呼びで

きないのか。慣例であればそれでいいわけではもちろんないと思うんですね。いろいろな慣例というものも、変えなければいけないものもある。もちろん、もつともな理由があつて守らなければいけない慣例もある。もし大臣が、部下である事務次官を呼ばないという慣例がふさわしいんだ、正当であるとお考えになるのであれば、まさにその

理由を教えてください。もしないのであれば、私は本来来ていただきたかつた。そういう意味で、ぜひ大臣のお考えをお願いいたします。

○甘利国務大臣 これは行政側が答えることじゃなくて、国会の、委員会のルールでございますから、理事会マターの話だと思ひます。少なくとも、次官よりは偉い大臣が来ているのでございませうから、それで御理解をいただきたいというふう

に思つております。○田村謙委員 国会の慣例については、もちろん、おつしやるように国会が決めることでありませうけれども、私は大臣のお考えをお伺いしてゐるんです。その慣例というものがまさにおかしいというふうに私は思つてゐるわけですね。

例えば、各省庁それぞれ、すべて横並びでなければいけないという何らかの明確な決まりがあるなら別でありますけれども、あくまで慣例という話でありますから、経済産業委員会が率先をして事務次官を呼ぼうということ、みずからリーダーシップをとるといふことも可能なのではないかなというふうに思ふんですけれども、事務次官を呼ばないということについて、大臣の個人的なお考えをお伺いします。

○東委員長 田村謙治君に申し上げます。この件につきましては、本委員会の理事会におきまして各党協議をした結論といたしまして、今回はこういうことになりましたことを申し上げたいと思ひます。

○田村謙委員 済みません。私は、もちろん結論は知つておるわけでありませうけれども、個人的にどうなんですかという、大臣のお考えをお聞きしたいと思つたのであります。

○東委員長 再度聞かれますか。○田村謙委員 はい。再度お伺いします。

○甘利国務大臣 委員会、国会の決定に従わせていただきます。

○田村謙委員 結局そういうことなんだと思ひますが、私は極めて問題だと思ひます。それは結局、与党側の方針だ。国会といひましても、主に

先ほど、大臣が若干おっしゃってくださいましたけれども、まさに事務次官御本人の真意というのは、当時の弁明の記者会見を見ても、ある意味で口が走ったというぐらいしかおっしゃっておられなかったような気がするんですが、例えば短期

私がそもそも先ほどお伺いしたのは、デートレーダーのように短期売買を繰り返す投資家、株主に対して、事務次官がどのような評価をしているのかということを申し上げたので、そういった

さらに信用を落としている大きな要因となつてしまつてゐるんじゃないかというふうに思われるわけですけれども、その点に關しては大臣はいかがですか。

○甘利国務大臣　その後の会見で、この問題につ

○甘利国務大臣 誤解は解けたというふうにも思っております。

○田村謙委員 今申し上げましたけれども、いまだに誤解、誤解ではないと思いますが、多くの内外の識者、専門家の方からも、あるいはマーケット

トの関係者からいまだに、引き続き多くの批判が続いているのは事実だと思ふんですけれども、大臣はそういうことを単に御存じないということですか。

○甘利国務大臣 いわば、失言部分が誇張されて報じられた、それについて反応があったのは承知をいたしておりますし、その後、真意が説明されて、理解が深まったということも承知をいたしております。

○田村謙 委員 私がお伺いしたのは、発言がそもそも誇張されたかどうかというのは評価の話になりますので、それについては全然誇張はされていないと思いますけれども、次官が十分に、いかに株主、デイトレーダーはほかであるかということの説明をいらっしゃいますので、私は、あるいは多くの人は、誇張ではなくそのまま受けとめて、いまだに多くの批判があるということでありま。そういった批判というのがそもそも誤解だということに大臣は考えていらっしゃるということですか。

要は、事務次官の発言についての評価というのはいまだに、やはり資本市場自体を理解していない、そんな人が経済産業省の事務方のトップでいいのか、辞任すべきだといったような声も、決して一部ではなくあるというふうには見聞きをしております。大臣の今のお答えというのは、結局そういった人たちが単に勘違いしているだけだ、そういうふうにおっしゃりたいということですか。

○甘利国務大臣 講演内容全体を読んでいたければ、北畑事務次官は極めて見識ある人間だということはおわかりいただけると。部分的に、講演をクロージングで行われていますから、おもしろくするために不適切な表現があったということであって、そのことが理解されるに従って、本人の意図するところはきちんと伝わってきたというふうには思っております。

○田村(謙)委員 私は、平行線になりますのでこれ以上申し上げませんが、真意というのは、

まさに次官がおっしゃった言葉そのとおりなんだろうと。繰り返すになりますけれども、幾らその場をおもしろくしようと云ったからといって、こゝまで株主を無能扱いにするような発言というのは、本音で思っていないければやはり出てきませんので、事務次官はそういうお考えなんだという理解というのが、むしろ逆に海外にも広まっているんじゃないか。やはり、それによって日本の株式市場の信認というのはさらに下がっているというふうには私は考えておりますし、決して私個人ではなくて、そのような評価をしている人もたくさんいるということは重ねて申し上げたいと思います。

ついでに、この事務次官の御発言についてはこれを最後にいたしますけれども、北畑次官は、まさにデイトレーダーに関して、本日は競輪場や競馬場に行っていた人が、手数料が下がったのでパソコンを使って証券市場にきた、さらに、最も墮落した株主の典型だとおっしゃっておられます。競馬はちよつとおいでいて、競輪といひますとまさに御省の、経産省、大臣の管轄でございます。このことは、私みたいな素人が素直に受けとめますと、要は競輪場に行く方も墮落した人だと言っているのかなと。そうしますと、要は国、経産省が率先して国民を墮落させているというふうにとらえられるんですけれども、その点に関しては、大臣、いかがでいらっしゃいますか。

○甘利国務大臣 鋭い御指摘でございます。我が省は、競輪を健全なスポーツとして振興しているところでありまして、競馬も私は何回か行ったことがありますし、決して私自身墮落しているとは思っておりません。そこは、極めて不適切な発言だったと思っております。

○田村(謙)委員 本質論とは違つて、この点に関して大臣に弁明をしていただくのは私も大変恐縮でございます。ただ、株式市場に比べれば影響は少ないと思ひますけれども、競輪場を所管しているらっしゃる省庁のトップがこのような発言をする、やはりそれは御本人の本音なのかと。デー

トレイダーにしても、先ほど大臣が、パチンコ屋さんに行つて子供を車にほうり出していると言つておりましたけれども、そういうばくちをする人というのはとにかくとんでもない、十把一からげに、そういったことで楽しんでいらっしゃる方を否定するような発言、まさにそれについて御本人の真意を伺いたかつたわけですね。

大臣が今おっしゃったのもそのとおりで、大臣に弁明していただくというよりは、そこは、御本人がどうだつたのか、場合によってはしっかりとそういった発言を撤回して、その点についてもしっかりと謝罪をすべきじゃないかというふうに思つたので、やはり事務次官御本人にこの場に來ていただきたかつたなということは重ねて申し上げます。

委員長、済みません、ぜひともその点は、こんなことまで上りである大臣に弁明をしていただくのは私も本当に忍びないと思つておまして、ぜひとも事務次官御本人に來ていただきたくつたという希望を重ねて申し上げて、今後も引き続き協議をしていただきたい、前向きに御検討いただきたいと御要望を申し上げます。

○東委員 一応、結論の出たことではございますが、引き続き意見交換をしたいと思ひます。

○田村(謙)委員 よろしくお願ひいたします。さて、次官の発言でもう一つだけ。これはちよつと前の発言、今までの発言ではなくて、もつと前の発言であります。

二〇〇七年の七月の発言でありますけれども、例のスティール・パートナーズがブルドックス・ソースにTOBを仕掛けた件について、当時の話であります。ブルドックス・ソースの買収防衛策が訴訟になったということがございました。その点に關して、東京高裁がスティール・パートナーズを濫用的買収者と認定して、その直後の北畑次官の記者会見で、大変画期的な判決だというふうな絶賛をなさつた。ある意味、勝利宣言のような雰囲気であつたのは新聞に書いてあつたところでありまして、とうとうとスティール・パートナー

ズを罵倒するともに、十分間その判決を持ち上げたということが新聞にも取り上げられておりました。

過去の話でありますけれども、これはまだ当時は係争中だつたわけですね。最高裁で結論が出ましたけれども、その前の段階の事務次官の記者会見で、ある意味、経産省の事務次官が一方の当事者に肩入れをした、応援演説のようなことを公的な記者会見で行つた。やはり事務次官の影響というのは大変大きいというのは私も決して否定する人間ではありませんので、そのこと自体は、タイミング的にも極めて不適切だつたんじゃないかなというふうには私は思つてゐるんですが、その点についてはいかがでございますか。

○甘利国務大臣 ここに、当時、これは会議後の記者会見で記者からの質問に答えている形での議事録があるんですが、御指摘の話は平成十九年六月十四日に行われたものでありまして、議事録によりますと、次官は、ブルドックス・ソースの応援演説をする趣旨の発言ではなくて、スティール側の記者会見内容について、記者から事実関係を問われたことに関して回答したものであります。

具体的には、記者からは、事前警告型の買収防衛策であるとのスティール・パートナーズの代表の指摘についてどう思うかと問われたものであります。事実関係は、スティール・パートナーズが間違つた認識を持つておまして、この事前警告型の買収防衛策というのは、アメリカでもたくさんあるということを説明したものであります。

それからもう一点、記者からの質問は、スティール・パートナーズ側は、我々はグリーンメーラーではないと言つてゐる、これについてどうなのかと見解を問われたわけですね。そこで、次官は、これまで手がけた案件で企業価値向上につながつた部分があるかといったら、事実関係の検証だけ行えば、その部分はないんではないかと思つたと答えたわけでありまして、その際に、記者に

対して、これは法廷闘争になっているので、個別の案件について今どう言うのは適切ではないので差し控えたいです、一般論として、過去の事実関係で述べたものですというふうに次官は言っているわけであります。

もちろん、聞かれても何も答ええないというのが一番いいのかもしれませんが、記者側から具体的案件を挙げて問われたので、答えが許される範囲で回答したということだというふうに思っております。

○田村謙委員　やはり、今取り上げました事務次官の御発言にしても、先ほどの発言もそうだけれども、日本のそういう経済産業省の事務次官が、ある意味排外的な発言をする。結局、日本の株式市場というのは開放されてきているようであるが、場合によっては政府が介入してくるというたような印象を持たれてしまっている。それが日本の株式市場の大きな信用低下につながっているというふうに私は考えておりますし、そういった評価も実際にあります。

そういった中で、最初に申し上げたように、経済産業省に本当に立派な方がたくさんいらっしゃるわけですが、経産省に入ってから、これから頑張っていくぞというふうな思っていた若手がかなりやめているという話も聞いております。それは、私がいた財務省でもそうなんですけれども、例えばことし、ですからまだ三ヶ月、平成十年以降ですから三十代前半よりも下の、本当に若手のキャリアというものが既に七名やめていらつしやるという話も聞いております。

やはりそこは、先ほどから申し上げているように、経産省の事務次官発言に象徴されるような、極めて内向きなそういう姿勢にもうやりがいを感じなくなつた、そういう若手が多いんじゃないかな、その気持ちは私も大変よくわかるころであります。

あくまで、そういった状況もあるんだということとは付加的に申し上げて、もう一つ、時間も限られてまいりましたけれどもお伺いをしたいのが、

いわゆるTCIによるJパワー株の取得問題についても少しだけお伺いをしたいと思います。

イギリスの民間投資ファンド、ザ・チルドレンズ・インベストメント・マスター・ファンドという大手のファンド、それがJパワーの株式を現在九・九％持つていて、それを二〇％まで買い増しをしたいというのを一月の十五日に申請した。そして、通常ですと審査は三十日以内であるわけですが、その審査が三ヶ月延長するということも発表がなされたということでもあります。

これもやはり、先ほどから取り上げているような発言をなさるような北畑次官が事務方トップをやつていらつしやる経産省だと、外資系には余り来てほしくないというようにとらえられなくなっていくんじゃないかな、実際そういう評価もござい

ます。今回、三ヶ月延長になった、その事情について御説明をください。

○甘利国務大臣　経済産業省は、外資の対内投資を進めている役所でありまして、先般も、アブダビのムバラク開発という一種のソブリン・ウェルス・ファンドが日本でワークシヨップを開くという段取りもつたわけでありまして、決して外資に対してこれを排除しているわけではあり

ません。それで、TCIによるJパワーの買収の件ですけれども、Jパワーというのは、OECDの資本移動自由化コードの対象として議論される公的インフラでありますし、しかも、これから大間で原子力を進めていくわけでありまして、でありますから、それは当然に、外為法に基づいて、国の安全や公の秩序等の観点から対象として論ずるということでは、先進国ですべて認められていることでもあります。

アメリカでいいますと、エクソン・フロリオというのは、先生は私より御存じだと思いますが、もつと広範囲に何でも網をかぶせる。あの外資を受け入れていることに對して世界の範と言われるような国ですら、日本よりも広範囲に何でもでき

る、しかも週及してできるという、我々から見れば、かなりむちゃくちゃじゃないのかと思うことすらまかり通つていくわけでありまして、

外為法による手続についても政省令で詳細に定めておりまして、引き続き議論する必要性があると思えば、これは延長して議論をする。諸外国と比較して、我が国の規制が特段不透明であり過剰規制になっているということは、比較論の上でも言えないというふうに思っております。

○田村(謙)委員　もう時間が参りましたので最後の質問にいたしますけれども、今大臣がおっしゃつたように、経産省というのは対内投資を促進する旗振り役だ、ぜひともそういう姿勢を海外にわかりやすく示していただきたい。

今回の件も、もう議論する時間がなくなつてしまいました。例えばTCIの役員の方というのも、経営権を握つたりする意図はないし、株式の保有比率は二〇％でとどめし、あるいは原子力発電と送電網に関する部分の経営については株式の議決権を行使しないことの表明をするとかまで言っているわけでありまして、当事者がそこまで言っている中で、一体どこが日本の安全の確保とか公の秩序の維持というものに悪影響を及ぼす可能性があるのかというのには私は理解できないんですけれども、例えば、今アメリカではより広範な網をかけている、そのことは私も存じ上げておりますが、一方で、EUというのは規制はできるだけ最小限にしよう、ある意味ではEUの方がより開放的な政策をとっているということも知っております。

それは、私が当時いた大蔵省でもそうでしたけれども、いろいろな規制を守るとかいろいろな改革を先延ばしにする場合に、海外のできるだけ日本に近いものだけ取り上げて、ほかの、例えばイギリス、ドイツではこうしているけれども、アメリカでは日本と似たようなものだ。大体、そういう日本の改革をおくらせる言いわけに部分的に使うということは多々見受けられます。

今回の件に関しても、ある意味で、過剰な懸念

を持つて審査を引き延ばしているだけではないかという印象を私は強く持っていますので、日本の株式市場の海外からの信用をさらに落とさないために、ぜひとも審査をより迅速に進めていただきたいということを重ねて申し上げるとともに、今後の日本の株式市場をより開放的にする、その政策を進めていくという大臣の決意を最後にお伺いしたいと思ひます。

○甘利国務大臣　一方で、日本の株式市場における外国人株主比率が非常に多いということも言われています。これは、開かれていながら投資が進んで、外国人保有割合が多いんだと思います。OECDのルールは、先進国に共通のルールであります。この共通のルールに従つて爾々と審査をしているというところでもあります。

○田村(謙)委員　ありがとうございます。事務次官の件でありますけれども、引き続き御検討いただくとともに、あとさらに、参議院の方で、財政金融委員会と呼びたいということをも民主

党は言っているというふうな聞いておりますので、そういった意味でも、ぜひとも大臣も前向きな姿勢を示していただきたいということを最後に重ねて申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○東委員長　これにて田村謙治君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員　日本共産党の吉井英勝でございます。きょうは、二つのテーマで大臣に伺いたいと思ひます。

最初の問題は、昨年十月からの国の信用補完制度に責任共有、部分保証制度が導入されてきた問題ですが、信用保証協会が融資額の一〇〇％保証だったのを、二〇％は金融機関にリスクを分担させる、こういうことで始まりましたが、しかし、保証つき融資にしますと、もともと、保証つき融資というのは中小企業の命綱であつたわけですね。厳しい経済情勢が続く中で、今度の制度を実

施すると融資が受けにくくなる企業がでてくる、導入すべきじゃないということを我が党は一貫して求めてまいりました。

しかし、これは始まっているわけですが、始める前の昨年九月の帝国データバンクの調査でも、利率、上昇するだろうという心配した声が七三・四％とか、融資額縮小が七三・〇％、融資打ち切りの懸念など、いろいろな声がありました。現実、それが信用保険利用状況でも、無担保の方で、九月に一〇〇％だったのが十一月には八〇％に、二割減るとか、そういう影響は出ているわけであります。

この問題で、阪神大震災のあった九五年以降いまだに経済回復に苦しんでいる兵庫県では、二〇〇六年五月から実は、ひょうご地域金融懇話会というのを立ち上げて、責任共有制度の導入に伴い大きな影響を受けることが予想される中小企業への配慮というのを重点的に取り組む必要がある課題として検討してきました。

全部保証の対象とならない制度融資の金融機関負担二〇％部分について、県が負担して実質的に全部保証を継続する、こういう考え方をまとめて、これを受けた県の方で、責任共有制度の実施により金融機関の中小企業への貸し出し姿勢が消極的なものにならないようにする、金融機関への直接損失補償制度の創設というのを昨年発表しました。

部分共有制度実施にあわせて昨年十月一日から実施するとしてきたわけですが、実は半年たったんですが、兵庫のこの制度はまだ実施できておりません。いろいろな心配な話も聞くんですけども、例えば、金融機関の側に課税問題が発生するという心配があるという話も聞きました。

そこで、国税庁に聞きますが、金融機関が負担する二割の部分で直接損失が出たときに県が損失補てんとすると、これは本来、損金と益金とがブライ・ゼロになるわけですね、キャンセルされるわけですね。ですから、金融機関側に課税は発生しないというふうに思うんですが、最初に国税庁

の方に伺っておきます。

〔委員長退席、やまぎわ委員長代理着席〕
○荒井政府参考人 お答えいたします。

一般論でございますけれども、責任共有制度のもとで、金融機関が県から損失補償を受けた場合には、その補償金の額は、法人税の所得計算上、益金の額に算入されます。

他方、金融機関がその同額の負担金を信用保証協会に支払った場合には、その負担金の額は損金の額に算入されます。

その結果としまして、金融機関においては、同額の益金と損金が計上されますので、法人税の課税関係は生じないものと考えられます。

○吉井委員 金融庁の方にも伺っておきたいんですが、金融機関がリスクを負担する二割部分ですね、県が損失補てんすることになっているわけですから、そうすると、貸出債権に損失というのは生じないわけですね。これは優良債権ですから債務者区分に変更は生まれませんし、金融監督上の問題としては、問題はないと思いますが、金融庁、どうですか。

○三村政府参考人 御指摘の責任共有制度につきましては、金融機関と信用保証協会が適正にリスクを分担することを通じて、金融機関が中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことに資するという面もあり、導入された制度であると承知しております。

金融庁といたしましては、金融機関が中小企業の経営支援につながるような適切な融資を行うことが重要であると考えております。

議員御質問のような、地方公共団体の政策判断のもと、地方公共団体と金融機関との間で補償契約を締結することにつきましては、当該契約が両当事者の自主的な御判断に基づくものであり、金融監督上の観点からは特に申し上げることはないと考えております。

以上でございます。

○吉井委員 それで、兵庫の損失補てん制度は、これは金融機関を支援するためのものじゃないんですね、金融機関の応援のものじゃない。これはあくまでも中小企業融資を縮小させないため、これが本来の目的です。課税上も金融監督上の問題も生じないということは、今の答弁でよくわかりました。

中小企業庁の方の仕事といえば、これは中小企業の応援が仕事なんですね。ですから、中小企業応援の制度の実施については、中小企業庁としてもこれは問題ないというお考えだと思いますが、間違いありませんか。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、責任共有制度は、従来一〇〇％やっておったわけですが、その責任の一部を金融機関の方にも持っていたらどう、責任ある貸し手として、借り手である中小企業に対する経営支援等に一層力を入れて取り組むことが促されるというのを期待して十月から始めた制度でございます。

十月に始めるに当たりましては、制度導入による影響を緩和するために、小規模企業でありますとか、あるいは突発的な災害に見舞われた企業、こういうところに対して、当面一〇〇％保証を継続するというようなことで対応してまいりました。

責任共有制度のもとで、県が金融機関に直接損失補償を行う場合、中小企業への資金供給を担う金融機関からは、当該契約を締結することによって、負担金方式で今進めようとしておりますが、その負担金方式全体のスキームに影響を与えるかどうか、そういうことが当初課題であるというふうなことを聞いております。

私もどなたかしましては、責任共有制度の趣旨に反することがないよう損失補償を行う制度の内容について十分検討するとともに、金融機関のそういう課題についても対応していく必要があるというふうに考えてございます。

県が金融機関に対して、兵庫県からの提案

でございますが、具体的に検討する必要があるというふうに考えております。

二月末に兵庫県の方から、いろいろ試行錯誤の上に案が出ておまして、現在、その内容につきまして関係省庁とも協議をして、その内容について検討を行っている、そういう状況でございますが、現在の案につきまして、一部事務処理手続において金融機関側に少し課題があるというふうなことを承知いたしております。

○吉井委員 技術的な話だったら、すぐ解決すべき話なんですね。課税上も問題ない、金融監督上も問題ない。

ただ、現実どうなっているかというのを少し見えておきますと、最近の調査で資金繰り円滑化借りかえ保証実績というのを見ますと、昨年のこの制度が始まる前は、九月で三千八百九十二億円あったものが、昨年の十一月に、制度が始まってから千七百五十億円、つまり半分に減ってしまったんです。

借りかえというのは、期限が来たんだけども借りかえて延ばしてもらうわけですね。今、経済環境が悪いわけでしょう。当然、こういうのは全部見てあげなきゃいけないんだけど、現実には、制度が始まってから借りかえをすることも大変になってきている、これが実態なんです。

ですから、私は、これは中小企業庁の方には、別に私が繰り返すまでもなく、中小企業基本法の六条で、地方自治体というのは、そもそも「その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と。私はこの基本法を変えるときに後退してると反対したけれども、しかし、それにしてもこう書いてあるわけですよ。

まさに阪神大震災で自然的、経済的、社会的条件が非常に厳しくなっているところ、そういうところ、せっかく県の方が制度をつくらうとしているのに対して、これは応援をする。技術的に問題があったら、中小企業庁は出かけていってでも全部解決して、早くこの制度を始めようという

うのが普通だと思ふんですよ。なぜそれがおくれ
てしまっているのか。それはおくれとおつたら、
これは本来中小企業を応援する中小企業施策にな
らないと思ふんですね。

ここは大臣、やはり大臣として、自治体が進め
るこういう制度については速やかに進んでいくよ
うに、大臣としてのいわば中小企業応援の姿勢と
いうものをお聞かせいただきたいと思ひます。

〔やまざわ委員長代理退席、委員長着席〕
○甘利国務大臣 中小企業にとつて、金融はまさ
に生命線なものであります。そして中小企業者の
資金調達の円滑化というのは、大変重要な政策課
題であることはよく認識をいたしております。

金融機関が中小企業にお金を貸す際には、その
金融機関も、責任といひますか、その能力をフル
に發揮して、中小企業をちゃんと面倒見てもらい
たいんですね。つまり、貸した金が、その企業が
倒産しようが解散しようが関係なしに戻ってくる
という姿勢でいられたんじやとて中小企業はた
まらぬわけでありまして、この中小企業がつぶれ
ちゃったうちも大変だと思ひで、金融機関
がしっかりとその企業を育てていくという姿勢を
持つてもらわないと困るのでありまして、今まで
の反省は、一〇〇%返ってくる、極めて貸し
放しという感じになつてしまひはしないかと。こ
の企業が倒産したら自分のところも影響が出るん
だという、運命共同体である意識を持つて育成に
取り組んでもらわないと困るというのが責任共有
制度の本旨だと思ふんですね。

信用保証制度を活用する金融機関への、今御指
摘になつた自治体による損失補償については、こ
うした責任共有制度の趣旨を踏まえつつ、関係省
庁、金融機関の意見を聞きながら検討を行つてい
く必要があると思ふのであります。

兵庫県から、この二月末に出された提案につき
ましても、関係省庁、金融機関の意見を踏まえつ
つ、適切な結論が出るように取り組んでまいり
たいと思つております。

○吉井委員 その金融機関の対応、態度について

冒頭におつしやつたお話というのは、甘利大臣が
金融庁担当大臣だったら、私は、話はわからぬこ
ともないんですよ。それは金融機関に対する指導
ということであつて。しかし、経産大臣というの
は、特に中小企業庁も抱えて、中小企業の応援が
仕事なんですね。

だから、経済産業大臣としては、特に、日本の
金融機関というものは、これは欧米諸国に比べても
欧米だつたらプロパーで融資する、自分の責任に
おいてどんどん貸し付けましようというものが大
体九八%から九九%ですね。日本はそこが非常に弱
かつたので、中小企業向けの制度融資というのが
つくられてきて、大体四割ですね。

ですから、そういうふうな中で、その四割で頑
張つてきた、命綱として頑張つているところを応
援するというのが経産省の一番の仕事なんですか
ら、そういう立場で、責任共有制度の趣旨につい
ては、これは金融庁の方が判断されて問題ない
というわけですから、ここはひとつ、技術的な問題
だつたら、それこそ大臣からも、そこはもう早く
処理して、早く自治体独自に進めていこうとする
この制度を応援してやつていこうやないかという
ことで頑張つてもらうのが、私は大臣のやつても
らう仕事やないかと思ふんですが、改めて大臣に
ぜひ取り組んでいきたいという、その決意をお聞
きしておきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 我が省は、担保や第三者保証に
過度に依存しない金融を構築していくということ
は、金融機関が目き能力を發揮して、担保力は
ないけれども、しかし将来性を見越して、見定め
て、お金を貸すという道が開けてくることを要請
してゐるんであります。

それにはやはり、金融機関は目き能力を磨く、
リスクをとるという姿勢に転じてもらわないと、
かつての不動産バブルがはじけたときの悲惨さ
というの、土地が幾らでも上がるから、ろくな審
査もしないでどんどんいっぱい貸し付け
るということから、借りた方も非常な不幸がその
後で襲つてきたわけでありまして、それをしっかり

身につけてもらいたいし、そういう趣旨にのつ
つた金融の道を開いているわけでありまして。で
すから、その趣旨に沿つてぜひ対応してもらいた
いと思つております。

再度申し上げますが、兵庫県からの件につきま
しては、そういう趣旨も踏まえまして、関係省庁、
金融機関の意見を踏まえつつ、適切な結論が出せ
るように取り組んでいくことであります。

○吉井委員 目き能力をつけるとか、金融機
関そのものの問題は、これは担当は、金融庁を担
当する大臣の方の仕事だろうと思ふんです。経産
大臣のお仕事というのは、これは要するに、中小
企業基本法にもありますように、地方の取り組み
を応援して、そして、中小企業の応援が一番の仕
事だと思ふんです。

そういう立場から、金融庁の方が、これはちよつ
とぐあいが悪いと言つてゐる話だったらわかるん
ですけれども、また、その金融機関のあり方をど
うせいかいせいというのは金融庁の方がされるこ
とであつて、経産大臣としては中小企業の応援、
この立場で頑張つていただきたいということを申
上げてゐるんです。

中小企業応援という点では頑張つてもらえま
す。

○甘利国務大臣 経済産業省は、中小企業政策も
主要な政策の一つであります。我が国の中小企業
が健全に發展していくように、自立力をつけるた
めのあらゆる措置について前向きに取り組んでい
くことは、従来も、そしてこれからも変わらない
わけでありまして。

○吉井委員 一つ御紹介しておきますと、私、非
常に懸念してゐますのは、大臣は中小企業の応援
でやるんだという、今お話ありましたけれども、
実は、実際には、ことし一月十六日に、石川県の
方で、新しい県政をつくる県民の会と石川県労連
が、県に対して、部分保証を補う直接損失補償制
度を創設することなど、中小企業対策の充実を求
めたときに、県の方からは、県では、再生協議会
案件について、金融機関負担分の二〇%について

県の損失補償を行うことの打診を行つてゐるんだ
が、国からは、責任共有制度の趣旨に反するとの
理由で、県が金融機関負担分の二〇%について損
失補償をした場合、残りの八〇%の保険は使わせ
ないとの回答を得ている、こういう話が出てゐ
るんです。

ですから、現場段階で、どうもここで大臣が中
小企業応援だと言つておられることと、必ずしも
違う事態が進んでおりますから、これは事実がど
うだつたかは後ほどきちんと調べていただいて、
そして本当に、要は、何がネックになつてゐるの
かと。このネックを取り除いて、一番大事なことは、
特に、原油高騰の中で、中小企業、本当に深刻な
事態にあるわけですから、その応援のために、
速やかに、それぞれの自治体が独自にこういう制
度で応援しようというときには、その制度が進ん
でいくように取り組んでいただきたい。このこと
を重ねて大臣にお願いしておきたいと思ふん
です。大臣、それはよろしいね。

○甘利国務大臣 要は、中小企業がその能力を
發揮して、担保力はないけれども、事業が、道が開
けるというようにどう環境整備をするかというこ
となんですね。その際に、しっかりと目きをする
ということが物すごく私は大事だと思つていま
す。

というのは、投入される資金というのは、公的
資金の場合は国民負担に必ず返ってくるわけ
であります。新銀行東京の件でも、今、大議論が
取りざたされてゐるうちに、今まで民間金融機関
が貸せないところにどんどん貸すんだ、それは、
それ自体では拍手が来ますけれども、しかし、き
ちつとした目きをしないで貸し出して結局焦げ
つけば、それは国民負担になるわけでありまして。
だから、しっかりと目きをして、貸した金が生
きるようにしていくということが一番大事なこと
なんだと思ひますし、私は、中小企業政策とい
うのは、大企業に比べて金融力がない、しかし伸び
る芽はある、それをしっかりと見定めて支援を差
し伸べていくということが大事だと思つております

し、その基本に沿って金融、税制、予算はあるべきものだというふうに思っておりますから、それに関する限り、全力を挙げて中小企業政策に取り組んでまいります。

○吉井委員 目まきの能力を持つか持たないかは、これは金融機関の側の問題なんです。もちろん、多くの中小企業の皆さんは頑張っているやるときなんです。その中小企業の皆さんについて、力をつけていくように応援をしていく、ここが非常に大事なところで、かつて緊急融資、あの金融危機のとき、あれをやったときも、多くの方は随分長い間、不況の中で苦しみましたけれども、時期が延びたりしながらもやはりきちんと返済というのはやってきているわけで、別にそれで何かチャラにして逃げてしまふ、そういうことはないわけなんです。ですから、そういう点では、せっかく自治体を取り組んでいるときには、それが速やかに生きてくるように、特に大臣からも頑張っていたきたいと重ねて申し上げておきます。

次に、原油高騰に伴う問題なんです。私は、大阪で八百人の方たちに、工場、商店、ハウス農家などをずっと回って、直接お話を伺ってまいりました。トラック運送業者の方は、荷主は単価を抑えている、軽油高騰に伴う単価引き上げをお願いしたら他の業者にかえると言われ、しかし今までぎりぎりの単価に抑えられてきたから、これ以上の負担はもう限界だ。政府があつたとき、サーチャージ制度だと言いましたけれども、現場では結局、軽油高騰分の負担については自腹を切られる。それより、軽油引取税の暫定税率をゼロにしてほしいという声。

ふろ屋さんはもちろん燃料費でずし、クリーニング屋さんは、油代、石油製品の値上げで価格転嫁したいが、消費者の給料が上がらず税金など負担がふえている中ではとても値上げをお願いできない、しかしもう限界だという悲鳴です。すし屋さんも魚屋さんも、漁船の油代が上がった影響で魚の値段が上がって、すしのネタが上がってしまった。ネタを薄くするわけにはいきませんから、

商売できないぐらい大変だ、これが現場の実態を示す声なんです。

高知県のかつおぶし業者からは、油高騰でカツオ漁に出る船が減ってカツオが手に入りにくくなった上に、乾燥させるときの油代が上がってきたという悲鳴の声もありますし、投機資金というのは原油高騰だけじゃないですね。バイオエタノールをつくるエネルギー作物の作付面積急増となって穀物価格が高騰、その結果、パン屋さん、ケーキ屋さん、まんじゅう屋さん、大阪はお好み焼きやたこ焼きの町なんです。粉物関係者は、メリケン粉が上がってもう努力の限界だという悲鳴です。商売をやめようかと思っているという声です。エネルギー作物への作付面積の変更が飼料作物の高騰に連動して、乳製品、マヨネーズから卵まで上がったと悲鳴が出ています。

そこで、大臣に伺っておきたいんですが、政府の調査で、このような実態を具体的にどのように把握しておられるのか、まずこのことを伺いたいと思います。

○福水政府参考人 円高あるいは原材料価格の高騰につきましては、我々、そのタイミングに応じて今まで調査をいたしてきておりまして、原材料につきましては昨年十一月に調査をしていますし、最近の景況につきましては、大臣の強い指示で各経済産業局長に、二月の初めから中旬にかけて緊急調査をやつてきております。さらに、先週でございますが、緊急の円高調査、そういうのをやっておりますのでございます。

○吉井委員 調査をやったというお話なんです。例えばガソリンでいいますと、東京都内で大体百四十八円、同じ京都でも京都の小笠原母島では二百七十三円と、百二十五円ぐらい高い。こういうふうに、投機による原油高騰と、それに連動した穀物価格などの高騰、飼料価格の高騰などで、それに伴う影響というものが非常に出てくるんですね。

調査をしたというお話なんです。そこで大臣に伺っておきたいんですが、昨年十二月二

十五日に発表した政府の緊急対策で、今ほとんど上がっているんですが、これは緊急対策で解決したというお考えなのかどうかを伺います。

○甘利国務大臣 昨年の十二月に緊急対策を取りまとめたわけであります。一定の成果は上げたとは思っております。

具体的には、原油高騰の影響を受けている中小企業への対策として、下請適正取引の推進に取り組む、信用保証協会におけるセーフティネット保証の対象業種の追加等金融面の支援、それから石油販売事業者に対する支援等としては、七十億円の信用保証基金の積み増し、保証条件を大幅に優遇した特別保証枠を創設、加えて、国際石油市場の安定化に向けた国際協調による取り組み等も確実に進めているところであります。それから、対策として、省エネ、新エネ対策への支援の拡充、来年度予算案による措置も盛り込まれているわけでありまして。

これで完璧かと言われると、まだまだ至らないところはあろうかと思いますが、一定の効果を発揮していると思えますし、引き続き関係府省とも密接に連携しつつ、実効性ある実施に最大限努力をしております。

○吉井委員 先ほどの、同じ東京都でも、ガソリンでも二倍違ってくる。一バレル六十ドルぐらいであつたものが、年末の九十ドル台から、さらに百十ドルへというふうに非常に上がっているわけで、ですから、簡単に緊急対策がきいてくるというときじゃないんですね。四月からは政府もメリケン粉を三〇%値上げですね。

だから、そのときにセーフティネットのお話などもあつたんですね。例えば京都で西陣織は、絹織物は確かに昨年末に五号指定を受けたんです。しかし、西陣織のネクタイは、ネクタイ製造業という分類で対象外ですね。だから、今本当に、最初に紹介した例のような投機資金が、原油高騰の結果、どれだけの影響が出ていて、そして、どうして価格を抑えるのかと根本的なところについて速やかに調査して、影響を受けたすべて

の分野、関係業者の、今の西陣織ネクタイ業者のような人も含めて、セーフティネット保証で救われるように取り組むということももちろんそうです。

それから、原油価格高騰の原因になっている投機規制の問題について、大臣は十二月に答弁でも、取り組みというお話がありましたけれども、では成果が上がってきているのかということについて、やはりそれを検証して、そしてそれをどう進めるのかということが、今、物すごく問われているときだと思ふんです。最後にこの点について伺って、質問を終わるようにしたいと思います。

○甘利国務大臣 セーフティネット保証等の対象業種の追加については、これは柔軟に考えていきたいというふうに思っております。かなり追加はしてしまいましたが、まだ漏れがあるということであるならば、御指摘を踏まえて柔軟な対応をしていきたいと思っております。

それから、投機資金の問題について、今、日本が出捐をしまして、IEAにおきまして実態解明調査を行っている最中でありまして、効果的な、適切な対応ができるのかという御指摘に対して、なかなか明快な、決定的な回答ができないというのはじくじたる思いはありますけれども、少しでもそういう投機資金の適切な投資行動に資することになればという思いで取り組んでいるところであります。

○吉井委員 日本のエネルギー自給率は六%を切っていますし、食料自給率は、カロリーベースで三九%を切っているときですから、投機資金の悪影響というのは、日本の国が世界の中でも特段にひどい影響を受ける国なんです。

それで、本当に、国際協調して投機資金規制、言ってみれば金融ばくちみたいな動き方ですね、こういう投機資金規制をやらなかつたら、政府が幾ら努力して対策をとつても、あつという間にガソリンが二十五円、三十円上がっていったら、暫定税率を下げてでもその分は投機資金で取り戻されてしまふ。政府の対策そのものが死んだものに

なってしまう、そのことをやはり銘記して、国際協調で投機資金規制に全力を挙げてもらいたい、このことを申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わります。

○東委員長 以上で吉井英勝君の質疑は終了いたしました。

○東委員長 次に、内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。甘利経済産業大臣。

特許法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済は、人口減少や国際競争の激化といったさまざまな成長制約要因を抱えている中で、知的財産権の創造、保護、活用、好循環の加速化によりイノベーションを一層促進し、中長期的な生産性の向上を通じて産業競争力の強化を図ることが急務であります。

このような中、利用者のニーズに合致した、より利便性の高い知的財産権制度を実現するため、知的財産権の戦略的な活用及び適正な保護を図る観点から、所要の措置を講ずるものであります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特許成立前の出願段階におけるライセンスを保護するための登録制度を新たに創設することにより、発明のより早期の活用に至るものとします。また、通常実施権の登録制度について、非開示とするニーズが強い登録事項の開示を一定の利害関係人に限定することにより、登録制度の活用を促進し、通常実施権者の一層の保護を図ります。

第二に、拒絶査定を受けた出願人に不服審判請

求の可否判断のための十分な時間を確保するため、拒絶査定不服審判等の請求期間を拡大します。

第三に、中小企業等の利用者のニーズ及び特許特別会計における財務状況の中長期的な見通し等を踏まえ、特許料及び商標の設定登録料等の引き下げを行います。

その他、優先権書類の電子的交換の対象国の拡大、料金納付の口座振替制度の導入といった措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第四号中「の日から三十日以内」を「と同時」に改め、同条第三項中「図面」の下に「。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。」を加える。

第二十七条第一項第一号中「移転」の下に「。信託による変更」を加え、同項に次の一号を加える。

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分制限

第三十三条に次の一項を加える。

4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定し、又

は他人に仮通常実施権を許諾することができない。

第三十四条の次に次の四条を加える。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

2 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

3 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

5 仮専用実施権に係る特許出願について、第三十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が設定されたものとみなす。

6 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき

は、消滅する。

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

8 第三十三条第二項から第四項までの規定は、仮専用実施権に準用する。

(仮通常実施権)

第三十四条の三 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とは異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とは異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び

相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合に於ては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為が定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。）が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るもとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合に於ては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該特許出願に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。）が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

7 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下

されたとき又はその特許出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

8 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 第三十三条第二項及び第三項の規定は、仮通常実施権に準用する。

（登録の効果）

第三十四条の四 仮専用実施権の設定、移転相続その他の一般承継によるものを除く。変更、消滅（混同又は第三十四条の二第六項の規定によるものを除く。）又は処分制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

第三十四条の五 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対して、その効力を生ずる。

2 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十五条第二項中「のため」の下に「仮専用実施権若しくは」を加え、同条第三項中「職務発明」を「職務発明」に、「又は」を「若しくは」に改め、「設定したとき」の下に「又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされるとき」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（特許出願の放棄又は取下げ）

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願

について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

第四十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限り、

第四十一条第二項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改める。

第四十三条第五項中「出願番号により特定して」を削り、「」により」の下に「パリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で」を加え、「経済産業省令で定める国においてした出願に基づき」を「場合として経済産業省令で定める場合において、」に、「当該出願の番号」を「出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項」に改める。

第四十四条第一項第一号中「できる」の下に「時又は」を加え、同項第三号及び同条第六項中「三十日」を「三月」に改める。

第四十六条第二項ただし書及び第三項中「三十日」を「三月」に改める。

第六十五条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許出願人は、その仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合については、第一項に規定する補償金の支払を請求することができる。

第九十八条第一項第一号中「除く。」の下に「信託による変更」を加える。

第七十七条第一項の表下欄中「二千六百元」を「二千三百円」に、「八千四百円」を「七千五百円」に、「六百元」を「五百円」に、「二万四千三百円」を「二万四千四百円」に、「千九百元」を

「千七百円」に、「八万二千二百円」を「六万六千四百円」に、「六千四百円」を「四千八百円」に改める。

第二百一十一条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第六十二条中「その日から三十日以内」を「その請求と同時に」に改める。

第六十四条の十第二項中「から第五項まで」を「から第六項まで」に改める。

第六十四条の十二の次に次の一条を加える。

（特許原簿への登録の特例）

第八十四条の十二の二 日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができる。

第八十四条の十五第一項中「第四十一条第四項及び」を「第四十一条ただし書及び第四項並びに」に改める。

第八十五条中「第六十五条第四項」を「第六十五条第五項」に改める。

第八十六条第一項中「書類の交付」の下に「（第三項において「証明等」という。）」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権につ

いては特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等は行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

第十条第一項ただし書中「三十日」を「三月」に改め、同条第二項中「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め、同項ただし書中「三十日」を「三月」に改め、同条第六項及び第七項中「三十日」を「三月」に改め、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限る、第一項の規定による出願の変更をすることができ。

第十一条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第三十五条」の下に「(仮専用実施権に係る部分を除く。)」を加える。

第四十八条の十第一項中「第八条第四項及び」を「第八条第一項ただし書及び第四項並びに」に改める。

第四十九条第一項一号中「移転」の下に「信託による変更」を加える。

第五十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の規定により当該標本の送達とみなされるものを含む。)」を削り、「三十日」を「三月」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限る、第一項の規定による出願の変更をすることができ。

第十五条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第三十五条」の下に「(仮専用実施権に係る部分を除く。)」を加える。

第十七条の二第三項、第十七条の三第一項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第五十条第二項中「この場合において」の下に「、第十七条の二第三項及び第十七条の三第三項に」を加える。

一 項中「三月」とあるのは「三十日」とを加え、「第五十九条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六十一条第一項一号中「移転」の下に「信託による変更」を加える。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改める。

第十六条の二第三項中「三十日」を「三月」に改める。

第四十条第一項中「六万六千円」を「三万七千六百円」に改め、同条第二項中「十五万千円」を「四万八千五百円」に改める。

第四十一条の二第二項中「四万四千円」を「二万九千九百円」に改め、同条第二項中「十万千円」を「二万八千三百円」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第五十五条の二第三項中「この場合において」の下に「、第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」とを加え、「第六十三条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第六十五条の七第一項中「六万六千円」を「三万七千六百円」に改め、同条第二項中「十三万円」を「四万八千五百円」に改める。

第六十八条の二第七第一項中「、商標権の設定」の下に「、信託による変更」を加え、同条第二項中「変更」の下に「(信託によるものを除く。)」を加える。

第六十八条の三十第一項第一号中「四千八百円」を「二千七百円」に、「一万五千円」を「八千六百円」に改め、同条第二号中「六万六千円」を「三万七千六百円」に改め、同条第五項中「十五万千円」を「四万八千五百円」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「予納」を「予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第十二条第三項中「含む。」の下に「並びに特許法第八十六條第三項(実用新案法第五十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第三章 予納 を「第三章 予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(口座振替による納付)

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(次項及び次条において「口座振替による納付」という。)を希望する旨の申出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十六条中「前二条」を「前三条」に、「予納」を「予納又は口座振替による納付」に、「前条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「本人が」との下に「、前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とを加える。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第七十七条第一項の改正規定、第四十四条中商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五條第二項及び第七條から第十三條までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中特許法第二十七條第一項第一号及び第九十八條第一項第一号の改正規定、第二条中実用新案法第四十九條第一項第一号の改正規定、第三条中意匠法第六十一條第一項第一号の改正規定並びに第四條中商標法第六十八條の二十七第一項及び第二項の改正規定 平成二十年九月三十日

四 第五條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律目次の改正規定、第三章の章名の改正規定、第十五條の次に一條を加える改正規定及び第十六條の改正規定 平成二十一年一月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という)第十七條の二第一項第四号、第二百一十一條第一項及び第六十二條の規定は、この法律の施行の日以後に請求が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日以前に請求が送達された拒絶をすべき旨の査定の拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

2 新特許法第四十三條第五項(実用新案法第十四條第一項において準用する場合を含む)の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願

又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日以前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3 新特許法第四十四條第一項第三号及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求が送達される特許出願であつて、意匠法等の一部を改正する法律平成十八年法律第五十五号。以下「平成十八年改正法」という)の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求の送達があつた特許出願又は平成十八年改正法の施行の日以前にした特許出願については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十六條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

5 前条第二号に掲げる規定の施行の日以前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九十九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む)については、新特許法第七十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新特許法第八十六條第三項(第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という)第五十五條第一項において読み替えて準用する場合及び第五條の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第三項において準用する場合を含む)の規定は、この法律の施行の日以前に登録された通常実施権については、適用しない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 新実用新案法第十條第一項ただし書及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求の送達

があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第十條第二項ただし書及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という)第十三條第一項ただし書の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日以前に拒絶をすべき旨の最初の査定の請求の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第十七條の二第三項、第十七條の三第一項及び第四十七條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠法第十七條の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」という)の請求が送達される場合について適用し、この法律の施行の日以前に補正却下決定の請求の送達があつた場合については、なお従前の例による。

3 新意匠法第四十六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に請求が送達される拒絶をすべき旨の査定の拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日以前に請求の送達があつた拒絶をすべき旨の査定の拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という)第六十六條の二第三項、商標法第十七條の二第一項において準用する新意匠法第十七條の三第一項及び新商標法第四十五條第一項の規定は、この法律の施行の日以後

に商標法第十六條の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」という)の請求が送達される場合について適用し、この法律の施行の日以前に補正却下決定の請求の送達があつた場合については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は同日前に納付すべきであつた登録料(第四条の規定による改正前の商標法第四十一條の二第一項前段及び第二項前段の規定により当該登録料を分割して納付する場合を含む)若しくは個別手数料については、新商標法第四十條第一項及び第二項、第四十一條の二第一項後段及び第二項後段、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新商標法第四十四條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に請求が送達される拒絶をすべき旨の査定の請求に対する商標法第四十四條第一項の審判の請求について適用し、この法律の施行の日以前に請求の送達があつた拒絶をすべき旨の査定の請求に対する同項の審判の請求については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第七十七條第一項並びに新商標法第四十條第一項及び第二項、第四十一條の二第一項及び第二項、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第八条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六

十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。の一部を次のように改正する。
附則第三条第三項の表下欄中「千七百円」を「千五百円」に、「千円」を「千円」に、「五千四百円」を「四千八百円」に、「三千三百円」を「二千九百円」に、「一万六千二百円」を「一万四千三百円」に、「一万円」を「八千八百円」に、「五万四千円」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。
(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正)

第十条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「七千五百円」に、「五千六百円」を「四千九百円」に、「一万三千五百円」を「一万二千四百円」に、「八千四百円」を「七千四百円」に、「二万七千円」を「二万三千八百円」に、「一万六千八百円」を「一万四千八百円」に、「五万四千円」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。
(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正)

年改正法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第一条の規定による改正前の特許法(以下「平成十五年旧特許法」という。第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(平成十五年旧特許法の一部改正)

第十二条 平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十七条第一項の表下欄中「二万三千円」を「一万四千四百円」に、「千円」を「千円」に、「二万三百円」を「一万七千九百円」に、「千六百円」を「千四百円」に、「四万六千円」を「三万五千八百円」に、「三千二百円」を「二千八百円」に、「八万二千二百円」を「七万六千六百円」に、「六千四百円」を「五千六百円」に改める。
(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十三号(中)「又は通常実施権の設定又は保存の登録」を「(仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。)の設定又は保存の登録(仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。)」に改める。

理 由
知的財産権の戦略的な活用及び適正な保護を図るため、仮通常実施権制度等の創設、通常実施権に係る登録事項の開示の見直し、拒絶査定不服審判の請求期間の拡大、特許関係料金の引下げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年四月三日印刷

平成二十年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P